

2022 年度
点検・評価報告書

大阪経済大学

目次

序章	1
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	7
第3章 教育研究組織.....	18
第4章 教育課程・学習成果.....	23
第5章 学生の受け入れ.....	50
第6章 教員・教員組織.....	61
第7章 学生支援	70
第8章 教育研究等環境.....	86
第9章 社会連携・社会貢献.....	96
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	108
第2節 財務	121
終章	123

序章

本学は、2016 年度に大学基準協会が行う第 2 期認証評価を受審し、「適合」との認定を受けたものの、その際の評価結果において、「努力課題」として 3 つの事項が指摘された。これを受け、当時自己点検・評価を推進する主体であった「自己点検・自己評価運営委員会」（以下「運営委員会」という。）は、その課題達成に向けた取り組みを「自己点検・自己評価目標設定・進捗状況確認シート」へ盛り込むことを関係組織に指示し、改善に取り組んだ。そして、2020 年度には改善の状況を同協会に「改善報告書」として提出した。同年度末には、その内容に対する検討結果が示されたが、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」はなしとのことであった。

このような対応と並行して、さらなる内部質保証の強化、改善に向け、これまで「運営委員会」および「自己点検・自己評価実施委員会」（以下「実施委員会」という。）が中心となっていた自己点検・評価体制の見直しを図った。2018 年度には内部質保証のための方針として「大阪経済大学における内部質保証のための全学的な方針および手続」（以下「内部質保証の方針および手続」という。）を定めるとともに、内部質保証の推進に責任を負う組織として、新たに「全学内部質保証推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、そのもとに「全学自己点検・自己評価委員会」（以下「全学自己点検委員会」という。）を設置した。その後も、必要に応じて見直しを図りながら、教育等の確実な推進と、課題の抽出を可能とする体制整備を進めてきたところである。

また、本学の理念・目的を実現していくための中長期計画については、2032 年の創立 100 周年を見据えて策定した「大阪経済大学 100 周年ビジョン『DAIKEI 2032』」（以下「DAIKEI 2032」という。）に基づき、2019 年度から 2023 年度までの 5 ヶ年計画として「新第一次中期計画」を定め、これを単年度の事業計画に落とし込み実施している。これら計画の進捗状況の管理は、自己点検・評価と関連づけて実施し、明らかになった課題は次期の計画に反映させることで、本学の理念・目的の実現を推進している。このように内部質保証の取り組みを中長期計画と連動させて実施していることは、本学の特徴の 1 つといえる。さらに、教育の起点となる 3 つのポリシーについては、学生の学習成果の把握・評価を推進していくため、学長のもと全学的な統一性を確保して運用している。

本学は、これまで内部質保証システムのもとで教育等の質の保証を図ってきており、本報告書にて明らかになった課題を踏まえ、引き続き本学の理念・目的の実現に向けて取り組んでいく所存である。

第1章 理念・目的

<1>現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容／大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

1. 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容／大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学の歴史は、1932年の浪華高等商業学校の開設に始まる。その後、当時京都帝国大学教授であった黒正巖博士らが私財を投じ、1935年に昭和高等商業学校として再建された。第2次世界大戦時には男子学生が学徒動員されたため、1944年に大阪女子経済専門学校に転換した。そして、1949年に新制4年制大学としての大阪経済大学となり、現在に至る。

本学の建学の精神は「自由と融和」である。ここでの「自由」とは、いかなる権力にも屈することのない自立の精神であり、互いの人間としての尊厳を重んじるリベラリズムの思想である。また、「融和」とは、人の輪を大切にし、平和を愛する心である（資料1-1）。

本学の教学理念は「人間的実学」である。この言葉は、1992年に策定された「21世紀をめざす学園マスタープラン」において提起され、以下のとおり定められている（資料1-1）。

人間的実学（ヒューマン・プラクティカル・サイエンス）とは、人間の潜在能力の開花・自立した豊かな人格形成という教育それ自体の価値の追求と、基礎的能力の訓練やよりよい社会人・職業人の育成という実践的目標達成との統一をめざすものでなければならない。

深く広い専門研究とそれにささえられた専門知識の教授は大学教育の基本的課題であり、とりわけ、社会への深い関心と時代変化への柔軟な対応力を養うという今日の大学教育に課せられた任務にてらして、その重要性はさらに増しつつある。しかし、人間的実学の立場からすれば、専門知識の教授だけでなく、読み、書き、計算、会話というより基礎的な能力の獲得、すなわち国語および外国語能力、情報処理能力、自己表現能力といった基礎的能力を身につけることもまた、大学教育における重要な目標とされなければならない。実際生活における役立ちという点からみると、このような基礎能力教育こそがより重視される必要があるともいえよう。しかし、こうした基礎的能力の育成は、国家や社会の目的にそった社会人・職業人の養成、すなわちいわゆる「人材」づくりのためだけのものではなく、個々の人間の人格的自立と創造性ゆたかな発達、人間文化への深く広い理解、自由と融和の精神をそなえたすぐれた人間形成という教育本来の目的にそったものでなければならない。すなわち、われわれの教学上の基本目標は、基礎能力教育、一般教養教育、専門教育をとおしてすぐれた社会人・職業人を育成し、自由と融和の精神をもつ創造性ゆたかな人間形成をはかること、すなわち人間的実学（ヒューマン・プラクティカル・サイエンス）教育を実現することにある。

大学の目的は、「大阪経済大学学則」（以下「学則」という。）第1条に「本大学は、教育

基本法にのっとり、学校教育法の規定するところにしたがい、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、人間性豊かな実学教育の成果をあげることによって、社会の発展に寄与することを目的とする」と定めている（資料 1-2）。

大学院の目的は、「大阪経済大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第 1 条に「本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている（資料 1-3）。

これら大学および大学院の目的を踏まえ、学部、学科および教員養成課程の人材養成の目的と教育目標については、「人材養成の目的に関する規程」に定めている（資料 1-4）。また、研究科または専攻ごとの人材養成に関する目的、その他教育研究上の目的については、各研究科の人材養成の目的に関する規程に定めている（資料 1-5～8）。なお、経済学研究科では「大阪経済大学大学院経済学研究科人材養成の目的に関する規程」のなかで、経済学専攻博士前期課程と経済学専攻博士後期課程における目的をそれぞれ定めている。

以上のことから、本学の理念・目的、それらを踏まえた学部・研究科の目的については、適切に設定されていると判断する。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示／教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

1. 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示／教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

建学の精神および教学理念は、「DAIKEI 2032」、大学案内、大学院案内、新入生に配付する「STUDENT HANDBOOK」等で明示するとともに、ホームページで公表している（資料 1-9【ウェブ】～12【ウェブ】）。また、全学共通科目の「広域科目」には「大阪経済大学の歴史」という授業科目を配置しており、学生に対して本学の歴史、建学の精神、100 周年ビジョン、初代学長の黒正巖博士の生涯等を教授している（資料 1-13）。

大学の目的は、既述のとおり、学則第 1 条に明示している。また、学部、学科および教員養成課程の人材養成の目的と教育目標は、「人材養成の目的に関する規程」において定めるとともに、ホームページで公表している（資料 1-14【ウェブ】）。

大学院の目的は、既述のとおり、大学院学則第 1 条に明示している。また、研究科または専攻ごとの人材養成に関する目的、その他研究上の目的は、各研究科の人材養成の目的に関する規程において定めるとともに、ホームページで公表している（資料 1-14【ウェブ】）。

以上のことから、本学の理念・目的および学部・研究科の目的の明示、教職員および学生への周知、社会に対する公表については、適切であると判断する。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点１：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

1. 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

2032年に創立100周年を迎えるにあたり、創立時の創設者の思いや大学理念に立ち返り、新たな大学のミッションを2018年12月に策定した。そして、このミッションを達成するため、「DAIKEI 2032」を策定し、4つのビジョン（教育、研究、社会実践、大学運営・組織）から、2032年の本学のあるべき姿を定義した（資料1-9【ウェブ】、10）。

策定したミッションおよび4つのビジョンは、以下のとおりである。

【ミッション】

生き続ける学びが創発する場となり、商都大阪から、社会に貢献する“人財”を輩出する

【4つのビジョン】

教育ビジョン：自ら学びをデザインできる学生を生み出す

予測困難な時代を生き抜くために、主体的に学ぶ姿勢をはぐくみます。多様な体験で得たものを発表・議論する場を設け、さらなる学びへ発展させます。

研究ビジョン：知の“結接点”となる

分野や産学官民を問わず、国内外の多彩な知を集積し、それぞれをつなげる場を形成することで、新たな価値を創出していきます。

社会実践ビジョン：商都大阪の原動力となる

学内のリソースを一体化し、中小企業や経済団体、自治体といった学外機関をつなぐハブ機能と、地域課題の解決を担うプラットフォーム機能を強化します。

大学運営・組織ビジョン：居心地の良い学びの場を形成する

空間・制度の面から、学びを誘発するキャンパスをデザイン。教職員の能力を発揮できる組織運営を行い、ビジョン実現の土台を形作ります。

さらに、「DAIKEI 2032」に基づき、2019年度から2023年度までの5ヵ年計画を示す「新第一次中期計画」を策定した（資料1-15【ウェブ】）。策定にあたっては、理事会のもと、「中期計画策定委員会」を立ち上げ、各学部教授会、各部署からの意見を取り入れながら2018年6月より計15回に渡る同委員会での議論を経てまとめた（資料1-16）。加えて、この「新第一次中期計画」に基づく各年度の事業として、年度ごとに事業計画を策定している（資料1-17【ウェブ】）。事業計画の各施策には責任者、担当会議・委員会、担当組織を割り当て、責任の所在を明確にして実施している。その進捗状況については、第2章で後述する中期計画に基づくPDCAサイクルにおいて毎年度自己点検・評価しており、その結果は、次年度の事業計画および「新第一次中期計画」に反映させている。

次に、「DAIKEI 2032」を学内に浸透させ、推進していくための風土づくりを目指す取り組みとして、2020年1月からインナーブランディング事業を開始し、教職員が「DAIKEI 2032」を自分事として捉えるためのプロジェクトを複数立ち上げている。例えば、「STAFF INTERVIEW」では、「DAIKEI 2032」をテーマに各部署の職員にインタビューを行い、その結果を示すことで、教職員が各部署の仕事や課題への理解を深めるとともに、自身の職務と「DAIKEI 2032」とのつながりを考えるきっかけとしている。また、「DAIKEI TALK」では、関係のある教職員と学長による座談会を開催し、教職員同士のつながりの場として機能させるとともに、ミッションに掲げる「創発」が起こる場となることを企図している。さらに、ワークショップ「Talk with ALL」では、参加した教職員が少人数のグループに分かれて対話するなかで、これまで自分達が培ってきた無形資産をあらためて認識し、自分達にできるミッション実践の方法を考える機会としている。このほか、学長がミッションおよび4つのビジョンへの思いや考え方を語った「TOP MESSAGE」、本学の歴史をエピソードとともにひもといた「HISTORY&STORY」、ビジョンを持つことの意味を中小企業診断士の視点から語った「VISION COLUMN」等様々な取り組みを行っている。加えて、これらインナーブランディングの取り組み内容をウェブサイト「Talk with」において公開することで、教職員が目標に向けて何を考え、どう行動しているかを周知し、対話の輪を広げ、地域社会との関係性を深めている（資料1-18【ウェブ】）。

以上のことから、本学の理念・目的等を実現していくための、将来を見据えた中・長期の計画の設定については、適切であると判断する。

＜2＞長所・特色

1. 「DAIKEI 2032」を学内に浸透させ、推進していくための風土づくりを目指して、2020年1月からインナーブランディング事業を開始し、教職員が「DAIKEI 2032」を自分事として捉えるためのプロジェクトを複数立ち上げている。加えて、その取り組み内容をウェブサイト「Talk with」において公開することで、教職員が目標に向けて何を考え、どう行動しているかを周知し、対話の輪を広げ、地域社会との関係性を深めている。

＜3＞問題点

なし

＜4＞全体のまとめ

本学は、建学の精神として「自由と融和」を、教育理念として「人間的実学」を掲げ、これらに基づき、大学の目的を学則に定め、学部、学科および教員養成課程の人材養成の目的と教育目標を「人材養成の目的に関する規程」に定めている。また、大学院の目的は大学院学則に、研究科または専攻ごとの人材養成に関する目的、その他教育研究上の目的は、各研究科の人材養成の目的に関する規程に定めている。なお、これらの理念・目的は、学生や教職員に適切に周知するとともに、社会に対しては、ホームページにて公表している。

将来を見据えた計画については、創立100周年を迎える2032年に向けて、2018年12月に「DAIKEI 2032」を策定するとともに、そのなかの4つのビジョンを実現するための計画

として「新第一次中期計画」を策定し、2019 年度から取り組んでいる。また、「DAIKEI 2032」を学内に浸透させ、推進していくための風土づくりを目指して、2020 年 1 月からインナーブランディング事業を開始し、その取り組み内容をウェブサイト「Talk with」で公開している。

以上のことから、大学基準を充足していると判断する。

第2章 内部質保証

<1>現状説明

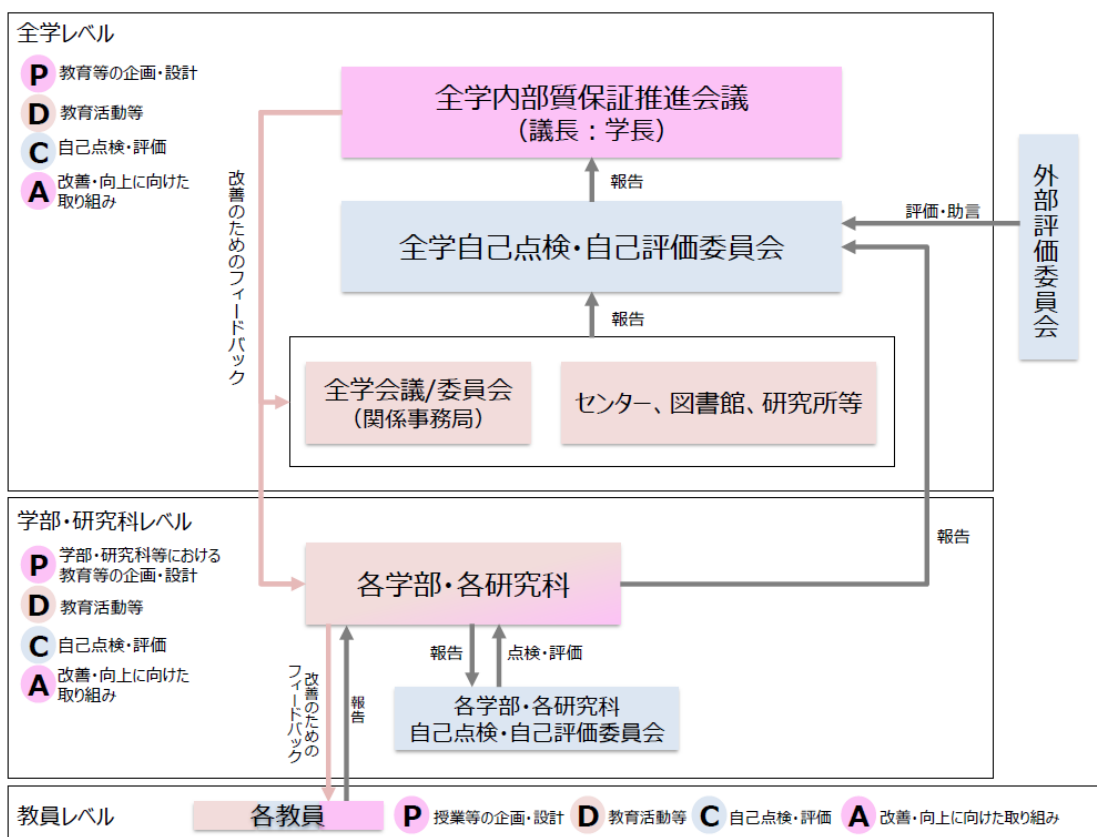
点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

本学の理念・目的の実現に向けてさらなる内部質保証を推進するため、2018年度に既存の「大阪経済大学自己点検・自己評価規程」を廃止し、新たに「大阪経済大学内部質保証システムに関する規程」（以下「内部質保証規程」という。）を定め、「推進会議」および「全学自己点検委員会」等の内部質保証に関連する組織を設置した（資料2-1）。

また、内部質保証を推進するための全学的な方針および手続として、「内部質保証の方針および手続」を定め、そのなかで内部質保証に関する基本的な考え方や、内部質保証の推進に責任を負う組織である「推進会議」の役割、内部質保証のための手続等を明示している（資料2-2）。内部質保証システムにおける業務フロー図は以下のとおりである。



なお、本学の諸活動のうち大学運営に係る取り組みについては、「大阪経済大学大学運営に係る内部質保証システムに関する規程」（以下「大学運営に係る内部質保証規程」という。）を定め、その質保証を推進するための組織として、「大学運営に係る内部質保証推進会議」（以下「大学運営に係る推進会議」という。）および「大学運営に係る自己点検・自己評価委員会」（以下「大学運営に係る自己点検委員会」という。）を設置し、「推進会議」を中心とする内部質保証システムと同様のプロセスで質保証に取り組むこととしている（資料2-

3)。

「内部質保証の方針および手続」は、ホームページで公表するとともに、「推進会議」や「全学自己点検委員会」等で適宜配付することで、学内外へ周知・共有している。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針および手続の明示については、適切であると判断する。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備／全学内部質保証推進組織のメンバー構成

1. 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備／全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学は、1992 年に策定した「21 世紀をめざす学園マスタープラン」の具体化に向けて、また、大学設置基準および大学院設置基準において自己点検・評価が努力義務とされたことに対応するため、「運営委員会」および「実施委員会」を置き、1995 年には、「大阪経済大学自己点検・自己評価規程」を定め、「運営委員会」を中心に自己点検・評価活動を行ってきた。その後、大学に内部質保証システムの構築が求められるようになったことから、2014 年に「大阪経済大学における内部質保証のあり方について」を定め、本学における内部質保証の方針を明示した（資料 2-4）。

2018 年度には、自己点検・評価の結果を改善・向上につなげ、さらなる内部質保証の強化、改善を図るため、これまでの「運営委員会」および「実施委員会」を中心としていた自己点検・評価体制の見直しを行い、「大阪経済大学における内部質保証のあり方について」を「内部質保証の方針および手続」としてあらためた（資料 2-2）。また、「大阪経済大学自己点検・自己評価規程」を廃止し、「内部質保証規程」を定めるとともに、新たに内部質保証の推進に責任を負う組織として「推進会議」を置き、そのもとに「全学自己点検委員会」を設置した。加えて、大学運営に係る取り組みについては、「大学運営に係る内部質保証規程」を定め、その質保証を推進するための組織として、「大学運営に係る推進会議」を置くとともに、そのもとに「大学運営に係る自己点検委員会」を設置した。

2019 年度からは、上述のように新しく構築した内部質保証システムを、必要に応じて見直しながら稼働させ、全学的な内部質保証を推進している。関係組織の役割等については、以下のとおりである。

A) 推進会議

「内部質保証規程」において、「推進会議」は以下の事項を行うと定めている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 内部質保証のための全学的な指針等の策定(2) 内部質保証、自己点検・評価に関するしくみ等の企画・審議・承認(3) 全学的な観点における教育等の質の保証に関する P D C A サイクルの管理(4) 自己点検・評価の結果等を踏まえた全学の教育活動等の改善・向上に関する審議(5) 自己点検・評価等の結果の公表 |
|---|

- (6) 大学認証評価に関する審議・承認
- (7) その他内部質保証に関して必要な事項に関すること

「推進会議」は「内部質保証の方針および手続」で明示しているように、内部質保証の推進に責任を負う組織として位置づけられ、自己点検・評価の結果を踏まえた改善・向上に向けた取り組み等について審議するとともに、PDCAサイクルが適切に機能するよう統括し、内部質保証を推進する役割を担っている。

また、構成員は以下のように定め、学長を議長としている。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 事務局長
- (5) 全学自己点検・自己評価委員長

ここでは、全学自己点検・自己評価委員長を構成員に加えることにより、自己点検・評価の結果として明らかとなった問題点等に関して審議し、改善・向上に向けた取り組みにつながりやすい体制としている。

B) 全学自己点検委員会

「内部質保証規程」において、「全学自己点検委員会」は以下の事項を行うと定めている。

- (1) 内部質保証、自己点検・評価に関するしくみ等の企画・提案
- (2) 各学部・各研究科等の自己点検・評価活動の把握・支援
- (3) 全学の教育活動等についての全学的な自己点検・評価
- (4) 大学認証評価に関する申請書案等の作成
- (5) 外部評価委員会に関する事項
- (6) その他自己点検・評価に関して必要な事項

このように、「全学自己点検委員会」は学部・研究科、センターおよび事務組織等の各組織の自己点検・評価活動を把握した上で、全学的な自己点検・評価を行い、その結果を「推進会議」に報告することを主な役割としている。

また、構成員は以下のように定めている。

- (1) 学長が指名する委員（内部質保証および自己点検・評価に詳しい者）1名
- (2) 各学部から選出された研究科に所属する教員1名（計4名）ただし、副学長、学長補佐、学部長、副学部長、学部長補佐、研究科長、研究科長補佐を除く。
- (3) 教学事務組織から事務局長により選出された委員2名

委員長は、学長が指名する内部質保証および自己点検・評価に詳しい者が務める。加えて、自己点検・評価の客観性、妥当性を担保するための工夫として、学部・研究科の執行部を除く者を構成員としており、多角的な観点による点検・評価を可能にしている。

C) 大学運営に係る推進会議

「大学運営に係る内部質保証規程」において、「大学運営に係る推進会議」は以下の事項を行うと定めている。

- (1) 大学運営に係る内部質保証のための指針等の策定
- (2) 大学運営に係る内部質保証および自己点検・評価に関するしくみ等の企画・審議・承認
- (3) 全学的な観点における大学運営の質の保証に関するPDCAサイクルの管理
- (4) 自己点検・評価の結果等を踏まえた大学運営の改善・向上に関する審議
- (5) 大学運営に係る自己点検・評価等の結果の公表
- (6) 大学認証評価に関する審議・承認
- (7) その他大学運営に係る内部質保証に関して必要な事項に関すること

このように、「大学運営に係る推進会議」は本学の諸活動のうち大学運営に係る取り組みを対象として、自己点検・評価の結果を踏まえた改善・向上に向けた取り組み等について審議するとともに、PDCAサイクルが適切に機能するよう統括し、内部質保証を推進する役割を担っている。

また、構成員は以下のように定め、事務局長を議長としている。

- (1) 事務局長
- (2) 企画部長
- (3) 総務部長
- (4) 財務部長

D) 大学運営に係る自己点検委員会

「大学運営に係る内部質保証規程」において、「大学運営に係る自己点検委員会」は以下の事項を行うと定めている。

- (1) 大学運営に係る内部質保証および自己点検・評価のしくみ等の企画・提案
- (2) 大学運営に係る各組織の自己点検・評価活動の把握・支援
- (3) 大学運営に係る全学的な自己点検・評価
- (4) 外部評価委員会に関する事項
- (5) 大学認証評価に関する申請書案等の作成
- (6) その他大学運営に係る自己点検・評価に関して必要な事項

このように、「大学運営に係る自己点検委員会」は、大学運営に係る各組織の自己点検・評価活動を把握した上で、全学的な自己点検・評価を行い、その結果を「大学運営に係る推進会議」に報告することを主な役割としている。

また、構成員は以下のように定めている。委員長となる事務局長に加えて、大学運営に係る事務組織から役職者に限らず委員を選出することで、多角的な観点による点検・評価を可能にしている。

- (1) 事務局長
- (2) 大学運営に係る事務組織から事務局長により選出された委員 2 名

E) 学部・研究科等

「内部質保証規程」第14条に、「学部、研究科、センターおよび事務組織等の各組織は、教育活動等の自己点検・評価を実施し、所管する会議等で審議した上で、その結果を全学自

己点検・自己評価委員会に報告する」と定めている。また、「内部質保証の方針および手続」においても、各組織が自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえ、改善・向上に取り組むことを明示している。これらに基づき、各組織は、教育等の諸活動に関して自己点検・評価を実施する役割を担い、その結果を「全学自己点検委員会」に報告する体制としている。

また、「内部質保証規程」第 15 条および第 16 条に定めるとおり、各組織のうち学部・研究科には、各学部・各研究科の自己点検・自己評価委員会を置いており、「各学部長・各研究科長（執行部）による教育活動等の点検・評価」等を役割としている（資料 2-5～12）。これに基づき、各学部・各研究科の自己点検・自己評価委員会は、各学部・各研究科執行部が行った自己点検・評価案を点検・評価する。同委員会は、学部・研究科執行部を除く者 2 名以上をもって構成されており、各学部・各研究科が行う自己点検・評価の客観性、妥当性を確保できる体制となっている。

なお、本学の諸活動のうち大学運営に係る取り組みについては、「大学運営に係る内部質保証規程」第 14 条にある、「大学運営に係る事務組織は、所管する活動の自己点検・評価を実施し、その結果を委員会に報告する」との定めに基づき、関係する事務組織が自己点検・評価を実施する役割を担い、その結果を「大学運営に係る自己点検委員会」に報告する体制としている。

F) 外部評価委員会

「外部評価委員会」は学外有識者で構成され、自己点検・評価の客観性、妥当性を確保するため、本学の取り組みについて評価・助言を行う役割を担っている。外部評価委員の任期は 1 年とし、取り扱うテーマや実施方法を鑑みて適切な学外有識者に委員を委嘱している。2021 年度には、大学基準に準じた評価基準による外部評価を実施している。その内容については、点検・評価項目③で後述する。

円滑に内部質保証を推進するため、「推進会議」「全学自己点検委員会」「大学運営に係る推進会議」「大学運営に係る自己点検委員会」「外部評価委員会」の事務局は、いずれも企画部教学企画課が担当し、会議間の連携を図っている。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制の整備については、適切であると判断する。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施／全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の P D C A サイクルを機能させる取り組み／学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施、その結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）

に対する適切な対応
評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

1. 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

教育の起点となる3つのポリシーを適切なものとするため、「新第一次中期計画」に「全学・学部・研究科3ポリシーの点検および改善」を掲げ、2019年度に、全学および各学部の3つのポリシーの見直しに着手した。その際に、学長名による文書「全学のポリシーの見直しについて」において、各ポリシーを策定する上での留意点を明示した（資料2-13）。例えば、学位授与の方針については、到達目標の分類化と具体化をすること、教育課程編成・実施の方針については、教育課程を授業区分ごとに整理すること、学生の受け入れ方針については、求める学生像を具体的に表記すること等を求めている。さらに、学部長には、全学の3つのポリシーを踏まえて各学部の3つのポリシーを策定するよう求めることで、全学的な統一性の確保も図っている。

そして、同文書に基づき、全学および各学部の3つのポリシーを見直している。現行のポリシーの内容については、第4章で後述する。なお、自己点検・評価の結果や関係法令の改正等を踏まえ、見直しの必要が生じた際は、改正点について各学部教授会で審議することで、内容の浸透を図っている。

また、大学院については、2021年度に全学的な対応に着手した。具体的には、学長のもと、第10章で後述する「大学院校務協議会」において、各ポリシーに盛り込むべき事項を確認し、それを踏まえ各研究科は、各研究科委員会での審議を経て、3つのポリシーを見直した（資料2-14）。現行のポリシーの内容については、第4章で後述する。なお、見直しの必要が生じた際は、改正点について各研究科の研究科委員会で審議することで、内容の浸透を図っている。

2. 方針および手続に従った内部質保証活動の実施／全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み／学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施、その結果に基づく改善・向上の計画的な実施

教育等の質の保証に向けた活動としては、「内部質保証の方針および手続」および関係規程に基づき、中期計画に基づくPDCAサイクルおよび大学基準に基づくPDCAサイクルを実施している。いずれも独自のシートを用い、自己点検・評価の内容を可視化している。各PDCAサイクルの内容は、以下のとおりである。

A) 中期計画に基づくPDCAサイクル

中期計画に基づくPDCAサイクルでは、各組織が「新第一次中期計画」に基づく単年度ごとの事業計画を踏まえて、教育等の取り組みを「主要施策取組み目標設定・進捗状況確認シート（青シート）」（以下「青シート」という。）において管理している（資料2-15）。まず、事業計画に掲げる各施策の実行を担う組織を定めた「新第一次中期計画『主要施策』実施体制一覧表」に基づき、各組織は「青シート」の「取組み」欄に、各施策に対応する取り

組みを設定して実施するとともに、毎年度末にその進捗状況に関し、「現状および成果」「問題点」「次年度計画」等の各項目の作成を通じて、改善・向上策の検討を含む自己点検・評価を行う（資料 2-16）。なお、学部・研究科では、作成した「青シート」の内容を各学部・各研究科の自己点検・自己評価委員会が点検・評価することで、客観性、妥当性の確保を図っている。

各組織が行った自己点検・評価の結果は、各施策の推進を担う責任者（学長等）が「主要施策進捗状況確認シート（緑シート）」（以下「緑シート」という。）に取りまとめ、「全学自己点検委員会」に報告する（資料 2-17）。これを受け、同委員会は全学的な観点から自己点検・評価を行い、課題の抽出を図る（資料 2-18）。

「推進会議」は、その内容に関して報告を受け、明らかになった課題等を鑑み、事業計画の修正を行う（資料 2-19）。あわせて、「新第一次中期計画」についても年度毎の自己点検・評価の結果に基づきその適切性を検証するとともに、必要に応じた改訂を行っている。さらに、議長である学長が、各組織に対して、修正した事業計画を踏まえ、「青シート」に設定している取り組みの適切性を確認し、必要に応じて見直しを行うよう求め、教育等の改善・向上を全学的に推進している（資料 2-20）。

事業計画のうち、大学運営に係る施策は、大学運営に係る事務組織が「青シート」を用いて取り組みの設定および自己点検・評価を行い、その結果は、各施策の推進を担う責任者（担当理事）が「緑シート」に取りまとめ、「大学運営に係る自己点検委員会」に報告し、同委員会が全学的な観点から自己点検・評価を行う。「大学運営に係る推進会議」は、その結果について報告を受け、「推進会議」と同様のプロセスで、大学運営の改善・向上を全学的に推進している。

このほか、学部・研究科においては、独自のビジョンおよび中期計画を掲げて、それに基づく取り組みの推進も行っている（資料 2-21）。具体的には、「学部・研究科主要施策取り組み確認シート（紫シート）」（以下「紫シート」という。）において、「青シート」と同様に、中期計画に掲げる各施策に対応する取り組みを設定、実施し、毎年度末にその進捗状況に関して、学部・研究科執行部が改善・向上策の検討を含む自己点検・評価を行う（資料 2-22）。その内容については、各学部・各研究科の自己点検・自己評価委員会が客観的な視点から点検・評価することで、客観性、妥当性の確保を図っている。また、これらにより明らかになった課題等を踏まえながら、必要に応じて取り組みの見直しや中期計画の改訂を行っている。このように、学部・研究科独自の中期計画等の設定と、その進捗状況に関する自己点検・評価を行うことにより、学部・研究科は全学的な取り組みを推進するだけでなく、それぞれの特性に応じて教育等の改革を実行することが可能となっている。

B) 大学評価基準に基づく PDCA サイクル

大学基準に基づく PDCA サイクルでは、「大学評価チェックリスト」を用い、大学基準に基づき、各組織が取り組みの適切性について改善・向上策の検討を含む自己点検・評価を行う。そして、その内容をもとに、「全学自己点検委員会」が、全学的な観点から自己点検・評価を行う（資料 2-23～25）。

「推進会議」は、その内容に関して報告を受けた上で、改善・向上に向けた取り組みを全学的な観点から審議し、議長である学長が各組織における対応を求め、教育等の改善・向上

を全学的に推進している（資料 2-26）。また、明らかになった問題点等は、「新第一次中期計画」や事業計画を修正する際の参考としている。

明らかになった問題点を適切に改善・向上につなげるための工夫としては、「大学基準に基づく全学的な自己点検・評価結果および対応」というリストを用い、「全学自己点検委員会」および「推進会議」を通じて、点検・評価項目ごとの「長所・特色」「問題点」「問題点に対する改善方策」「関連担当組織」等を可視化している（資料 2-27）。

大学基準のうち、大学運営に係る基準については、大学運営に係る事務組織が「大学評価チェックリスト」を用いて自己点検・評価を行い、その内容をもとに、「大学運営に係る自己点検委員会」が全学的な観点から自己点検・評価を行っている。「大学運営に係る推進会議」は、その内容に関して報告を受けた上で、「推進会議」と同様のプロセスで、改善・向上を全学的に推進している。同様に、明らかになった問題点を適切に改善・向上につなげるための工夫についても、「大学評価基準に基づく全学的な自己点検・評価結果および対応【基準 10】」を作成している（資料 2-28）。

2021 年度については、後述する外部評価との連動を図る必要があったことから、基準 7 学生支援に関しては、「2021 年度自己点検・評価シート（基準 7 学生支援）」を用い、自己点検・評価を実施した（資料 2-29）。また、2022 年度については、大学基準協会が行う認証評価との連動を図るため、全ての基準において「大学基準に基づく自己点検・評価シート」を用いた自己点検・評価を、各組織で実施した（資料 2-30）。

これらの自己点検・評価によって明らかになった問題点の改善状況や諸活動の進展状況は、次年度の自己点検・評価活動を通じて「全学自己点検委員会」または「大学運営に係る自己点検委員会」が確認し、「推進会議」または「大学運営に係る推進会議」は、その内容に関して報告を受けることで、各組織の P D C A サイクルの機能を管理している。

また、2022 年の教育職員免許法施行規則の改正に伴い、教職課程の自己点検・評価の実施が求められたが、これに関しては、第 3 章で後述する教職課程の全学的な実施組織である「教員養成カリキュラム委員会」において適切に行った（資料 2-31）。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、本学が行う教育等の取り組みに大きな影響を与えたが、そのような状況下においても、自己点検・評価はじめ、既述の P D C A サイクルに関する活動を継続することにより、「推進会議」は各組織が行う諸活動の状況を把握し、内部質保証を推進してきた。なお、「推進会議」等の開催にあたっては、オンラインでも参加可能とするなど、社会状況に応じた措置を講じた。

3. 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

前回の認証評価における指摘事項は、自己点検・評価体制見直し前の「運営委員会」を主体として対応した。具体的には、2016 年度に大学基準協会による認証評価を受審し、その際の「努力課題」について、「運営委員会」はその改善を達成目標として取り組むことを関係組織に指示し、改善に取り組んだ。改善の状況は、2020 年度に同協会へ「改善報告書」として提出し、同年度末にはその検討結果が示されたが、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」はなしとなった（資料 2-32）。

文部科学省の設置計画履行状況等調査については、過去5ヵ年において指摘を受けていない（「基礎要件確認シート」3）。

4. 点検・評価における客観性、妥当性の確保

点検・評価における客観性、妥当性の確保を図るため、本学では、学内で実施している既述の各PDCAサイクルに加えて、外部有識者が取り組みに対して評価・助言を行う外部評価を実施している。

具体的なプロセスとしては、まず、2021年度の「外部評価委員会」を組織するため、他大学および企業に所属する有識者計3名に外部評価委員を委嘱した。次に、同年度9月に開催した「外部評価委員会」において、外部評価は大学基準協会の大学基準に基づいて行うこと、また、テーマとしては基準7学生支援を取り上げることについて合意した（資料2-33）。その後、内部質保証システムのもとで関係組織が行った「2021年度自己点検・評価シート（基準7学生支援）」による自己点検・評価の結果を踏まえ、「全学自己点検委員会」が作成した「自己点検・評価報告書【学生支援】」を「推進会議」が審議・承認し、「外部評価委員会」に提出した（資料2-34）。

「外部評価委員会」は同報告書を確認した上、本学で学長や関係部長等との意見交換を含む実地調査を行った。その後、「外部評価委員会」での審議を通じ、「大阪経済大学に対する外部評価結果（学生支援）」を取りまとめ、本学の取り組みに対する評価・助言を行った（資料2-35）。同評価結果は、各組織での取り組みの見直しに活用するなど、本学における諸活動の改善・向上に寄与している。

このほか、「推進会議」は、大学基準に基づくPDCAサイクルおよび中期計画に基づくPDCAサイクルのなかで、各組織が用いる自己点検・評価用シートにおいて、自己点検・評価の結果の根拠となる資料の明示を求めている。その支援のため、例えば、企画部が「大学基礎データ」を作成し、各組織に提供するなどしている。

また、「全学自己点検委員会」および各学部・各研究科の自己点検・自己評価委員会は、大学および学部・研究科の執行部ではない教員を主な構成員としており、これらの委員会が自己点検・評価に関与することにより、客観性、妥当性の確保を図っている。

以上のことから、方針および手続に基づいた内部質保証システムの有効性については、適切であると判断する。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
--

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表／公表する情報の正確性、信頼性／公表する情報の適切な更新
--

1. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表／公表する情報の正確性、信頼性／公表する情報の適切な更新

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、学校教育法施行規則第172条に定められる教育研究活動に関する情報、学校教育法第109条に定

められる自己点検・評価の結果、教育職員免許法施行規則第 22 条で公表が求められる情報、財務計算書類をホームページにおいて公表しており、社会に対する説明責任を果たしている（資料 1-14【ウェブ】、2-36【ウェブ】）。また、「新第一次中期計画」に基づく自己点検・評価の結果に関しては、各施策の進捗状況を毎年度の「事業報告書」に掲載し公表している（資料 2-37【ウェブ】）。このほか、日常的な教育研究活動等はホームページの新着情報等で最新の状況を公開するように努めている。ホームページを管理する主体は企画部広報課であるが、それぞれの情報に関連のある部署がその都度関係箇所を更新できる体制にあり、迅速かつ適切な情報公開が可能となっている。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表については、適切であると判断する。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価／点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用／点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価／点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用／点検・評価結果に基づく改善・向上

「内部質保証規程」第 23 条に基づき、同規程の改正に際しては、教授会および研究科委員会の意見を聴くこととなっており、その過程で各教員が内部質保証システムの適切性を確認し、挙げられた意見は学長に報告している。また、自己点検・評価の実施方法やスケジュール等に関して出された意見については、「推進会議」や「全学自己点検委員会」等での審議を経て、必要に応じて自己点検・評価活動に反映させている。

加えて、「推進会議」は、内部質保証システムの適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上を、既述した内部質保証システムにおける自己点検・評価制度を通じて行っている。具体的には、まず、「推進会議」等を所管する企画部が自己点検・評価を行い、改善・向上を図っている。さらに、これらの結果を踏まえ、「全学自己点検委員会」が全学的な観点から自己点検・評価している。「推進会議」は、その内容について報告を受け、明らかになった課題に関する事項を事業計画へ反映するほか、議長である学長を通じて関係組織における改善を求めるなど、内部質保証を推進している。

例えば、2020 年度の「全学自己点検委員会」では、中期計画に基づくPDCAサイクルにおける自己点検・評価のなかで、内部質保証システムをより有効に機能させるため、手続きの強化を図る必要があることを確認した。これを受け、「推進会議」の審議を経て、2021 年度の事業計画では「内部質保証システムの強化」を重点課題として取り組むこととなった（資料 1-17【ウェブ】）。そして、これに基づき経営企画部（2022 年度より企画部）は改善に着手した。その結果として、既述のとおり、大学基準に基づくPDCAサイクルにおいて、「大学基準に基づく全学的な自己点検・評価結果および対応」というリストを作成し、点検・

評価項目ごとの「長所・特色」「問題点」「問題点に対する改善方策」「関連担当組織」等を可視化するに至り、全学的な自己点検・評価の結果を、改善・向上につなげる手続きが強化された。

以上のことから、内部質保証システムの適切性の定期的な点検・評価およびその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについては、適切であると判断する。

<2>長所・特色

1. 「新第一次中期計画」に基づく単年度の事業計画と中期計画に基づくPDCAサイクルが連動して取り組まれている。各組織の取り組みが「青シート」で管理され、点検・評価の結果を事業計画に反映させていることで、「新第一次中期計画」さらには「DAIKEI 2032」の実現に寄与する仕組が構築されている。
2. 確実な課題の抽出を図るため、中期計画に基づくPDCAサイクルのみならず、大学基準に基づくPDCAサイクルにも取り組んでいる。同サイクルでは、点検・評価の結果を適切に改善・向上につなげるため、「大学基準に基づく全学的な自己点検・評価結果および対応」というリストを作成し、全学的な観点から点検・評価項目ごとの「長所・特色」「問題点」「問題点に対する改善方策」「関連担当組織」等を可視化する工夫を講じており、内部質保証に寄与している。

<3>問題点

1. 大学基準に基づくPDCAサイクルで明らかとなった課題を十分に中期計画の改善に活かしているとは言い難いため、その連動性を高めていく必要がある。

<4>全体のまとめ

「内部質保証の方針および手続」および関連規程を定め、「推進会議」を中心とした内部質保証システムを構築し、これを「新第一次中期計画」や事業計画と連動させながら機能させ、教育等の質の保証に取り組んでいる。また、自己点検・評価にあたっては、独自のシートを用いることでその内容を可視化している。さらに、「外部評価委員会」を設置するなど、点検・評価の客観性、妥当性の確保にも努めている。このほか、各種情報公開についても適切に行っている。

内部質保証システム自体についても、点検・評価の結果に基づき見直しを行っており、「大学基準に基づく全学的な自己点検・評価結果および対応」というリストの活用など、その機能が向上している。

以上のことから、大学基準を充足していると判断する。

第3章 教育研究組織

<1>現状説明

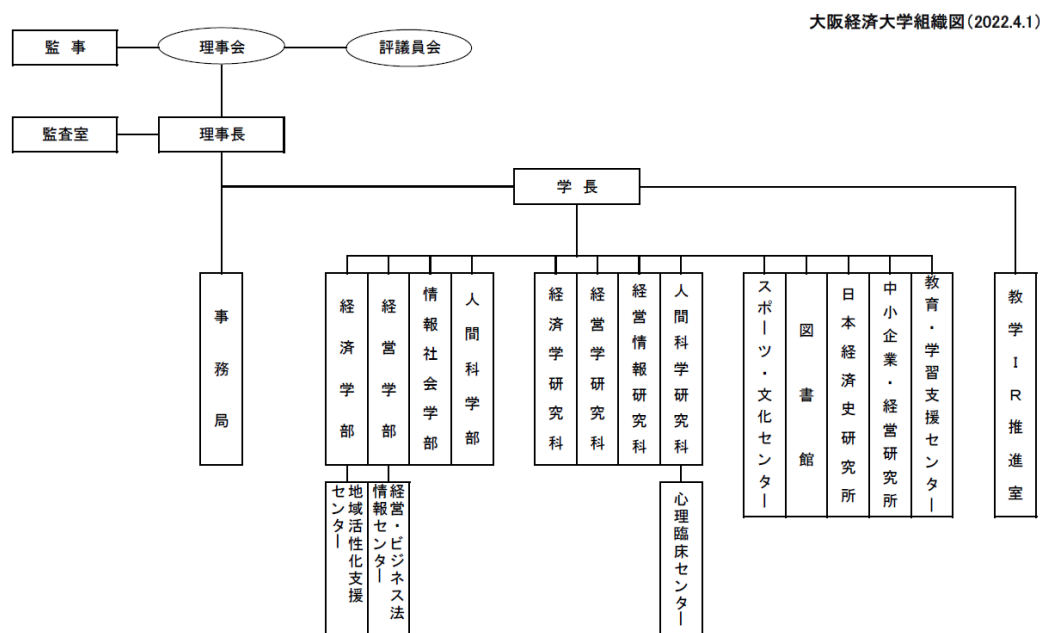
点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成、研究科（研究科又は専攻）構成、附置研究所及びセンター等の組織との適合性／教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

評価の視点2：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

1. 大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成、研究科（研究科又は専攻）構成、附置研究所及びセンター等の組織との適合性／教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

教育研究およびその他の諸活動を通じて、本学の理念・目的を実現していくため、「大阪経済大学組織規程」に基づき、以下のとおり組織を設置している（資料3-1、2）。



学部・学科については、本学開設時は経済学部経済学科を有するのみであったが、1964年度に経営学部第1部・第2部経営学科を、2002年度に経済学部地域政策学科および人間科学部人間科学学科を、2004年度に経営学部第1部ビジネス法学科を、2012年度に情報科学部情報科学学科を新設・改組により設置している。

研究科・専攻については、学部・学科を基礎として設置している。博士前期課程として1966年度に経済学研究科経済学専攻を、博士後期課程として1968年度に経済学研究科経済学専攻を、修士課程として2003年度に経営情報研究科経営情報専攻を、2005年度に経営学研究科経営学専攻を、2006年度に人間科学研究科臨床心理学専攻および人間共生専攻を設置している。

その他の組織については、図書館のほか、スポーツ・文化センター、日本経済史研究所、

中小企業・経営研究所、教育・学習支援センター、教学 I R 推進室を設置している（資料 3-3～7）。また、附属機関として経済学部地域活性化支援センターを、経営学部経営・ビジネス法情報センターを、人間科学研究科に心理臨床センターを設置している（資料 3-8～10）。各組織の概要は、以下のとおりである。なお、図書館については、第 8 章で、各組織が行う教育、学生支援、社会連携・社会貢献等に関する取り組みについては、次章以降で詳述する。

A) スポーツ・文化センター

2019 年 3 月 1 日、大学スポーツの振興により、卓越性を有する人材を育成し、大学ブランドの強化および競技力の向上を図ることで、わが国の地域・経済・社会のさらなる発展に貢献することを目的とした組織「UNIVAS（大学スポーツ協会）」が設立された。これに先立ち、本学では、UNIVAS 構想をモデルとしたスポーツ・文化センターを 2018 年度に設置した（資料 3-3）。同センターでは、体育会だけではなく文化系のクラブ活動もサポートしており、すでに本学にある資源や実績を活用し、学生の学び（学業両立）に関する支援や、クラブ活動と地域貢献・社会貢献を結びつける支援を行い、クラブ所属学生のデュアルキャリア形成の促進および社会で活躍できる人材の育成を図っている。

B) 日本経済史研究所

日本経済史研究所は、日本経済史に関する研究・調査および編纂を行い、経済史学の向上発展に寄与することを目的としている（資料 3-4）。経済史研究にとって有意義な史資料の収集、多様な学術情報の公開、公開講座「黒正塾」の実施のほか、戦前に行われていた「経済史研究会」を 1995 年に再開させるなどし、経済史研究の発展、経済史研究と社会との関係の深化に貢献している。

C) 中小企業・経営研究所

中小企業・経営研究所は、わが国産業構造との関連において、わが国および各国の中小企業ならびに企業経営に関する研究と調査を行うとともに、関連学会との連携を密にして当該学界に貢献し、その成果を通じて中小企業と企業経営の研究面における国際協力に寄与することを目的としている。また、高等教育機関に設置される研究所としての特性を活かした手法により中小企業を支援し、中小企業の振興に寄与することも目的としている（資料 3-5）。これらの目的のもと、中小企業経営者等の社会人を対象とした講演会「中小研セミナー」や、学外研究者と連携した研究会「中小研フォーラム」の実施等により、産官学連携の強化に尽力している。

D) 教育・学習支援センター

教育・学習支援センターは、全学的な教育・学習支援に関する事業の企画・実施により、大学教育の充実と発展に寄与することを目的として 2019 年度に設置した（資料 3-6）。入学前教育やキャリア教育、Project Based Learning（以下「PBL」という。）等に関する支援を行っている。なお、2022 年度に教学 I R 推進室が設置されるまでは、Institutional Research（以下「IR」という。）に関する業務も担っていた。

E) 教学 I R 推進室

教学 I R 推進室は、教学の管理運営の推進に関する支援、ならびに教学に関する諸課題についての調査・研究等を行うことを目的として 2022 年度に設置した。また、設置に伴い、教育・学習支援センターから I R に関する業務を移管した（資料 3-7）。ここでの事業はまだ緒に就いたばかりであるが、学生の学習成果の把握・評価に資する取り組みを行うなど、教学における諸課題の改善を推進している。

F) 地域活性化支援センター

地域活性化支援センターは、主として関西圏内の地域コミュニティの活性化を支援することによって社会に貢献するとともに、その活動を通じて、本学における教育・研究の充実および発展を図ることを目的として 2004 年度に設置した（資料 3-8）。地域活性化に関わる諸団体および個人の地域活性化活動の支援、教員・学生・大学院生の国内外におけるフィールドワークの支援等を行っている。

G) 経営・ビジネス法情報センター

経営・ビジネス法情報センターは、主として関西圏内の企業への経営・ビジネス法に関する情報の提供を通して社会に貢献し、その活動を通して、本学における研究・教育の充実発展を図ることを目的として 2004 年度に設置した（資料 3-9）。地域の企業と連携した研究会の開催、専門分野の情報提供、講演会、学生支援を行い、学生、企業、市民の活動を経営およびビジネス法の側面からサポートしている。

H) 心理臨床センター

心理臨床センターは、地域住民に対する臨床心理学的援助を行うとともに、人間科学研究科臨床心理学専攻の教育研究に益する実習施設として 2006 年度に設置した（資料 3-10）。心理学の専門家を配置し、心理カウンセリングや、地域の子どもとその家族を対象にした発達相談サービスを行うなど、一般市民が抱える悩みの解決に向けて支援する心理相談活動を行っている。また、実習を通じて人間科学研究科臨床心理学専攻の大学院生の心理臨床技術の向上にも努めている。

2. 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

教職課程については、円滑、適正な運営を図るために「教員養成カリキュラム委員会」を置き、そのカリキュラム等について審議している（資料 3-11）。同委員会は、副学長または学長補佐を委員長、各学部から選出された専任教員、教員養成課程担当の専任教員、教務部長および教務二課長を構成員とし、各学部・各研究科における教育との連携を図りながら、全学の教職課程の充実に向けた取り組みを行っている。

以上のことから、本学の理念・目的に照らした学部・研究科、その他の組織の設置について、適切であると判断する。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織については、理事会および学長のもと、社会的な要請等の外的要因および学内の諸課題等の内的要因を鑑みながら、その適切性について定期的に点検・評価をしている。

加えて、「推進会議」および「大学運営に係る推進会議」は、教育研究組織の適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上を、第2章で既述した内部質保証システムにおける自己点検・評価制度を通じて行っている。具体的には、まず、学長執行部および企画部が自己点検・評価を行い、改善・向上を図っている。さらに、これらの結果を踏まえ、「全学自己点検委員会」または「大学運営に係る自己点検委員会」が全学的な観点から自己点検・評価している。「推進会議」または「大学運営に係る推進会議」は、その内容について報告を受け、明らかになった課題に関する事項を事業計画へ反映するほか、学長を通じて関係組織における改善を求めるなど、内部質保証を推進している。

なお、最終的な教育研究組織の新設・改組等の決定については、法人経営にも直接的に関わることから、理事会が行っている。

近年における教育研究組織の新設・改組等としては、「新第一次中期計画」に掲げる「学部・学科、研究科の再編」に基づき、理事会のもとに設置した「教育体制検討委員会」で審議を重ね、入試状況からみえる社会的需要に応えるため、2023年度から既存学部の収容定員の増加を図ることとなった（資料 3-12【ウェブ】）。また、グローバル化等の社会的背景を踏まえ、グローバル人材を育成する役割を担っていくため、新たに国際共創学部の設置を決定し、理事会のもとに設置した「大阪経済大学国際共創学部設置準備委員会」において設置に向けた準備を進めているところである（資料 3-13）。

このほか、「新第一次中期計画」に掲げる「意思決定ルートの整備とガバナンス体制の強化」に関しては、学習者を本位とする教育の実現に向けた不断の改善に取り組むため、IR機能の整備・充実を図り、2022年度に教学IR推進室を設置し、教育・学習支援センターからIRに関する業務を移管した。これにより、学生の学習成果等教学改革に必要となるデータの収集・分析がさらに推進されることを企図している。

以上のことから、教育研究組織の適切性の定期的な点検・評価およびその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについて、適切であると判断する。

<2>長所・特色

1. 教育研究組織として、中小企業研究の分野において先進的に活動が続ける中小企業・経営研究所、経済史研究にとって有意義な史資料の収集等により、経済史研究の発展、経済史研究と社会との関係の深化に取り組む日本経済史研究所を設置している。いずれ

の研究所も、地域社会および多様な研究者と連携を図りながら研究を進め、教育への還元および社会貢献につなげる役割を担っており、本学の理念・目的を実現していくための特徴的な組織である。

< 3 > 問題点

なし

< 4 > 全体のまとめ

「大阪経済大学組織規程」を定め、本学の理念・目的を実現していくための学部、研究科およびその他の組織を適切に設置している。そのなかには、日本経済史研究所や中小企業・経営研究所といった、特徴的な組織もある。

これらの組織については、その適切性を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直しを行っており、既存学部の収容定員の増加や新学部の設置準備、教学 I R 推進室の設置等につながっている。

以上のことから、大学基準を充足していると判断する。

第4章 教育課程・学習成果

<1>現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

1. 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学の理念・目的を実現するため、大学全体および全ての学部において、学位授与の方針を定めている（資料 4-1【ウェブ】）。大学全体の学位授与の方針は、以下のとおりである。

全学ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

本学の教育目標に基づき、市民としての良識とたくましい実践力を備えた多彩な職業人を育成します。そのため、以下のような知識や能力、姿勢を身につけることができるように、各学部・学科などにおいて教育課程を編成し、所定の単位を修得して卒業認定ができた学生に対して、学士の学位を授与します。

（全学DP1）

新しい時代を生きる職業人として必要な思考力と課題解決能力

- ・実践的な思考法を身につけ現代社会の諸問題を発見し、課題解決の道筋を立てることができる。

（全学DP2）

各学問分野における実学的な専門知識と技能

- ・幅広い教養と専門分野に関する科学的な知識・技能を身につけ、社会生活に役立てることができる。

（全学DP3）

社会とつながり、多様な人々と協働できる人間力

- ・多様性を尊重し、主体的に他者と関わり、地域社会・企業社会・国際社会とつながることができる。

このように、大学全体の学位授与の方針には、学生に修得を求める学習成果を、3つの項目に分類して明示しており、これらは、いわゆる学力の3要素に関連するものである。これに基づき、学部では、それぞれの人材養成の目的や教育目標との整合を図りながら、授与する学位ごとに学位授与の方針を定め、学生に修得を求める学習成果を明示している（資料 4-1【ウェブ】）。

大学院についても、学部同様に、大学院全体および授与する学位ごとの学位授与の方針を定めており、各研究科の人材養成に関する目的やその他の教育研究上の目的との整合を図

りながら、それぞれの専門性に応じ、学生に修得を求める学習成果を明示している（資料 4-2【ウェブ】、4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】、4-5【ウェブ】、4-6【ウェブ】）。例えば、経済学研究科では学位授与の方針を、以下のとおり定めている。

経済学研究科 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

【経済学研究科前期課程】

研究コース、税理士養成コース、ベーシックコースからなり、修了に必要な要件（※）を満たし、修士論文あるいは課題研究レポートの審査および最終試問試験に合格し、以下の要件を満たした者に、修士（経済学）の学位を授与します。

●研究コースにあつては、経済学あるいは地域政策の専門知識を備え（D P 1）、研究に必要な分析能力を身につけている（D P 2）。

●税理士養成コースにあつては、財政学や税法の専門知識を活かし（D P 1）、税理士として社会に貢献できる（D P 2）。

●ベーシックコースにあつては、経済学あるいは地域政策の専門知識を活かし（D P 1）、高度専門職業人として社会に貢献できる（D P 2）。

※修了に必要な要件:32 単位以上（内、演習 8 単位）の単位修得、かつ一定の研究成果（修士論文または課題研究レポート）の提出が必要。

【経済学研究科後期課程】

修了に必要な要件（※）を満たし、博士論文の審査および最終試験に合格し、経済学あるいは地域政策の最高度の専門知識を備え（D P 1）、研究者として自立して活動できる研究能力を体得し（D P 2）、自らが有する学識を教授する能力を有した者に（D P 3）、博士（経済学）の学位を授与します。

※修了に必要な要件:課程博士（甲）の場合、20 単位以上（内、演習 12 単位）の単位修得、かつ博士論文の提出が必要。

論文博士（乙）の場合、博士論文の提出に加え、提出論文が公刊されていること（または 1 年以内に公刊予定であること）が必要。

なお、これらの学位授与の方針については、ホームページで公表するとともに、「履修のてびき」および「大学院要覧」等に掲載することで、学生および大学院生に周知している（資料 4-7、8）。

以上のことから、学位授与の方針の設定および公表について、適切であると判断する。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表／教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性
--

1. 教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）や公表／教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

学位授与の方針に明示した学習成果を学生が身に付けられるよう、大学全体および全ての学部において、教育課程編成・実施の方針を定め、教育課程の編成および実施に関する基本的な考え方を明示している（資料 4-9【ウェブ】）。大学全体の教育課程編成・実施の方針は、以下のとおりである。

全学カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学の学位授与の方針に掲げる知識や能力、姿勢が修得できるように、教育課程（全学共通科目、学科専攻科目、演習科目等）を以下の通り編成し、講義・演習・実習等を適切に組み合わせた授業を展開します。

（全学C P 1）

全学共通科目では、幅広い教養の修得や学びの土台づくりのために語学科目・広域科目を編成する。

- ・語学科目では、多文化理解を深めるとともにコミュニケーション能力を身に付ける。
- ・広域科目では、人文科学・社会科学・自然科学の科目群と、キャリア形成科目において、幅広い教養と生涯にわたって生き抜くための思考力を身に付ける。

（全学C P 2）

学科専攻科目では、体系的に専門的知識・技能が身に付くように、基幹科目と専門科目を編成する。

- ・基幹科目では、学科で学ぶ上で必要となる基礎的な知識・技能を身に付ける。
- ・専門科目では、コースに属し、より専門的に学問を深めていく。

（全学C P 3）

演習・実習科目等では、少人数でのグループワーク等による協働を通して、主体的な姿勢や課題解決の手法を身に付けるために、ゼミ科目とその他の少人数教育科目を編成する。

- ・ゼミ科目では、各学問領域からのアプローチにより問題を発見し、その問題を解決するための課題を設定し継続的に調査・研究をすることで、専門的な課題解決の手法を身に付ける。
- ・その他の少人数教育科目では、特定の課題について議論し、解決に向けた様々な研究手法を学んだうえで、それを実践できる力を身に付ける。

これらの教育課程について、「アセスメント・プラン」に基づき、様々な角度からの評価（試験・レポート、小テスト、外部アセスメントテスト等）をすることにより学修成果

を把握します。

また、教育課程における各授業科目については、シラバスに到達目標を定めどのように評価するかを記載することで質の保証を担保するとともに、教育課程全体の評価・検証の状況を把握します。

各学部では、大学全体の教育課程編成・実施の方針に基づき、学部の特性に応じた教育課程編成・実施の方針を定めて、教育課程の編成および実施に関する基本的な考え方を示すとともに、それぞれの授業科目や教育手法を通じて身に付く学習成果を明示することで、学位授与の方針との関連性を担保している（資料 4-9【ウェブ】）。

加えて、学生の学習成果は、「アセスメント・プラン」に基づき、多角的な手法で測定することとしており、この取り組みについては、点検・評価項目⑥で後述する。

大学院についても、学部と同様に、大学院全体および授与する学位ごとの教育課程編成・実施の方針を定めており、各研究科では学位授与の方針との整合を図りながら、それぞれの専門性に応じて、教育課程の編成、実施および学習成果の評価に関する基本的な考え方を明示している（資料 4-2【ウェブ】、4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】、4-5【ウェブ】、4-6【ウェブ】）。例えば、経済学研究科では、教育課程編成・実施の方針を以下のとおり定めている。

経済学研究科 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

【教育課程編成の方針】

1. 博士前期課程

研究、税理士養成、ベーシックのいずれのコースにおいても、学生が目指す職業や研究の目的に即して、専門知識を効率的に学べるように、経済学基礎、理論、歴史、政策、統計・計量・情報、国際経済、法律、語学・文献調査、経済調査実習、地域調査実習の諸領域をカバーするカリキュラムを提供します。また、それら専門知識を基礎とし、指導教員による、入学から修了までの一貫した論文指導を通じて、質の高い修士論文等に結実するよう教育課程を編成しています。

2. 博士後期課程

博士後期課程（博士課程）では、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うために必要な高度な研究能力と、その基礎となる豊かな学識とその学識を教授する能力を養うことを目指し、理論、歴史、政策、地域、統計、国際経済、法律、文献研究の諸領域をカバーするカリキュラムを提供します。また、それら専門知識を基礎とし、指導教員による、入学から修了までの一貫した論文指導を通じて、質の高い博士論文等に結実するよう教育課程を編成しています。

【教育課程実施の方針】

1. 博士前期課程

授業科目は少人数で履修できる体制を整えます。演習科目では、基本的な研究方法から個々の学生の研究テーマの設定ならびに論文執筆まで、マンツーマンのきめ細かな指導を行います。2 年次生は、それまでの研究成果を秋学期に開催される「中間報告会」にお

いて発表する機会をもち、研究指導教員以外の教員からも助言を受けます。

2. 博士後期課程

授業科目は少人数で履修できる体制を整えます。演習科目では、基本的な研究方法から個々の学生の研究テーマの設定ならびに論文執筆まで、マンツーマンのきめ細かな指導を行います。また、博士論文の内容に関連のある論文報告会を、適宜行い研究指導教員以外の教員からも助言を受けます。

【教育評価の方針】

1. 博士前期課程

修得すべき知識、技能、能力に関しては、修士論文また課題研究レポートの研究成果の審査により評価します。

2. 博士後期課程

修得すべき知識、技能、能力に関しては、博士論文の審査、および、公刊論文やWorkingPaper (DiscussionPaper) の刊行、学会報告等による研究成果の公表により評価します。

なお、これらの教育課程編成・実施の方針については、ホームページで公表するとともに、「履修のてびき」および「大学院要覧」等に掲載することで、学生および大学院生に周知している（資料 4-7、8）。

以上のことから、教育課程編成・実施の方針の設定および公表について、適切であると判断する。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

1. 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

(1) 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性（学部）／各学位課程にふさわしい教育内容の設定（学部）／教養教育と専門教育の適切な配置

各学部における教育課程の編成については、大学全体の組織である「教務会議」において、時間割の編成スケジュールを全学的に管理しており、これを踏まえ、各学部では、それぞれに置く教授会で審議を行っている（資料 4-10）。また、全学共通科目については、その運営を行うため、「全学共通教育委員会」を置いており、各学部における学部専門教育との連携を図りながら、全学共通教育を推進している（資料 4-11）。

このような体制のもと、各学部において、それぞれの教育課程編成・実施の方針に基づき、幅広い教養を修得して学びの土台づくりを行いつつ、専門分野を段階的に学ぶことができ

るよう教育課程を編成している（資料 4-7）。

全学共通科目は、「外国語科目」と「広域科目」に分けられ、「外国語科目」については、英語・フランス語・ドイツ語・スペイン語・中国語・朝鮮語・日本語を学ぶ「必修外国語科目」と、語学系資格に関連する科目等を置く「選択外国語科目」により、多文化理解を深め、コミュニケーション能力を身に付けることができるよう編成している。「広域科目」については、「思想と文化」「歴史と社会」「健康とスポーツ」「自然と生活」「データサイエンスと数理」「キャリア形成科目」「共通特殊講義」の区分を設け、幅広い教養と生涯に渡って生き抜くための思考力を修得できるよう編成している。また、学生の興味や関心に応じて教養や知識を深めることができるよう、各学部の学科専攻科目のうち、他学部学生へも履修可能とする科目（「オープン科目」）を配置している。全学共通科目の卒業に必要な修得単位数は、各学部において、学科専攻科目とのバランスを鑑み定めている（資料 4-12～17）。

学科専攻科目については、各学部で以下のとおり編成している。

A) 経済学部

経済学部では、「(A) 学部基幹科目」「(B) コース科目」「(C) 選択科目」「(D) 演習科目」の区分により学科専攻科目を編成している。

まず、「(A) 学部基幹科目」を通じて初年次に経済学の基礎や情報処理について学び、経済学部で学ぶ際に必要となる基礎力を身に付け、その後、2年次春学期より「産業と企業コース」「金融コース」「くらしと環境コース」「地域経済とまちづくりコース」「公共政策コース」「国際政治経済コース」「グローバル・コミュニケーションコース」の7つのコースのいずれかに所属しながら、主に「(B) コース科目」や「(C) 選択科目」の授業科目において、経済学や地域政策学に共通して必要となる分野と、特定分野に関する専門知識を体系的に修得できるようにしている。

また、学生が主体的な姿勢を身に付け、思考力や判断力、表現力を獲得できるように、「(D) 演習科目」と調査実習科目を配置しており、「(D) 演習科目」では、初年次の「基礎演習（Ⅰ・Ⅱ）」、2年次秋学期からの「演習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）」や「卒業研究」により、読む力・書く力・考える力・話す力に加えて、経済社会における問題を発見し、経済学に基づきながら問題を解決する力を涵養している。調査実習科目は、地域社会・国際社会・企業・自治体でのフィールドワークによって、特定の課題に対しての解決手法を学ぶことができるものであり、具体的には、「地域・社会調査」や「ボランティア論」「海外実習」を置いている。

さらに、2022 年度からは、より高度な専門知識を身に付ける2つの教育プログラムとして、「データサイエンスプログラム」と「グローバル人材プログラム」を設けている（資料 4-18、19）。「データサイエンスプログラム」では、データサイエンスの基礎的・応用的な技能を身に付け、現代社会・経済の諸問題に対して様々な予測と解決策を提案し、社会に新たな価値を生み出すことができる人材の養成を目指しており、統計学・計量経済学・プログラミング等に関する授業を提供し、単位の取得と資格取得の達成状況に応じて、「初級」「中級」「上級」の3段階の修了認定を行う。「グローバル人材プログラム」では、①語学力・コミュニケーション能力、②主体性とチャレンジ精神、③多文化・国際理解、を育み、グローバル人材として活躍するために必要な能力・資質の養成を目指しており、英語や問題解決型学習（グローバル人材 PBL）、多文化・国際理解に関する授業科目を履修するとともに、TOEIC

で所定のスコアを獲得した学生に対して修了認定を行う。

B) 経営学部

経営学部第1部経営学科およびビジネス法学科では、「(A) 学部基礎科目」と「学科専門科目」の区分により学科専攻科目を編成している。

「(A) 学部基礎科目」については、両学科とも、必修科目として学部の中心課題に関わる「経営学 (I・II)」を配置するとともに、選択科目として会計や情報処理、法律、アカデミックスキルに関する8つの授業科目を配置している。それぞれの授業科目は指定クラスでの講義により基礎的かつ具体的な内容を教授することで、「学科専門科目」を修得するための基礎を固めることを企図している。

「学科専門科目」については、経営学部の教学理念である「経営と法の融合」教育を具体化するべく、ビジネスにおける実践を意識しながら、理論的に裏付けられた内容を教授する編成としている。具体的には、「(B) 選択科目」「(C) 選択科目」「(D) 演習科目」の区分により編成しており、このうち「(B) 選択科目」は、「基幹科目」「展開科目」「融合科目」「実習科目」に分類し、各学科の主要な科目を配置している。また、ビジネス法学科では、「(B) 選択科目」のなかに「学科必修科目」として、「民法Ⅰ (総則)」「民法Ⅱ (物権)」「民法Ⅲ (担保物権)」「民法Ⅳ (債権総論)」「民法Ⅴ (契約法)」の5科目を置くことで、民法を徹底して学習する場を設けている。「(C) 選択科目」には、経営系の科目や実務科目、資格取得のための科目、他学部が提供する「オープン科目」、教養関連科目等を配置しており、これらの授業科目を履修することで、様々な社会現象を学問的に捉え、かつ広い視野に立って物事を捉えることができるようにしている。そして、「(D) 演習科目」には、企画・立案・調査・論理的思考を学び、構想力や公正な判断力を養うため、「演習 (I・II・III)」「特別演習」「卒業研究」を置いている。

加えて、学生のキャリア形成の関心にあわせて体系的な学びができるように、「製造業」「流通業」「金融業」「不動産業」「サービス業」「公務員」の6つの履修モデルを示している。

さらに、第1部経営学科とビジネス法学科に共通する2つのスペシャリスト養成コース(企業分析コース・会計スペシャリスト養成コース)を設けている。同コースは、それぞれ専門的職種や大学院での学びに直結するカリキュラム体系としており、いずれも全学共通科目のほか、「(A) 学部基礎科目」と「学科専門科目」の区分を設け、各コースにとって主要な授業科目を重点的に配置している。

第2部経営学科では、社会人学生や学費自弁学生に対応するため、第1部(昼間学部)の約半額の廉価な学費としており、その教育内容は、第1部経営学科やビジネス法学科よりも実践的なものを志向し、働きながら学ぶ社会人のキャリアアップにも資する内容としている。具体的には、多様なスタイルの学習に対応するために、必修科目を設けない自由度の高いカリキュラム体系としており、配置する授業科目については、学生の学びの段階に応じた履修につなげる目的で、コース科目群を設定している。2021年度までは、「経営コース科目」および「ビジネス法コース科目」に、「サービスマネジメントコース科目」および「キャリアサポート科目」を加えた4つのコース科目群を設けていたが、2022年度からは、「サービスマネジメントコース科目」と「キャリアサポートコース科目」のエッセンスを他の2つのコース科目群に集約し、より専門性の高い教育に注力している。

これらカリキュラムについては、3学科の垣根を低くし、学科間の相互履修を可能としており、経営学系科目、ビジネス法学系科目、さらには実践的科目を幅広く履修できることにより、理論と実践のつながりを意識した「経営と法の融合」教育を実現できるシステムとなっている。

C) 情報社会学部

情報社会学部では、「(A) 基幹科目」「(B) コース科目」「(C) 選択科目」「(D) 演習科目」の区分により学科専攻科目を編成している。また、「現代社会コース」「経営・経済コース」「情報コミュニケーションコース」の3つのコースを設けており、学生は2年次からいずれかのコースに所属することとなる。

初年次には、3つのコースにおける専門分野それぞれの基礎科目を、必修または選択必修のコース導入科目群「(A) 基幹科目」として配置している。2年次以降には、専門科目を、選択の自由度が高いコース科目群「(B) コース科目」および発展科目群「(C) 選択科目」として配置している。初年次に全てのコースの基幹科目を必修とすることで、入学時点で学ぶ分野を確定させるのではなく、学びながら決めることができるようにしているほか、興味・関心に応じて複数の分野を幅広く学べるよう、所属コース以外のコース科目は「(C) 選択科目」に振り替えることを可能としている。

各コースの特徴として、「現代社会コース」では、実社会における現象を、社会調査や統計学の理論と手法を駆使して分析する能力を修得するために、グループワークやコンピュータ実習を含む演習形式の授業科目を配置している。「経営・経済コース」では、経営管理および会計学の理論と手法を駆使した企業経営の分析や、よりよい社会の仕組みや制度の検討・提案を行う能力を修得するために、講義形式だけでなく、コンピュータ実習を含む授業科目を配置している。「情報コミュニケーションコース」では、コンピュータ理論と情報処理技術を駆使して、コミュニケーションやビジネスのあり方を考え、実現する能力を修得するために、講義形式の授業科目やプログラミング実習を含む授業科目を配置している。

「(D) 演習科目」では、1年次に、グループワーク等を通じて大学での主体的な学びの方法を身に付けるため、「情報社会学部基礎演習」を置いている。2年次秋学期以降には、所属するコースの学びを実践的に体現する主体性を獲得できるよう、「演習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）」において専門ゼミナール教育を実施するとともに、4年次には、学びの集大成として卒業論文を書き上げるための科目として、「卒業研究」を置いている。

D) 人間科学部

人間科学部では、「(A) 基礎科目」「(B) 専門科目」「(C) 選択科目」「(D) 演習科目」の区分により学科専攻科目を編成している。

「(A) 基礎科目」は、「(A-1) 基礎科目」として「基礎演習（Ⅰ・Ⅱ）」と「人間関係の理論と実践」を学部における学びの導入として置くとともに、3つのコースの導入科目等を「(A-2) 基礎選択科目」に配置している。

学生は、各自の興味・関心に応じて2年次より、幅広い心理学の知見を活用して人々の心理的諸問題を予見・理解・解決する力を養う「現代心理学コース」、メディアの知識とデザインの方法を身に付ける「メディア・デザインコース」、社会でのスポーツの実践と健康的

な生活を探究する「スポーツ健康コース」から所属コースを選択し、「(B) 専門科目」には、各コースに沿った専門性を身に付けられる授業科目を配置している。具体的には、「(B-1) 専門実践演習科目」と「(B-2) コース専門科目」に分類し、「(B-1) 専門実践演習科目」には、専門的な考え方や研究方法等、所属コースでの学びに必要な基本的な事柄を修得するために、少人数の演習形式で行われる授業科目を配置し、「(B-2) コース専門科目」には、各コースで専門的な事柄を学ぶための講義や演習、実習科目を配置している。また、幅広い学びの機会を提供するため、所属コース以外の科目も履修することができるようにしており、これにより修得した単位は、「オープン科目」等とともに、「(C) 選択科目」に含めることを可能としている。

「(D) 演習科目」は、3年次から卒業までの2年間に渡り、担当教員の指導のもとで学習や研究、制作等に他の学生と切磋琢磨しながら取り組む授業科目として、3年次に「専門演習 (I・II)」を、4年次に「卒業研究」を置いている。

(2) 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮／授業科目の位置づけ（必修、選択等）

教育課程の順次性および体系性は、その編成に際して各学部・各研究科が適切に配慮しており、学部では、各授業科目の連関と履修の流れを可視化するために、学科またはコースごとの履修系統図を作成している（資料 4-7）。

さらに、全学部でカリキュラム・マップを整備し、学位授与の方針に明示した学習成果と各授業科目に定める到達目標の関係性を整理している（資料 4-20～24）。

必修、選択等については、それぞれの教育課程における各授業科目の位置づけに応じ、各学部・各研究科の履修規程でバランスよく設定している（資料 4-12～17、27～30）。

(3) 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

単位の設定については、単位制度の趣旨を踏まえ、学則第 12 条において単位の計算方法を、以下のとおり定めている。

（単位計算方法）

第 12 条 各授業科目は、1 単位あたり 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準によりその単位数を計算する。

- （1）全学共通科目の中の必修外国語科目分野に含まれる授業科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- （2）（1）以外の講義および演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- （3）実験、実習および実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

また、大学院学則第 7 条にも同様に定めており、1 単位あたり必要とする学習時間と各授業形態で必要となる授業時間数を明らかにしている。

これらに基づき、各授業科目において、内容や形態に応じて単位を設定し、定められた時間数の授業を実施するとともに、予習・復習を含む授業以外の学習を課している。

(4) 初年次教育、高大接続への配慮

初年次教育については、各学部の教育課程に多様な入門科目を配置していることに加え

て、高大接続に配慮した導入教育のため、大学で学ぶ際に必要となる基礎力を養う授業科目を置いている。

例えば、経営学部では、初年次教育を専門とする教員を2020年度に1名、2022年度に2名採用し、初年次教育の拡充を図っている。あわせて、レポートの書き方やリサーチ方法等、大学で学ぶ際に必要となる基礎力を養うことを目的に、2022年度に初年次教育科目「アカデミックスキル」を「(A)学部基礎科目」として置き、グループワークを多用したアクティブ・ラーニングの実施に加えて、1クラスの受講者数を60～70名に抑え、教員と学生間のインタラクティブな学びを実践することで、高等学校教育から大学教育への円滑な接続を図るとともに、入学直後に学生が抱く大学生活に対する不安を払拭することも企図している。また、「アカデミックスキル」のアドバンス科目として位置づけられる「経営学特殊講義（日本語表現）」「経営学特殊講義（資料活用のスキル）」「経営学特殊講義（聞く力）」を置いている。さらに、「アカデミックスキル」を、学習上の各種相談や授業外の特別講座を行う「チューター・ルーム」と連動させることで、教育効果を高めている（資料4-25）。

情報社会学部では、12名程度の少人数のゼミナール形式で行う初年次の「情報社会学部基礎演習」によって学生と教員のつながりを担保しており、大学での学習や生活にスムーズに移行できるようにするとともに、大学において必要なアカデミックスキルを育む授業設計としている。同科目は、各クラスに分かれて複数の専任教員が担当するが、シラバスを統一しており、取り扱うトピック等の具体的な授業内容において、各教員の専門性を活かしている。

経済学部および人間科学部でも、同様に基礎演習を実施している。また、人間科学部ではこれに加えて、今後の学習目的を明確にするための科目として、初年次に「人間関係の理論と実践」を置いている。

その他の全学的な取り組みとしては、本学の講義内容への理解を促すとともに、多様な学問分野に触れることにより進路選択の参考となるべく、高等学校に対して模擬講義を提供している（資料4-26【ウェブ】）。

(5) コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

大学院における教育課程については、各研究科の研究科委員会において、授業科目の変更に関する事項等の審議を行っており、それぞれの教育課程編成・実施の方針に基づき、大学院生が授業科目の履修と研究活動を適切に組み合わせられるよう編成している（資料4-8、27～30）。

各研究科における教育課程の概要は以下のとおりである。

A) 経済学研究科

経済学研究科博士前期課程では、研究の目的や目指す職業に即して効率的に学べるように、「研究コース」「ベーシックコース」「税理士養成コース」の3コースを設け、全てのコースで経済学の基礎を固めるとともに、現代社会の経済的諸問題を理論的かつ実証的に研究するよう指導している。科目群としては、「理論」「歴史」「政策」「地域」「統計・計量・情報」「国際経済」「法律」「調査実習」「語学・文献研究」「特殊講義」「演習」を設け、多彩な学問領域で理論・応用を学べるよう編成している。

同博士後期課程でも、同様の区分で専門性を高めた授業科目を配置しており、研究者としての能力に加えて、優れた教育者としての能力開発にも取り組んでいる。

B) 経営学研究科

経営学研究科修士課程では、「経営と法の融合」の理念に基づき、「経営コース」「ビジネス法コース」の2コースを設け、「経営コース」には、「マネジメントプログラム」「エグゼクティブプログラム」「コンサルティングプログラム」の3つのプログラムを設定し、「ビジネス法コース」には、「ビジネス法プログラム」「税法務プログラム」「不動産法務プログラム」の3つのプログラムを設定している。これら6つのプログラムに配置する「プログラム専攻科目」については、経営分野とビジネス法分野の相互交流を図るために、各プログラムを超えた受講を原則自由にし、専門性を縦軸に、多様性を横軸にした深くて幅のある受講機会を付与している。このほか、「経営系」「ビジネス法系」「研究指導」等の科目群を設ける「研究科共通科目」により、教育課程を編成している。

C) 経営情報研究科

経営情報研究科修士課程では、大学院生の目指す進路に即した、「データサイエンス専門家モデル」「社会調査専門家モデル」「経営情報専門家モデル」「企業財務専門家モデル」「情報教育専門家モデル」の5つの履修モデルを定め、教育課程を編成している。いずれのモデルも、効果的に学習を進めるため、経営と情報の基礎を固めつつ、担当教員の指導のもとで自身の専門分野に触れ、修士論文の作成に進める。具体的には、「基礎科目」として、情報や社会、経済、経営、会計に関連する授業科目を配置するとともに、「専門科目」として、経営・財務に関わる諸問題の理論的検討と実践的提示を行う「アカウンティング・ファイナンス系」や、情報技術と社会科学を複合的に学ぶ「情報社会系」といった科目群等を設けている。また、「指導科目」として置く「研究指導（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）」により、獲得した知識・技能・思考・態度等を総合的に活用し、自ら課題を立て、課題を解決する力を養っている。なお、これら教育課程の体系性・順次性については、カリキュラム・ツリーに明示している（資料 4-31）。

D) 人間科学研究科

人間科学研究科修士課程では、「臨床心理学専攻」「人間共生専攻」という2つの専攻を設けている。臨床心理学専攻では、「基礎科目」「専門科目」「研究指導科目」の科目群を設け、「専門科目」については、演習と実習を適切に行えるような科目配置とし、1年次に臨床心理の基礎実習に取り組む科目を置くことで、早い段階から実践の場を経験できるように編成している。人間共生専攻では、「基礎科目」「専門科目」「演習・指導科目」の科目群を設け、「専門科目」については「スポーツ健康コース」「メディア社会コース」に2つに分類し、専門性を深める編成としている。

2. 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学部では、将来の進路を計画し、社会に貢献する“人財”となるために必要な力を養うことを目的に、全学共通科目内に「キャリア形成科目」を設けている（資料 4-7）。具体的に

は、自身の将来の方向づけを行う「キャリアデザイン」、グループでのチームワークやプレゼンテーションスキルを修得する「プレゼンテーション入門」、論理的に考えて答えを導き出すための思考プロセスを養う「論理的思考入門」、ビジネスで求められる数学力を高める「社会人基礎学力」等の科目を配置している。さらに、企業や自治体等での就業体験を行うインターンシップを、関西の大学としては他に先駆けて授業科目として置いており、事前講義・事後講義に力を入れ、職業観の醸成を行うとともに、就業体験を通じて学生一人ひとりが自身の進路について考える機会となるようにしている。そして、これらの科目を学年に沿って計画的に履修することにより、キャリア支援として行われる多様な行事や講座等と連動することを企図している。

大学院においても、各研究科の博士前期課程および修士課程では、インターンシップを行う科目を配置し、社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成できるようにしている。このほか、各研究科の取り組みとして、例えば、人間科学研究科では、行政や企業と協働して実施するフィールドワークを積極的に推進するなどしている（資料 4-32【ウェブ】）。

以上のことから、教育課程編成・実施の方針に基づく教育課程の編成について、適切であると判断する。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
--

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

1. 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

(1) 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

学部では、単位の実質化を図るための主な措置として、各学期の履修登録単位数の上限を、1年次は 22 単位、2～4 年次は 24 単位と定めており、授業時間外の学習時間を確保できるようにしている（資料 4-7）。

その他の単位の実質化を図るための措置としては、学生への履修指導を適切に行っており、入学直後の新入生オリエンテーションの一環として行う履修ガイダンスで、大学ポータルサイト「KEIDAI Virtual Campus」（以下「KVC」という。）の機能紹介や履修に関する注意点等とあわせて、単位制度や授業時間外の学習に関する説明を行い、計画的な学習を促している（資料 4-33）。

また、専任教員全員がオフィスアワーの時間を設け、履修指導の時間を確保しており、KVCや「履修のてびき」の教員紹介欄等で連絡方法等を学生に周知し、積極的な利用を促している。さらに、学生一人ひとりに担当の教員がつき、関係部署と連携しながら学生個人の状況を鑑みて学習等の相談に応じる「クラスアドバイザー制度」を設け、これを運用するとともに、教務部窓口でも、第 7 章で後述する「学習カルテシステム」を活用しながら、適宜

学生からの相談に応じている。

このほか、教務部が作成する「シラバス作成基準」において、シラバスの「年間（学期）計画」内に予習・復習等の自主学習の時間を明記するよう求めている（資料 4-34）。加えて、教育・学習支援センターが作成する「シラバス作成のてびき」では、自主学習に関して具体的に記述することを求めており、学生の事前・事後学習を促進している（資料 4-35）。

教職課程の履修を希望する学生に対しては、入学後に新入生対象のガイダンスを実施し、課程の概要とあわせて、免許状の取得に向けたスケジュールを紹介することで、計画的な学習を促している（資料 4-36）。また、実際に履修する場合は、学生が「履修カルテ＜自己評価シート＞」を年次ごとに作成することにより、自身の学習状況を確認できるようにしている（資料 4-37）。

大学院については、履修登録単位数の上限設定は行っていないが、研究指導教員が研究遂行に必要な授業科目や適切な科目の履修に関して指導を行っている。

(2) 授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導

4 月上旬には、既述のとおり、新入生向けのオリエンテーションを開催し、そのなかで履修ガイダンスを行っている。また、各学部のカリキュラム全般に関する説明についての動画を、企画部広報課が運営する動画チャンネルで公開している（資料 4-38【ウェブ】）。

このほか、ゼミナール科目やコース等に関する指導・周知も適切に行っており、例えば、経済学部では、初年次の春学期末に、秋学期に開講する「基礎演習Ⅱ」に関する情報提供を KVCで行っている（資料 4-39）。また、初年次 12 月には、学生が 2 年次春学期から選択するコースの説明を「基礎演習Ⅱ」で行うとともに、KVCで情報提供を行っており、学生がコースごとに履修系統図を参考にしながら、体系的に学びを進めることができるようにしている（資料 4-40）。さらに、2 年次春学期には、秋学期に開講する「演習Ⅰ」に関する演習募集説明会を開催し、演習の意義・履修のルール・応募方法等を説明する全体説明を行った後、各演習に関する個別説明を行っている（資料 4-41、42）。教育プログラムについては、各学生の学習状況に応じて、初年次からでも受講を進めることができ、その内容の周知は、KVCや各教育プログラムに組み込まれている授業内で行っているほか、ステークホルダーに対しても、動画とリーフレットを用いて行っている（資料 4-38【ウェブ】、43）。

保護者向けには、入学式において、教務部による授業の履修等に関するガイダンスや、教員によるカリキュラム等に関する説明を行っている（資料 4-44、45）。また、経済学部では 2022 年度に、学生が自身の行っている研究について紹介するといった工夫を講じ、入学後にどのような学習成果が得られるかを伝えている（資料 4-46）。

大学院については、研究指導教員が履修指導を行っているが、そのほかにも、教務部による新入生オリエンテーションにおいて、KVCの機能や受講登録に関して周知することで、大学院生の効果的な学習を支援している（資料 4-47）。

(3) シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容としラバスとの整合性の確保等）／授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知

シラバスは全授業科目で整備しており、KVCで学生に周知するとともに、ホームページでも公表している（資料 4-48【ウェブ】）。作成項目については、専門演習以外の授業科目において、「授業内容」「授業方法」「到達目標」「評価方法」「年間（学期）計画」「オフィスアワー」等を設けている。また、専門演習では「演習テーマ」「演習の目標・概要」「教員から見たゼミの雰囲気」「現在所属するゼミ生の声」等を設けている。

シラバスの内容については、「シラバス作成基準」において各項目の作成基準や作成上の注意点を明示することに加え、「シラバス作成のてびき」にシラバス文例集やQ&A、単位制度に関する法令等を記載している（資料 4-34、35）。これらを参照して作成するよう各教員に促すことで、内容の適切性を全学的に担保している。また、第三者チェックの仕組みを取り入れ、各教員が作成したシラバスの内容の適切性を各学部執行部が中心となって確認・点検しており、改善を要する点が明らかになった場合には適宜修正している（資料 4-49）。

シラバスに基づく講義・演習等の適切な実施については、全学部で「授業評価アンケート」において確認している。例えば、2022 年度春学期に実施した同アンケートでは、「講義計画の内容と授業内容は合致していた」といった設問に対し、「非常にそう思う」および「そう思う」と回答した学生が大学全体で 92%となっており、シラバスに基づく講義・演習等は概ね適切に実施されているといえる（資料 4-50【ウェブ】）。

大学院についても、「シラバス作成基準」に基づき、全授業科目でシラバスを整備しており、その内容については研究科執行部が第三者チェックによってその適切性を確認・点検している（資料 4-51）。

なお、授業の期間が開始してからその内容や方法等に変更が生じた場合は、各担当教員がシラバスの修正を行い、KVC等で学生に周知している。

（4）学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）

各学部において、少人数によるゼミナール科目を置き、グループワークや合宿、学内外のコンテスト（プレゼンテーション大会や懸賞論文等）への参加等を通じて、教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会を確保しており、専門演習では4年次に至るまで、原則、同じ教員のもとで学習を進めていくこととしている。また、アクティブ・ラーニングの要素を含む授業科目については、シラバスの「授業方法」の項目に、PBLや反転授業、ディスカッション等の具体的な方法を記載することを求めており、各授業科目の特性に応じて主体的な学びにつながるよう工夫を講じている。

例えば、経済学部では、調査実習科目として「地域・社会調査」「ボランティア論」「海外実習」を置いているほか、「データサイエンスプログラム」および「グローバル人材プログラム」の2つの教育プログラムに、それぞれ課題解決型学習の授業を行う「データサイエンス特殊講義（データサイエンスPBL）」と「グローバル人材特殊講義（グローバル人材PBL）」を置くなどしている。

経営学部では、「演習Ⅰ」の担当教員が演習指導の充実のために任意で開講する「特別演習」を設けており、「特別演習」を開講している教員の「演習Ⅰ」を履修する学生は、週 180 分の演習を行うこととなる。このほか、少人数で行う多くの実践的な科目（例えば、「地域企業連携実習」「リーガルディベート」「組織調査演習」「模擬裁判」「模擬契約」等）があり、

学生が主体的に参加しながら、理論的に裏付けられた実践的能力を育むための教育を行っている。また、第2部経営学科については、開講科目の多くを1クラス100名より大幅に少ない受講人数で行っており、積極的な発言（意見や質問）を含む双方向的な少人数教育を展開している。

情報社会学部では、「経営・経済特殊講義（総合実践経営論）」において、創業体験を目標としたグループワークを行うことにより、主体的参加を促している。また、「データサイエンス応用」では、グループワークによる議論を取り入れながら、分析や発表を行っている。

人間科学部では、「心理的アセスメント」において、模擬面接・心理検査体験等をグループで実施している。また、「メディア・デザインコース」のゼミナール科目では、実践的なコンテンツ制作を学生が主体となって行っている。

さらに、全学共通科目の「キャリア形成科目」に配置する科目では、自ら主体的に動き、自ら考えることを重視し、聞くだけでなく考えることが基本となるよう、ペアワークやグループワーク、ディスカッション等を含んだ手法で授業を実施している。また、「外国語科目」に配置する科目等でも、必要に応じて同様の手法を取り入れ、学生の主体的な参加を促している。

大学院における学生の主体的参加を促す取り組みについては、主に研究指導に関する科目で行っているが、その他の授業科目においても、必要に応じてアクティブ・ラーニングの手法を取り入れ、効果的に教育を行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、第10章で後述する「危機管理対策本部会議」において、感染状況等を踏まえた必要な意思決定を行い、オンラインで授業を実施する緊急措置等を講じた。そこでは、オンラインツールの整備・活用等によって教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保に努め、授業形態や授業方法を変更しても学びの質を維持・向上するよう対応している。また、これと連動して、財務部情報システム課がオンラインツールの使用マニュアルを整備し、KVCで教員や学生に向けて公開するとともに、教育・学習支援センターでは、教員に対してオンラインツールを活用した授業動画撮影や課題提出に関するマニュアルを作成し、同様に公開している（資料4-52～57）。加えて、オンライン授業の質の向上に向け、第6章で後述するファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の一環として、オンラインツールの機能や効果的な教育手法をテーマとした「全学FDフォーラム」を開催した。学生の修学状況の把握については、教育・学習支援センターが学生に対し、通信環境や受講環境等を問うアンケート調査を実施しており、その結果を関係組織と共有することにより、諸施策の検討・立案に活かしている（資料4-58）。

(5) 学習の進捗と学生の理解度の確認／授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示

学習の進捗と学生の理解度を確認するため、各授業担当者が授業期間中に適宜学習課題を提出させており、提出状況や達成度合いを注視しながら、量的・質的に適当なものになるよう工夫し、フィードバックの方法は、授業科目ごとにシラバスに明記している。

例えば、情報社会学部で開講している「身体情報処理応用」では、毎回の学習課題をMicrosoft Formsにファイルをアップロードさせるかたちで提出させるとともに、次回授業

までに提出物を添削し、メールで返却している（資料 4-59）。これにより、課題を十分に達成している学生を把握し、学習課題の妥当性を明らかにするとともに、学生の学びの深化を図っている。また、「キャリア形成科目」の「キャリアデザイン」においては、リフレクションとして自分自身について振り返る時間を授業内に確保しており、その内容を提出させることで学習の状況を確認することに加えて、次回授業時に可能な限り取り上げて紹介することで、多様な価値観の共有を図っている。このほか、「プレゼンテーション入門」においては、学外者に向けてプレゼンテーションの機会を設けており、普段とは異なった視点からのフィードバックを得られるようにしている。

(6) 授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数

各学部配置しているゼミナール科目は、少人数教育を基本としており、1 ゼミナールあたりの所属人数に上限を設けた上で実施している。また、受講クラスを指定した上で開講している授業科目もあり、少人数でのきめ細やかな教育が行えるようにしている（資料 4-7）。その他の授業科目についても、教育効果を高めるため、授業形態や授業内容、従来の履修登録状況等を鑑み、クラスの増減や、定員を設けて履修者数を調整する予備登録を必要に応じて行っている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020 度は大半の授業がオンラインでの実施となったが、2021 年度からは全ての授業科目を予備登録の対象とした上、原則的に対面授業を実施するとともに、多人数の履修者となる授業科目はオンラインで実施することにより、効果的に教育を行えるようにしている（資料 4-60）。

(7) 研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

研究指導について、各研究科の学位課程ごとに入学から学位授与に至るまでの研究指導の方法およびスケジュールを定め、ホームページに公表しており、大学院生が指導教員による指導を受けながら研究を進めていくことを明示している（資料 4-61～64）。これを踏まえ、「大阪経済大学大学院研究指導計画書に関する申し合わせ」に基づき、大学院生ごとの研究指導計画書を作成し、個々の研究題目に応じた研究指導を行うとともに、研究活動の遂行に必要な授業科目等に関し、指導教員が履修指導を行っている（資料 4-65、66）。

学位論文については、中間報告会での報告を必修としており、指導教員に加えて、他の教員や大学院生等と意見交換を行うことにより、自身の研究に関する多角的な指導を受けることができ、自らの研究について客観的に問い直す機会としている。

このほか、各研究科で講じている措置もあり、例えば、経営情報研究科では、会計学を専攻する大学院生に対し、各セメスターにおいて、複数の教員で集団指導する機会を数回設けている。さらに、「大阪経済大学大学院学外招聘講師に関する内規」に基づき、学外招聘講師として、OBまたは他大学に所属する教員が研究指導に参画し、大学院生が行う研究の進捗状況を確認しており、多様な視点をもった研究者から指導を受けることができる有益な機会となっている（資料 4-67）。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置については、適

切であると判断する。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置
評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

1. 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

(1) 単位制度の趣旨に基づく単位認定

点検・評価項目③で既述のとおり、学則第 12 条に単位の計算方法を定め、これに基づき各授業科目で定期試験等により成績評価を行い、合格者に対して単位を認定している（資料 1-2）。

(2) 既修得単位等の適切な認定

学則第 11 条において、本学在学中に他大学で修得した単位や本学入学前に他大学等で修得した単位等を、あわせて 60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる旨を定めている（資料 1-2）。

他大学等で修得した単位の認定については、「他大学等修得科目単位認定基準」において、対象となる授業科目等を定めており、教務会議の意見を聴いて当該学生が所属する学部の学部長が認定している（資料 4-68）。また、このような制度を踏まえ、他大学の授業科目を履修し、そこで修得した単位を本学の単位として認定する単位互換制度を設けており、単位互換協定を締結している他大学からは、それぞれ特色ある授業科目が提供されている。なお、大学コンソーシアム大阪単位互換事業に関しては、「大学コンソーシアム大阪の単位互換に関する申し合わせ」に定めている（資料 4-69）。

留学による学習の単位認定については、「派遣留学・認定留学単位認定基準」を、英語資格の単位認定については、「英語資格の単位認定についての申し合わせ」を定め、これらに基づき、教務会議の意見を聴いて当該学生が所属する学部の学部長が行っている（資料 4-70、71）。

本学入学前に他大学等で修得した単位の認定については、「1 年次入学者の既修得単位の取扱要領」において、「配当年次を考慮するとともに、体系的履修を可能にするよう配慮し、1 年次配当の全学共通科目を中心に 12 単位以内に抑制的に認定する」こととしており、本学の教育課程との適合性に留意した上、教務会議で審議し、決定している（資料 4-72）。

編入学時における既修得単位の認定については、「編入学単位認定基準」において、各学部の特性に応じた科目区分ごとの認定単位数等を定めており、教務会議の意見を聴いて当該学生が所属する学部の学部長が認定している（資料 4-73）。

大学院生が入学前に他大学院・研究科で修得した単位については、大学院学則第 7 条において、各研究科委員会が 15 単位を超えない範囲で、本学大学院で修得したものと認定することができる旨を定めている（資料 1-3）。また、同条において、指導教授が当該大学院生の研究上特に必要と認めた場合に限り、他研究科または他大学院の授業科目を履修することができる旨を定めている。加えて、各研究科履修規程の定めに基づき、入学前に大学院で修得した単位とあわせて 20 単位を超えない範囲で、各研究科の授業科目の履修によっ

て修得したものをすることができる旨を定めている。さらに、これに関連して対象となる授業科目等については、「他大学院修得科目単位認定基準」を定めている（資料 4-74）。

(3) 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

成績評価については、学則第 18 条および大学院学則第 8 条において、「優」「良」「可」「不可」の 4 段階で評価し、「可」以上を合格と認定する旨を定めている（資料 1-2、3）。また、点検・評価項目④で既述のとおり、学部・研究科における全授業科目のシラバスを整備し、「評価方法」をあらかじめ明示している。

さらに、学部ではシラバスの「評価方法」の項目に関して、どのような内容や尺度、手法を用いて評価するのか詳細に記載すること、出席そのものを点数化して評価に組み入れないこと、試験やレポート等の課題に対してどのようにフィードバックするのか記載すること等を「シラバス作成のてびき」において求めており、成績評価の客観性や厳格性等を担保している（資料 4-35）。加えて、「成績評価基準等に関する規程」において、評価の基準を到達目標の達成度として明示することにより、成績評価の平準化を図っている（資料 4-75）。

このほか、人間科学部の「現代心理学コース」では、「卒業研究」の成績評価に際し、評価指標を定めたルーブリックを使用している（資料 4-76）。

なお、成績評価について疑義のある場合、「採点に関する質問書」を提出することで、疑義の内容について照会することができるようにしており、申し出があった場合には、教務部と当該科目の担当教員が対応している（資料 4-77）。

(4) 卒業・修了要件の明示

学部では、学則第 19 条において卒業要件を明示し、所定の単位を修得することを求めており、「履修のてびき」等への掲載を通じて学生に周知している（資料 1-2）。

大学院についても、大学院学則第 9 条および第 10 条において修了要件を明示し、所定の単位を修得することならびに学位論文の審査および最終試験に合格することを求めており、「大学院要覧」等への掲載を通じて大学院生に周知している（資料 1-3）。なお、大学院学則第 9 条第 2 項において、「当該修士課程または博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる」と定めている。

2. 学位授与を適切に行うための措置

(1) 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表／学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

各研究科において、学位課程ごとに学位論文および特定の課題についての研究の成果の審査基準を定め、「大学院要覧」やホームページへの掲載等を通じて、大学院生に明示・公表している（資料 4-78～82）。

学位論文の審査については、「大阪経済大学学位規程」の定めに基づき、各研究科において審査委員会を設置し、主査として指導教授が、副査として当該論文に関連のある授業科目担当の教員 2 名以上が審査委員となり、学位論文の審査および最終試験を行っている。また、人間科学研究科修士課程臨床心理学専攻については、副査 2 名のうち 1 名を、当該論文に関

連ある分野の見識を有する学外者から選定することができる（資料 4-83）。なお、修士課程および博士前期課程における特定の課題についての研究の成果の審査に関しては、当該研究科委員会の承認があった場合に限り、主査のみで行うことができる。

論文提出による博士の学位授与にあたっては、口頭試問または筆答試験により学力を確認することとしているが、学位論文の審査については、大学院博士後期課程を経た者と同様の定めのもとで行っている。

審査委員会は、審査の結果を研究科委員会に報告しており、その内容を踏まえ、研究科委員会は、学位授与の可否を審議している。このように、複数の委員による審査および複数の会議体の議を経ることで、学位審査および修了認定の客観性および厳格性を確保している。

このほか、経済学研究科では、「リサーチ・ルーブリック」を整備して、学位論文の審査における評価項目を明示し、それぞれにAからDまでの評価基準を定めている（資料 4-84）。これを教員が学位論文の審査に活用するだけでなく、大学院生に対しても開示し、どのような観点で審査するのかを明らかにすることで、学位審査の客観性および厳格性を確保している。また、人間科学研究科臨床心理学専攻および人間共生専攻においても、2021 年度に、同研究科でのFDを通じて評価基準等を定めたルーブリックを試験的に導入している（資料 4-85、86）。

（2）学位授与に係る責任体制及び手続の明示／適切な学位授与

学部については、学則 20 条において、卒業要件を満たして卒業証書を授与された者に、学士の学位を授与できることを定めている（資料 1-2）。また、学則第5条において、各学部に教授会を置き、教授会は学位の授与について審議し、学長に意見を述べることを定めるとともに、「大阪経済大学学位規程」において、学位授与に係る責任体制および手続を明示している（資料 4-83）。これらに基づき、各学部における教授会の議を経て、学長が学位の授与を決定している。

大学院については、大学院学則第 11 条および第 12 条において、修了要件を満たして当該課程を修了した者に、修士または博士の学位を授与することを定めている（資料 1-3）。また、大学院学則第6条において、各研究科に研究科委員会を置き、各研究科委員会は学位の授与に関する事項を審議し、学長に意見を述べることを定めるとともに、「大阪経済大学学位規程」において、学位授与に係る責任体制および手続を明示している（資料 4-83）。これらに基づき、各研究科における研究科委員会の議を経て、学長が学位の授与を決定している。

以上のことから、成績評価、単位認定、学位授与を適切に行っていると判断する。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。
評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定／学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握および評価するための方法の開発

1. 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定／学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握および評価するための方法の開発

学部では、2018 年度に学位授与の方針に明示した学習成果の評価について定めた「アセスメント・ポリシー」を策定している。これを踏まえ、2019 年度に設置した教育・学習支援センターが、「授業評価アンケート」「卒業時アンケート」および外部機関によるアセスメントテスト「GPS-Academic」の運営を担うなど、学習成果の把握・評価に資する取り組みを進めてきた。

「アセスメント・ポリシー」に掲げた測定項目に関する情報は、進路支援部・教務部・教育・学習支援センター等の各組織が集計し、その都度各学部で共有することで、各学部では学習成果を把握・評価してきた。これに加えて、2021 年度には、学習成果の把握・評価の取り組みを一層推進するため、I R に関する業務も担っていた教育・学習支援センターが、測定項目に関する情報の集約を行い、「アセスメントレポート」として取りまとめ、各学部でフィードバックしている（資料 4-87～90）。

2022 年度からは、第 3 章で既述のとおり、教学 I R 推進室を設置し、教育・学習支援センターから I R に関する業務を移管するとともに、学習成果を把握・評価するための測定項目を見直し、「アセスメント・ポリシー」を「アセスメント・プラン」としてあらためた（資料 4-91【ウェブ】）。同プランの内容は以下のとおりである。

アセスメント・プラン

大阪経済大学は、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの 3 つのポリシーに基づき、機関レベル（全学）、教育課程レベル（学部・学科）、科目レベルで学修成果を以下の手法を用いて測定しています。

また、これらの手法に基づき検証された結果を教育支援・学修支援に活用します。

1. 機関レベル（全学）

全学のポリシーに基づいて、学生の卒業率、就職状況、休学・退学率、卒業時アンケート、単位修得状況・GPA、外部機関によるアセスメントテストなどから学修成果の達成状況を把握する。

2. 教育課程レベル（学部・学科）

各学部のポリシーに基づいて、学生の卒業率、就職状況、休学・退学率、卒業時アンケート、単位修得状況・GPA、カリキュラムマップ、外部機関によるアセスメントテストなどから学修成果の達成状況を把握する。

3. 科目レベル

英語プレイスメントテスト（英語科目）、授業評価アンケート、単位修得状況、シラバスに記載された到達目標などから学修成果の達成状況を把握する

「アセスメント・プラン」では、「機関レベル（全学）」「教育課程レベル（学部・学科）」「科目レベル」の 3 つのレベルで学習成果を測定し、教育支援・学習支援に活用することを示すとともに、具体的な測定項目を明らかにしている。例えば、直接評価として、単位修得状況・GPA や外部機関によるアセスメントテスト等を、間接評価として、「授業評価アン

ケート」や「卒業時アンケート」等を挙げている。

「アセスメント・プラン」に掲げた測定項目に関する情報は、従来のとおり関係組織が集計し、その都度各学部にも共有している。これに加えて、2022年度からは教学IR推進室が「アセスメントレポート」の作成を担い、各学部にもフィードバックすることで、学習成果の把握・評価を推進している（資料4-92～95）。また、外部機関によるアセスメントテストとして実施している「GPS-Academic」については、「外部機関によるアセスメントテストを用いた学修成果の計測」として取りまとめており、「アセスメントレポート」と連動させて運用している（資料4-96）。

そして、「アセスメント・プラン」に掲げる測定項目に加えて、学習成果の把握・評価に寄与する他の取り組みも行っており、主な具体例は以下のとおりである。なお、学習成果を把握・評価した結果を踏まえた教育課程およびその内容、方法についての点検・評価ならびに改善・向上に向けた取り組みについては、点検・評価項目⑦で後述する。

A) 就職状況

就職状況は、社会に求められる人材の輩出という観点から、学位授与の方針に明示した学習成果を把握・評価することができる。なお、就職状況については、進路支援部が毎年度総括した上で、各学部にも共有している（資料4-97）。

B) 卒業時アンケート

4年次の学生に対しては、卒業時において「卒業時アンケート」を全学的に実施している（資料4-98【ウェブ】）。ここでは、学生による学習成果の自己評価を行っている。具体的には、各学部の学位授与の方針に明示したDP1からDP3までの学習成果について、どの程度身に付いたかを、「身に付いた」「少しは身に付いた」「あまり身に付いてない」「身に付いてない」の4段階で自己評価しており、それぞれの回答数および回答割合を集計することで、学習成果を把握・評価している。2021年度の結果としては、「身に付いた」または「少しは身に付いた」と回答した学生が、全学部の平均としてDP1で94.2%、DP2で91.1%、DP3で90.4%となっており、いずれも90%を超えていることから、概ね学習成果を得ていることが示唆される。

また、大学生活のなかで力が身に付いたと思う項目を問う設問では、複数の選択肢のなかで、「主体性」や「協調性」を選択する学生が比較的多くなっており、DP3に掲げる「多様な人々と協働できる人間力」の修得を実感していることが示唆される。

さらに、同アンケートには、全学共通の設問に加えて、学部独自の設問を設けることができるようにしており、各学部の特性に応じた学生の学習成果を把握している（資料4-99）。

「卒業時アンケート」の運営は教育・学習支援センターが担い、回答率を高める工夫として、卒業式における学位授与の際に回答を求めている。なお、毎年度の実施結果は各学部にも共有するとともに、ホームページで公表している。

C) 単位修得状況・GPA、カリキュラムマップ

各学期の成績通知書に学期、年度、通算の単位修得状況およびGPAを記載しており、学生は自らの学習の到達度を把握することができる（資料4-100）。また、点検・評価項目③

で既述のとおり、学位授与の方針に明示した学習成果と各授業科目に定める到達目標の関連性を整理したカリキュラム・マップを全ての学部で整備している。これにより、学位授与の方針に照らした各授業科目の位置づけを明らかにできるだけでなく、学生の単位修得状況に基づき、どの程度学習成果を身に付けているかを把握・評価することができる。

D) 外部機関によるアセスメントテスト

外部機関によるアセスメントテストとして「GPS-Academic」を導入し、全学部・全学年の学生を受検の対象としている。これにより、学位授与の方針に明示する思考力や主体性等を、「思考力」「姿勢・態度」「経験」の3つの観点から測定ができる。このテストには、大学教育への期待や進路への意識等を問う学生意識調査も含まれることから、学生の状況を多面的かつ定期的に把握することができる。さらに、学生が在学中に毎年度受検することにより、学習成果の伸長を経年比較できるほか、大学内の平均や全国の大学の平均と比較することも可能となっている。

「GPS-Academic」の運営は教育・学習支援センターが担い、2022年度は既述のとおり、教学IR推進室がその結果を「外部機関によるアセスメントテストを用いた学修成果の計測」として取りまとめている。そして、「アセスメントレポート」と同様に、各学部フィードバックすることで各学部の学習成果の把握・評価を推進している（資料4-96）。

また、学生は受検後に返却されるレポートにより、自身の学習成果を省みることができ、日常の学習の改善につなげることができる。

E) 授業評価アンケート

原則的に全授業科目で「授業評価アンケート」を実施しており、KVCのアンケート機能を用いることで、回答の簡便性を高めている（資料4-50【ウェブ】）。同アンケートでは、シラバスに示す到達目標の達成度を学生が自己評価しており、2021年度秋学期における回答の集約結果としては、「十分に達成できた」または「ある程度達成できた」と回答した学生が84.9%となり、各授業における到達目標を概ね達成していることがわかる。

「授業評価アンケート」の運営は教育・学習支援センターが担い、毎年度の実施結果を各学部で共有するとともに、ホームページで公表している。

さらに、「授業改善ミニアンケート」の実施体制も全学的に整備し、任意ではあるものの、3～4回または1ヶ月程度授業が終わった段階で、担当教員がアンケート用紙を配布・回収し、学生の意見聴取を行えるようにしている（資料4-101）。

F) 学修行動調査

学生の学修実態や学位授与の方針に明示した学習成果の達成状況について把握するため、全ての学部で「学修行動調査」を毎年度実施している（資料4-102）。

学修実態に関しては、授業への出席状況や授業外での学習状況、学習面・生活面における充実度を問う設問のほか、授業内でのグループワークやディスカッション、インターンシップへの参加頻度等を問う設問を設け、学生の学修体験・行動を把握している。

学習成果の達成状況に関しては、入学時と比較した学習成果の達成状況を問う設問を設け、大学全体の学位授与の方針に明示するDP1からDP3の学習成果について、「入学時

から大きく成長した（身についた）」「入学時から少し成長した（身についた）」「変わっていない」という設問から回答を選択することで学生が自己評価を行っている。これにより、各年次における学習成果の達成状況だけでなく、年次が進行することに伴う学習成果に対する学生の自己評価結果の変化を把握・評価することが可能となっている。

なお、各学部で行っている取り組みもあり、例えば、情報社会学部では、教育に対する満足度や知識・技能の向上等について学生が回答する「情報社会学部学生意識調査」を実施し、その結果に関し教授会で議論することで、授業内容・方法やカリキュラムの改善・向上を図っている（資料 4-103）。

大学院では、各研究科の教育課程編成・実施の方針に、学位授与の方針に明示した学習成果の把握・評価に関することを定めており、いずれの研究科においても、学位論文の審査を中心に学習成果を把握・評価することとしている。2021 年度には、第 10 章で後述する「大学院校務協議会」で協議しながら、学位論文および特定の課題についての研究の成果の審査基準と、学位授与の方針に明示した学習成果との関係性を明らかにした「論文審査基準および学位授与方針（学習成果）の対応表」を各研究科において整備しており、学位論文審査やそこに至るまでの指導、研究計画の内容等を通じた学習成果の把握・評価に資する取り組みを全学的に行っている（資料 4-104～107）。また、経済学研究科においては、「論文審査基準および学位授与方針（学習成果）の対応表」において、「リサーチ・ループブリック」に定める各「評価項目」と学位授与の方針に明示した学習成果の関係性を明らかにするとともに、同ループブリックに基づく自己評価を大学院生に義務づけている。

これらを踏まえ、各研究科では、点検・評価項目⑤で既述した学位授与のプロセスにのっとり、研究科委員会で審査内容について審議するなかで、大学院生の学習成果を把握・評価している。

このほか、人間科学研究科では、在学時および修了時に「学びの体験についてのアンケート」を実施し、大学院生が入学時に期待していたことが、どの程度達成されているか確認している（資料 4-108）。また、講義や実習についての評価を問う設問を設けており、この結果に基づき教育の充実を図ることも可能としている。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学習成果の把握および評価については、適切であると判断する。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
--

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) アセスメント・プランに基づく各組織の取り組み

学部では、教育課程およびその内容、方法の適切性についての点検・評価を、学生の学習成果の測定結果を踏まえて行っている。具体的には、「アセスメント・ポリシー」や「アセスメント・プラン」に掲げた測定項目に関する情報を、各関係組織が集計し、その都度各学部に共有している。各学部はそれらを用いて教授会やFD等で報告・議論を行い、教育課程やその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価するとともに、改善・向上に向けた検討を行っている。また、「学修行動調査」の結果については、「教務会議」において共有し、各調査項目の数値等を総括するとともに、改善方策を審議している（資料4-109）。

2021年度には学習成果の把握・評価の取り組みを一層推進するため、教育・学習支援センターが「アセスメント・ポリシー」に掲げた測定項目の情報を集約した「アセスメントレポート」を作成し、各学部にフィードバックしている。これを受け、各学部は明らかになった改善点等を「アセスメントレポート総括」として取りまとめ、教育の改善・向上を図っている（資料4-110～113）。

2022年度からは、新たに設置した教学IR推進室が「アセスメントレポート」の作成を担い、各学部にフィードバックを行っている。また、「アセスメントレポート総括」についても、様式を改善した上で運用しており、各学部の学位授与の方針に明示する学習成果の達成状況について、「アセスメントレポート」に取りまとめた情報等を根拠として用いながら、「学生のDP達成度」の欄に記載することで点検・評価している（資料4-114～117）。さらに、学習成果の達成状況を踏まえ、「学生のDP達成度に関する今後の対応方針」として、教育課程や教育方法等に関する改善・向上策を示すとともに、「アセスメントの方法に関する改善点」として、測定項目自体の妥当性についても点検・評価している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上の例としては、経済学部において、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針に基づき、学生がより体系的かつ専門的な知識・能力を身に付けることができるよう、以下のような改善を行っている。

①1学科への移行

2023年度から、2つの学科（経済学科と地域政策学科）を1つの学科（経済学科）に融合し、アクティブ・ラーニングをより多く取り入れたカリキュラムへと移行する。具体的には、これまで経済学科では座学を中心に、地域政策学科は調査・実習を中心にカリキュラムを編成していたが、これらの長所を融合し、カリキュラム全体に座学と調査・実習をバランスよく取り入れた体制とする。

②教育プログラムの設置とコースの改変

2022年度から、より高度な専門知識を身に付ける2つの教育プログラムとして、「データサイエンスプログラム」および「グローバル人材プログラム」を設けており、さらに2023年度からは、7つのコースを4つのコースに集約する。

③必修科目の追加と必修科目の変更

2023年度からは、全学共通科目の「経済学入門」、演習科目の「基礎演習Ⅰ」が必修科目となる。

このほか、各学部における教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行う体制として、経営学部では、学部教育の内部質保証のため、2014年10月に「経営学部教育の質向上・質保証委員会規程」を制定・施行し、「教育の質向上・質保証委員会」を設けた。同委員会は、学部における教育の質向上・質保証について協議し、そこで

得られた知見を教授会に報告・提案している（資料 4-118）。具体的には、経営学部の人材養成の目的、教育目標、学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針の適切性を定期的に確認するとともに、学生の学習成果のほか、社会経済の状況や経営学部に対する社会的要請に応じてカリキュラム体系を適宜見直し、カリキュラム改正や専任教員の新規採用人事の方針等に反映させている。直近の成果としては、教育内容および教育方法のあり方を検証し、2022 年度からのカリキュラム改変につながったことが挙げられる。このカリキュラム改変における大きな変更点は、大学での学習で必須となる学生のリテラシーを涵養するために、「アカデミックスキル」の科目を新設するとともに、それを担当する教員を複数配置し少人数教育の体制を整えたことである。また、学部教育の要となる経営学について、それまでの2年次からではなく初年次から教授することで、早期に専門性の定着を図るとともに、より高度な経営諸学を学ぶ下地づくりを行うことを可能としている。さらに、学生の会計処理能力の向上を企図して、「簿記リテラシー」の科目を新設し、会計実務の経験が豊富な教員を配置している。

(2) 教員および授業科目レベルでの取り組み

各教員による教育活動については、「教員活動評価制度」において点検・評価を行う仕組みとしている。「教員活動評価委員会」のもと、各教員は「教員活動計画書兼報告書」にある「教育・学生支援」の項目において、授業の担当状況や学位論文の指導状況のほか、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業やPBL、参観授業、反転授業の実施状況等について点検・評価している（資料 4-119）。その結果は、「教員活動評価委員会」が総括した上で各学部教授会に報告するとともに、各教員の教育活動の改善・向上に活かしている（資料 4-120）。

さらに、各授業科目については、成績評価の結果や単位修得状況のほか、教育・学習支援センターからフィードバックされる「授業評価アンケート」の結果を活用し、各教員が点検・評価を行っており、その結果をシラバスの見直し等に活かしている。

(3) 大学院の取り組み

大学院については、点検・評価項目⑥で既述のとおり、学位論文等の審査基準と学位授与の方針に明示した学習成果との関係性を明らかにしており、研究科委員会での学位論文の審査および最終試験に関する審議を踏まえ、教育および研究指導の改善を図っている。

また、人間科学研究科では、「学びの体験についてのアンケート」の結果を活用した研究科委員会やFDでの議論を通じて、教育および研究指導の改善を図っており、人間共生専攻では、留学生の日本語コミュニケーション能力を育成するため、学部のゼミナール活動への参加を促すなどの取り組み改善を行っている。

(4) 全学内部質保証推進組織の関わり

「推進会議」は、教育課程およびその内容、方法の適切性の点検・評価ならびにその結果に基づく改善・向上を、第2章で既述した内部質保証システムにおける自己点検・評価制度を通じて行っている。具体的には、まず、各学部・各研究科、教務部等が、自己点検・評価を行い、改善・向上を図っている。さらに、これらの結果を踏まえ、「全学自己点検委員会」

が全学的な観点から自己点検・評価している。「推進会議」は、その内容について報告を受け、明らかになった課題に関する事項を事業計画へ反映するほか、議長である学長を通じて関係組織における改善を求めるなど、内部質保証を推進している。

例えば、中期計画に基づくPDCAサイクルにおける自己点検・評価のなかで、文部科学省の認定プログラムとして実施する「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」の充実を継続的な検討課題として確認し、「推進会議」は「全学共通科目（外国語科目・広域科目）の在り方の検討」を2022年度の事業計画に掲げることとした（資料1-17【ウェブ】、2-18、19）。これに基づき、教務部が同プログラムの充実に向けて取り組んでいる（資料4-121）。

大学基準に基づくPDCAサイクルにおける自己点検・評価のなかでは、学習成果の把握・評価を全学的に推進する必要性を確認し、「推進会議」での審議を踏まえ、教学IR推進室を中心として改善に着手した（資料2-25～27）。その結果として、既述のとおり、「アセスメントレポート総括」の様式を改善して運用するに至っており、学習成果の把握・評価に関する取り組みに進展がみられる。

以上のことから、教育課程およびその内容、方法の適切性の定期的な点検・評価およびその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについて、適切であると判断する。

＜2＞長所・特色

1. 各授業科目の連関と履修の流れを可視化するために、学科またはコースごとの履修系統図を作成している。この取り組みは、各授業科目の位置づけを明らかにし、教育課程の適切性を担保するものである。
2. 教育課程編成・実施の方針に基づき、全ての学部で実施するゼミナール活動では、グループワークや合宿、学内外のコンテスト（プレゼンテーション大会や懸賞論文等）への参加等を通じて、教員・学生間や学生同士のコミュニケーションを図り、学習意欲を喚起するとともに、主体的な姿勢や課題解決力を涵養している。その結果として、コンテストで賞を受賞するなどの成果もみられ、社会に貢献し活躍する多彩な職業人の育成に寄与している（資料4-122【ウェブ】）。
3. 学部では、「アセスメント・プラン」を定め、これに基づく学位授与の方針に明示した学習成果の把握・評価を推進しており、「アセスメント・プラン」に掲げた測定項目に関する情報を、教学IR推進室が関係組織と連携しながら「アセスメントレポート」として取りまとめ、各学部にフィードバックしている。また、各学部はそれを受け、「アセスメントレポート総括」を作成することで、教育課程およびその内容、方法に関して点検・評価するとともに、改善・向上に向けた検討を行っている。

＜3＞問題点

なし

＜4＞全体のまとめ

大学の理念・目的を実現するため、大学全体および全ての学部において、学位授与の方針

および教育課程編成・実施の方針を定め、学生に修得を求める学習成果や、教育課程の編成、実施に関する基本的な考え方を明示しており、各学部ではこれらを踏まえ、順次性や体系的に配慮しながら教育課程を編成している。

加えて、各授業科目の連関と履修の流れを可視化するために、学科またはコースごとの履修系統図を作成するとともに、学位授与の方針に明示した学習成果と各授業科目に定める到達目標の関係性を整理したカリキュラム・マップを整備するに至っている。また、シラバスを全授業科目で整備し、履修や学習についての指導を適切に行うとともに、授業の特性に応じて実施方法を工夫し、学生の主体的な学びを促している。そして、関連規程に基づいた成績評価を行っている。

さらに、「アセスメント・プラン」を定め、教学 I R 推進室が関係組織と連携しながら「アセスメントレポート」を作成するなど、各学部における学生が修得した学習成果の把握・評価を推進している。

大学院についても、全ての研究科で学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針を定めており、これらを踏まえ、それぞれの専門性に応じた教育課程を編成するとともに、学部同様、シラバスを全授業科目で整備している。また、研究指導計画に基づき、個々の研究題目に応じた研究指導を行っている。そして、学位論文および特定の課題についての研究の成果の審査基準を定め、これと学位授与の方針に明示した学習成果との関係性を明らかにすることで、学位審査とともに、学習成果の把握・評価に取り組んでいる。

これら教育課程およびその内容、方法の適切性の点検・評価ならびにその結果に基づく改善・向上については、関係組織や各教員で実施するだけでなく、「推進会議」が自己点検・評価制度を通じて関与することで推進しており、教育の充実および学生の学習成果の向上に向けて、全学的に取り組んでいる。

以上のことから、大学基準を充足していると判断する。

第5章 学生の受け入れ

<1>現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

1. 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針を踏まえ、大学全体および全ての学部において、入学者受入の方針を定めている（資料5-1【ウェブ】）。大学全体の入学者受入の方針は、以下のとおりである。

全学アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）

大阪経済大学は、教育目標に定める多彩な職業人を育成するため、次のような意欲と能力を備えた者を受け入れます。

（全学AP1）

入学後の学修に必要な基礎学力を有する者

- ・人文・社会科学系の大学で学ぶ上で必要となる、高等学校等における国語、数学、英語、社会等の知識を修めている者。

（全学AP2）

主体的に学ぶ素養をもち、その能力をさらに高めることに意欲をもつ者

- ・学内外の諸活動に積極的に取り組み、能動的に学問に触れ、知識を深めることに意欲をもつ者。

（全学AP3）

多様な人々と協働しながら学び、議論を行うことに意欲をもつ者

- ・他者と積極的にコミュニケーションを図り、互いを認め合い、切磋琢磨することに意欲をもつ者。

このような者を受け入れるために、以下の入学試験において公平かつ適正に選抜します。

【総合型選抜】

本学の指定する競技種目において、全国大会等で優秀な成績を修めた者などに対し、調査書や小論文、口頭試問によって評価します。

また、専門課程の高等学校において、本学の指定する資格取得で成果を上げた者に対し、調査書、資格、小論文によって評価します。

【学校推薦型選抜】

学校内における諸活動において顕著な成果を上げた者や、本学の指定する資格を取得した者等に対し、各種の入試制度において、調査書や小論文、口頭試問、基礎素養検査などを組み合わせて評価します。

【一般選抜】

高等学校等における学習成果を測るべく、学力試験に基づき本学での学びに求められる基礎学力を評価します。

【社会人入試・国際留学生入試】

就業経験等のある者や外国籍の者などに対し、書類審査や口頭試問などによって本学での学習意欲を評価します。

このように、大学全体の入学者受入の方針には、求める学生像とともに、入学者選抜制度ごとの評価方法を明示している。これに基づき、各学部では、それぞれの学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針との整合を図りながら、入学者受入の方針を定めている。

大学院についても、学部と同様に、大学院全体および全ての研究科において、入学者受入の方針を定めている（資料 4-2【ウェブ】、4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】、4-5【ウェブ】、4-6【ウェブ】）。大学院全体の入学者受入の方針は、以下のとおりである。

アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）

大阪経済大学大学院の教育目標に定める研究者ならびに高度職業人を育成するため、次のような意欲と資質を備えた学生を求めています。すなわち、高い基礎学力を備え、学問および実務に関する関心が高く、本学の建学の精神である「自由と融和」を志す者です。

博士前期課程・修士課程にあつては、各研究科・専攻の分野に関する学士相当程度の基礎知識を有するとともに、研究および論文作成について主体的に真摯に取り組む意欲が求められます。博士後期課程にあつては、専攻分野に関する高度に専門的な知識を有することはもちろん、研究を自律的に実践できるための研究方法と強い意欲が備わっていることが求められます。

このような学生を公正かつ適正に選抜するために、社会人入試や留学生入試、入試回数の複数化などの入試制度を通じて、多様な学生を広く国内外・学内外から受け入れます。

このように、大学院全体の入学者受入の方針には、求める学生像とともに、様々な入学者選抜制度を通じて、多様な学生を広く受け入れることを明示している。これに基づき、各研究科では、授与する学位および学位課程ごとに、それぞれの学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針との整合を図りながら、入学者受入の方針を定めている。

なお、入学者受入の方針については、入試ガイド、大学院入試ガイドなどに掲載することで志願者に周知するとともに、ホームページで公表している（資料 5-2、3）。

以上のことから、入学者受入の方針の設定および公表については、適切であると判断する。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。 評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 評価の視点 2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供 評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施 評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

1. 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

(1) 学部における入試

入学者受入の方針に基づき、多様な学生を受け入れるため、以下に示す様々な入学者選抜制度を設けている（資料5-2）。

A) 総合型選抜

総合型選抜では、一般選抜とは異なる意欲と能力を有する入学者を選抜できる制度を設けている。

商工系資格評価型選抜は、出願資格において、高等学校の商業、工業、情報に関する学科への在籍、本学が指定する資格の合格・取得等を求めている（資料 5-4）。選考は、小論文試験、高等学校での学習成績（調査書）、指定資格の取得数に応じた点数により行う。

スポーツ評価型選抜は、スポーツの分野において優れた能力を有する者、あわせて豊かな個性や様々な可能性を持つ者を入学させることにより、本学の活性化を図ることを目的としている（資料 5-5、6）。指定競技種目 13 種を定め、当該競技種目において優れた実績を有する者を対象とし、前期試験と後期試験を実施している。選考については、1 次選考と 2 次選考を設けている。1 次選考は、エントリーシートおよび高等学校での学習成績（調査書）により行う。2 次選考は、書類審査に加えて、前期試験では小論文試験、後期試験では口頭試問により行う。

2023 年度入試からは人間科学部において、人間科学部AO入試を新設した（資料 5-7）。同入試は、人間科学部の各コースが示すテーマや目標に共感ができる者を対象としている。選考は、書類審査、小論文、口頭試問により行う。

B) 学校推薦型選抜

学校推薦型選抜では、一般選抜とは異なる意欲と能力を有する入学者を選抜できる制度を設けている。

公募推薦入試では、基礎素養検査、高等学校での学習成績（調査書）により選考を行う（資料 5-8）。加えて、2023 年度入試からは基礎素養検査のみでの選考も行っている。また、出願にあたっては推薦書の提出を求め、ここでは高等学校時代に生徒が主体的に取り組んだこと等を踏まえて、高等学校が推薦するかたちをとっている。

指定校推薦入学では、これまでの本学への入学実績などに基づき、本学が推薦を依頼した

高等学校に本学で学ぶことを強く志望する生徒を募り、入学者選抜を実施している（資料 5-9）。選考は、書類審査、小論文試験により行う。

さらに、経営学部では、高大連携協定を結ぶ 17 校を対象に独自の指定校推薦入学（経営学部高大連携）を実施している（資料 5-10）。これで同学部第 1 部経営学科もしくはビジネス法学科に入学する者には、「スペシャリスト養成コース」の「企業分析コース」もしくは「会計スペシャリスト養成コース」の履修を求めている。そのため、対象となる高等学校の教員、生徒に対しての説明会を実施しており、「スペシャリスト養成コース」における教育を理解し、そこで学ぶことを強く志望する者の入学を求めている。選考は、小論文、口頭試問により行う。

2023 年度入試から、経済学部では、2022 年度から設置した 2 つの教育プログラム（データサイエンスプログラム、グローバル人材プログラム）を履修する強い意志を持つ者、情報社会学部では、商業、工業、情報に関する専門教科を学んだ者や、高等学校時代に情報に関する国家資格を取得した者を対象にした依頼方法を新たに加えている（資料 5-11）。いずれの学部もこれにより、設けるコースやプログラムに沿った素養を持つ者の受け入れを目指している。いずれも選考は、書類審査、小論文により行う。

C) 一般選抜、大学入学共通テスト利用入学者選抜

一般選抜では、学力試験により入学者を選抜しており、受験者それぞれの得意科目を活かして受験できるよう複数の方式を設けている（資料 5-8）。

一般選抜は前期と後期に分けている。前期としては、A 方式、B 方式、大学共通テストを利用する C 方式を設け、後期としては、D 方式を設けている。いずれも、学力試験の教科・科目を定め、選考を行っている。このうち、C 方式では、高等学校時代に資格取得に取り組み、結果を残した者を受け入れるための制度として、資格保持者優遇（みなし得点）制度を設けている。ここでは、本学が指定する資格を保有もしくは外部検定試験などの得点・レベルに達している場合は、希望により 1 つに限り大学入学共通テストの該当教科・科目の得点に換算し、合否判定を行っている。

また、高い学力を有する入学者を選抜するための取り組みとして、「入試成績優秀者特別奨学金」を設け、一般選抜（前期）の成績優秀者に対して 1 年次秋学期授業料相当額を給付している。

D) 社会人入学試験、国際留学生入学試験

入学者の多様性を確保する目的で、実社会における様々な経験・知見を持つ社会人や、異なる文化的背景を持つ国での学習歴を持った外国人留学生を募集するための入学者選抜制度を設けている。

社会人入学試験は、社会人経験を有していること等を出願資格としている（資料 5-12）。選考は、書類審査と口頭試問により行う。特に、本学は経営学部第 2 部経営学科を設置していることから、同入学試験により働きながら学ぶことを目指す者への対応を図っている。

国際留学生入学試験は、外国の国籍を有し外国において学校教育における 12 年の課程を修了していること、日本学生支援機構が実施する日本留学試験の「日本語」科目を受験していることなどを出願資格としている（資料 5-13）。選考については、1 次選考と 2 次選考を

設けており、1次選考は、書類審査により行う。2次選考は、本学が課す日本語の試験と口頭試問により行う。

E) 編入学者選抜

編入学試験は、出願資格において、高等教育機関に一定期間在籍し、一定の単位を修得していることなどを求めている（資料 5-14）。なお、経営学部2部経営学科を除き、本学が指定する英語外部試験の資格・スコアの合格・取得も求めている。選考は、経営学部第2部経営学科を除く学部・学科では各学部出題の論文、経営学部第2部経営学科では書類審査と口頭試問により行う。

(2) 大学院における入試

入学者受入の方針に基づき、以下に示す様々な入学者選抜制度を設けている（資料 5-3、15～19）。

A) 一般入試

一般入試の選考は、専門科目、外国語、小論文、口頭試問等により行う。

B) 社会人入試/サテライトコース（北浜社会人入試）

社会人入試は、社会人（有職者）としての実務経験が2年以上ある者で、大学院でのさらなる学びを希望する者を対象としている。

サテライトコース（北浜社会人入試）は、高度な専門知識とノウハウを備えたビジネスリーダーとして活躍することを目指す者を対象としている。

選考は、いずれも小論文、口頭試問等により行う。

C) 外国人留学生入試

外国人留学生入試は、外国において学校教育における16年の課程を修了した者などを対象としている。選考は、専門科目、外国語試験、口頭試問等により行う。なお、9月入学となる外国人留学生入試を、経営学研究科経営学専攻、経営情報研究科経営情報専攻、人間科学研究科人間共生専攻の修士課程において実施している（5-19）。

D) 飛び級入試

経営学研究科および経営情報研究科では、早期に専門的な研究に進むことを希望する本学の学生を対象に、飛び級入試を実施している。また、経済学研究科では、学外にも対象を広げた飛び級入試を実施しており、学部3年次に在籍している者で、2年次修了時に、卒業に必要な単位の一定以上を修得し、かつその成績が優秀な者を対象としている。選考は、専門科目、口頭試問等により行う。

E) 学内特別入試

本学4年次に在籍し卒業見込みの者を対象に、学内特別入試を実施している。卒業に必要な単位の一定以上を修得し、かつその成績が優秀な者が、演習担当教員から推薦を受けた場

合等に出願することができる。選考は、小論文、口頭試問等により行う。

F) 推薦入試

人間科学研究科臨床心理学専攻では、他大学の学生を対象に推薦入試を実施している。演習担当教員から推薦を受けた場合等に出願することができる。選考は、口頭試問により行う。

2. 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業料その他の費用や奨学金などの経済的支援に関しては、大学案内、大学院案内、入試ガイド、大学院入試ガイド、ホームページなどで広く情報提供を行っている。また、オープンキャンパスにおいては、奨学金担当の学生部職員による相談ブースを設け、個別相談を行っている（資料 5-20）。

3. 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

(1) 学部における入試

入学者選抜実施のための全学的な組織として、「入試会議規程」に基づき、「入試会議」を設置し、学長が議長を務めている（資料 5-21）。同会議では、学生募集についての基本方針と入学者選抜に関する大綱の立案、入試合否判定に関する原案の作成等を行っており、入学者選抜を全学的に管理している。また、入試実施に係る業務、広報渉外活動などを主として実施する事務組織として入試部を設置している。

(2) 大学院における入試

大学院の入学者選抜の制度設計などは、各研究科委員会で検討を行うが、必要に応じて「大学院校務協議会」で協議し、その適切性を確認している。なお、大学院入試に関する業務は、学部同様に入試部が実施している。

4. 公正な入学者選抜の実施

(1) 学部における入試

試験の実施にあたっては、入試部が主体となり監督要項の作成や監督者・審査員等の配置を行い、全学的な協力体制のもと、公正な試験の実施に努めている。また、公募推薦入試、一般選抜（C方式を除く）においては、試験日・科目（分野）ごとの難易度の差を是正するため、得点（素点）を偏差値に換算して合否判定を行い、公平性を担保している。このほか、口頭試問等を実施する選抜においては、複数の審査員を配置して、審査に偏りが出ないようにしている。なお、オンラインによる入学者選抜は行っていない。

入学者選抜の合否判定については、「入試会議」で合否判定案を審議し、その後、各学部教授会の意見を聴き、学長が決定しており、全学的に公正な合否判定のプロセスを整備している。

公正な入学者選抜の実施に向けた情報提供の取り組みとして、入学者選抜の試験区分ごとの出願資格や選考方法などを掲載した「入試ガイド」を毎年度作成し、高等学校、予備校、塾などに配布している（資料 5-2）。また、受験生、保護者など資料請求者へは随時郵送を行うとともに、高等学校内でのガイダンス、進学相談会、高等学校・予備校訪問など、受験

生、保護者などと直接対話する機会でも活用している。さらに、同ガイドは入試情報サイトにも掲載し、社会に対して公表している（資料 5-22【ウェブ】）。このほか、全入学者選抜の試験区分ごとに入学試験要項を作成し、希望者へ配付している（資料 5-4～14）。

過去の入試問題については、年度ごとに入試問題集を作成し、全入学者選抜の試験区分ごとの問題、正答、配点を掲載することで、その透明性を担保している（資料 5-23）。また、2022 年度からは、冊子に加えて、著作権処理を行った上で入試情報サイトでの公開も行っている。このような入試問題に関する情報公開の取り組みは、他大学でもまだ多くはないものであり、公正な入学者選抜の実施に向けた大きな改善といえる。

(2) 大学院における入試

試験の実施にあたっては、学部入試と同様に、入試部が主体となり監督要項の作成や監督者・審査員等の配置を行い、公正な試験の実施に努めている。また、口頭試問の実施においては、複数の審査員を配置して、審査に偏りが出ないようにしている。なお、オンラインによる入学者選抜は行っていない。

入学者選抜の可否判定は、各研究科委員会の意見を聴き、学長が決定しており、全学的に公正な可否判定のプロセスを整備している。

公正な入学者選抜の実施に向けた情報提供の取り組みとして、学部と同様に、入学者選抜の試験区分ごとの出願資格や選考方法などを掲載した「大学院入試ガイド」を毎年度作成し、希望者へ配付している。さらに、同ガイドは入試情報サイトにも掲載し、社会に対して公表している。このほか、全入学者選抜の試験区分ごとに入学試験要項を作成し、希望者へ配付している（資料 5-15～19）。また、過去の入試問題も、入学試験要項に同封し、希望者へ配付している。

5. 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施に向け、身体に障がいのある者の入学者選抜に関する事項を、入試ガイドや学部・大学院の全ての入学試験要項に出願上の注意として明示している。2022 年度入試では、学部入試において 14 名の申請があり、全員に対して、別室での受験、試験時間の延長、必要な器具の使用、点字問題の作成と点訳など様々な配慮を行い、対象者に公平な受験機会を確保できるよう対応した。なお、大学院入試での申し出はなかった。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う入試実施の対応としては、文部科学省からのガイドラインにのっとり、無症状の濃厚接触者の受験機会確保のため、対象者には別室を設けた。

以上のことから、入学者受入の方針に基づく学生募集、入学者選抜制度およびその運営体制の整備、入学者選抜の公正な実施については、適切であると判断する。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
--

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理
--

1. 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

(1) 入学定員に対する入学者数比率

学部の入学定員に対する入学者数比率は、毎年度「学内役員会」で定め、「入試会議」で共有している。「入試会議」では、過年度の歩留り率を参考にした入学見込み者数を算出し、入学定員を大幅に超過することのないよう合否判定案の作成を行っている。

2022 年度入試における入学定員に対する入学者数比率は、大学全体で 1.04 倍となり、学部・学科別では、経済学部で 1.05、経営学部第 1 部経営学科で 1.07、経営学部第 1 部ビジネス法学科で 1.03、情報社会学部情報社会学科で 1.07、人間科学部人間科学科で 1.05、経営学部第 2 部経営学科で 0.90 となっている（「大学基礎データ」表 2）。なお、経済学部では、学科別ではなく学部一括で募集しているため、経済学部として入学者数比率を算出している。

経営学部第 2 部経営学科では、入学者数が入学定員を下回ったが、2023 年度から入学定員を 110 名から 50 名に減じるため、今後、適切な定員管理ができると考えている。

(2) 編入学定員に対する編入学生数比率

編入学定員については、2022 年度まで経営学部第 2 部経営学科で 3 年次の編入学定員を 20 名設けていたが、2023 年度からはこれを廃止する。

2022 年度入試では、編入学定員を経営学部第 2 部経営学科で 20 名、その他の学部・学科で若干名として募集を行った。「入試会議」では、各学部・各学科の 2 年次の在籍学生数、全学年の在籍学生数を確認し、合否判定案を作成している。

2022 年度入試における編入学生は、経済学部で 1 名、経営学部第 1 部経営学科で 2 名、経営学部第 1 部ビジネス法学科で 0 名、情報社会学部情報社会学科で 2 名、人間科学部人間科学科で 3 名となっている（「大学基礎データ」表 2）。また、経営学部第 2 部経営学科では 33 名（前年度 21 名）となり、想定を上回る編入学者数となった。

2022 年度の経営学部第 2 部経営学科の編入学定員は超過することとなったが、後述するとおり、同学科の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.03 であり、適切な範囲内となっている。

(3) 収容定員に対する在籍学生数比率

学部における 2022 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、大学全体で 1.04 である。また、学部・学科別でも、経済学部経済学科で 0.94、経済学部地域政策学科で 1.16、経営学部第 1 部経営学科で 1.02、経営学部第 1 部ビジネス法学科で 1.03、情報社会学部情報社会学科で 1.07、人間科学部人間科学科で 1.10、経営学部第 2 部経営学科で 1.03 であり、適切な範囲内となっている（「大学基礎データ」表 2）。

大学院における 2022 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、経済学研究科（博士前期課程）で 0.40、経済学研究科（博士後期課程）で 0.20、経営学研究科（修士課程）で 0.98、経営情報研究科（修士課程）で 0.40、人間科学研究科（修士課程）で 0.55 となっており、経営学研究科以外の研究科では定員未充足の状況にある（「大学基礎データ」表 2）。

(4) 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

学部における 2022 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、全学部・学科で適切な範囲内となっていることから、過剰または未充足に関する特別な対応は不要と考えている。

大学院における 2022 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、経営学研究科以外の研究科では定員未充足となっている。志願者自体は増えている研究科もあるが、学力担保などの観点から、合格水準に至らないとの判断がなされた場合は不合格となっている。定員未充足に対する対応としては、2016 年度に経済学研究科の定員見直し（減員）を行った。また、多様な大学院進学希望者の受け入れと志願者の増加に向けて、9 月入学入試など新たな制度の整備も行ってきた。このほか、大学院進学希望者に対しては、目的意識に応じた細かなアプローチが重要であることから、「大学院校務協議会」で指導希望教員との個別相談に重点を置く方針を共有し、大学院入試説明会およびホームページにおいて志願者に相談方法を周知している（資料 5-24【ウェブ】）。

以上のことから、一部課題はあるものの、入学定員および収容定員の管理については、概ね適切であると判断する。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 各組織における取り組み

第 2 章で既述した内部質保証システムにおいて全学的に実施する自己点検・評価以外にも、各組織では、学生の受け入れの適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上に関する取り組みを定期的に行っている。

学部入試については、入学者受入の方針に基づく毎年度の学生募集活動および入学者選抜の点検・評価を行うための資料として、「入試の総括」を作成している（資料 5-25）。ここでは、全国・関西私大入試の全般的な状況といった外部環境の変化や、本学の志願者・合格者・入学者の傾向、学生募集に関する広報・渉外活動などを総括している。「入試の総括」は「入試会議」での検討を経て作成し、その後各学部教授会、「学内役員会」に報告している。また、「事務部長会」でも共有している。大学院入試についても、同様に「大学院入試の総括と課題」を「大学院校務協議会」での検討を経て作成し、その後各研究科委員会、「学内役員会」に報告している（資料 5-26）。

点検・評価の結果に基づく改善・向上の取り組み例としては、「入試会議」において、2022 年度入試における「入試の総括」の作成によって把握した学部入試の課題を改善するために、「2023 年度入試の課題と実施方針について（案）」を取りまとめた（資料 5-27）。そして、この方針を実現するための施策を「2023 年度入試の変更点について（案）」にまとめ、入学

者受入の方針で求める入学者の質を維持しつつ収容定員を満たしていくために、現行入試制度の枠組みの範囲内で制度の手直しや新たな取り組みを実行するに至った（資料 5-28）。

このように、学部入試および大学院入試それぞれで総括を行い、そこで把握した課題を各種施策に速やかに反映させており、定期的な点検・評価およびその結果に基づく改善・向上のサイクルが適切に構築されている。

(2) 全学内部質保証推進組織の関わり

「推進会議」は、学生の受け入れの適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上を、第2章で既述した内部質保証システムにおける自己点検・評価制度を通じて行っている。具体的には、まず、各学部・各研究科、入試部等が自己点検・評価を行い、改善・向上を図っている。さらに、これらの結果を踏まえ、「全学自己点検委員会」が全学的な観点から自己点検・評価している。「推進会議」はその内容について報告を受け、明らかになった課題に関する事項を事業計画へ反映するほか、議長である学長を通じて関係組織における改善を求めるなど、内部質保証を推進している。

例えば、大学基準に基づくPDCAサイクルにおける自己点検・評価のなかで、収容定員に対する在籍学生数比率が経済学研究科、経営情報研究科、人間科学研究科において低くなっている現状を確認し、「推進会議」での審議を踏まえ、当該研究科において改善に着手した（資料 2-25～27）。その結果として、既述のとおり、「大学院校務協議会」で指導希望教員との個別相談に重点を置く方針を共有し、大学院入試説明会およびホームページにおいて志願者に相談方法を周知するなどしている（資料 5-24【ウェブ】）。

以上のことから、学生の受け入れの適切性の定期的な点検・評価およびその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについては、適切であると判断する。

<2>長所・特色

1. 入学者受入の方針に基づく毎年度の学生募集活動および入学者選抜について、学部では「入試の総括」、大学院では「大学院入試の総括と課題」を作成することで定期的な点検・評価を行っている。さらに、学部入試では、把握した課題を改善するため、「入試会議」を中心に制度の手直しや新たな取り組みを実行するに至っている。また、大学院入試においても、在籍学生数比率の改善に向けた取り組みに着手しており、点検・評価の結果に基づき改善・向上に取り組むサイクルが適切に構築されている。

<3>問題点

1. 大学院における収容定員に対する在籍学生数比率について、改善に向けた取り組みを行っているものの、経営学研究科を除く研究科では定員未充足の状況にある。

<4>全体のまとめ

大学全体・大学院全体および各学部・各研究科において入学者受入の方針を定め、求める学生像などを明示し、これらに基づき、多様な学生・大学院生を受け入れるための様々な入学者選抜制度を設けている。

入試実施のための体制としては、学部では「入試会議」、大学院では「大学院校務協議会」で入試実施に関する全学的な審議を行っている。また、合否判定は、各学部または各研究科の意見を聴いた上で学長が決定するプロセスをとっており、公正に行っている。なお、学部および大学院の入試に関する業務を担う事務組織として、入試部を設置している。

定員管理については、学部では適切に行っているものの、大学院では収容定員未充足の研究科がみられるため、対応に着手している。

これら学生の受け入れの適切性については、「入試会議」で学部入試を、「大学院校務協議会」で大学院入試を総括することで点検・評価し、その結果に基づき制度の手直しや新たな取り組みを実行するなど、改善・向上に努めている。また、「推進会議」が自己点検・評価制度を通じて点検・評価およびその結果に基づく改善・向上を推進している。

以上のことから、大学基準を充足していると判断する。

第6章 教員・教員組織

<1>現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定／各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

1. 大学として求める教員像の設定／各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学の理念・目的を実現するため、大学として求める教員像および教員組織の編制方針を以下のとおり定めている（資料6-1【ウェブ】）。

求める教員像・教員組織の編制方針

求める教員像

- ①本学の建学の精神・教学理念に基づくミッション、4つのビジョンおよび全学の3つのポリシーを十分に理解したうえで学生と真摯に向き合い、十分な知識・能力を修得させるとともに、社会に貢献する“人財”へと育てることができる。
- ②専攻分野に関する研究業績および実務経験を十分に有し、研究者として日々研鑽に努め、その成果を学生および社会に還元することができる。
- ③コンプライアンスおよび社会倫理の意識を高く持ち、他の教職員と協働して大学運営に真摯に取り組むことができる。

教員組織の編制方針

- ①大学設置基準および大学院設置基準等の関係法令に基づくとともに、各学部・研究科の人材養成の目的や教育目標、3つのポリシーを実現できる教員組織を編制する。
- ②年齢、性別、職位等の構成について、バランスに配慮した教員組織を編制する。
- ③教員の募集・採用・昇任は、諸規程に基づき適切かつ公正に行う。
- ④ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上を図る。

また、各学部・各研究科では、上記の編制方針や、それぞれの人材養成の目的や教育目標、3つのポリシーを踏まえ、教員組織の編制方針を定めている（資料6-1【ウェブ】）。例えば、情報社会学部における教員組織の編制方針は以下のとおりである。

情報社会学部 教員組織の編制方針

（教員の配置）

- ・「大学設置基準」に基づき、教育・研究において優れた業績を有する者を適切に配置する。

(教員編制)

- ・情報社会学部の“人材養成の目的”と“3つのポリシー（DP、CP、AP）”に沿って、適切に教員組織を編制する。
- ・特定の年齢層や性別、職位等の構成について著しく偏ることのないようバランスを確保し、国際化にも対応しうよう、教員編制の多様性を推進する。
- ・専任教員（特任を含む）を中心として、コース区分や各科目の特徴に応じて任期付き教員や非常勤講師を適宜配置する。

(教員の募集・採用、昇任)

- ・教員の募集・採用ならびに教員の昇任については、関連諸規定に基づいて適切かつ公正に行う。

(教員の資質向上と教員組織の改善・向上)

- ・ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施することで、教員の資質向上ならびに教員組織の改善・向上を図る。

(教員組織の適切性)

- ・教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果に応じて改善・向上に向けた取り組みを行う。

大学として求める教員像および教員組織の編制方針ならびに各学部・各研究科の教員組織の編制方針は、教職員向けポータルサイトにより学内に共有するとともに、ホームページで公表している。

以上のことから、大学として求める教員像および各学部・各研究科の教員組織の編制に関する方針の明示については、適切であると判断する。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

評価の視点3：教養教育の運営体制

1. 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

本学の専任教員は学則第4条により、教授、准教授、講師、助教とすることを定めている（資料1-2）。ただし、2022年5月1日現在、助教は不在である。専任教員の定年は「学校法人大阪経済大学就業規則」第17条において満67歳と定めているが、「特任教員任用規程」第2条および第4条の基準を満たす者については、定年後3年の任期で特任教員として再雇用することができる（資料6-2、3）。また、「任期付専任教員任用規程」第1条で「教育・研究の向上を目的として、本学の教員編成を補うために任期付専任教員を任用することができる」と定め、第2条で（1）若手教員として教育研究に関する能力を向上させるとともに、本学への貢献が期待できる者を任期付教員A（助教）、（2）実務家教員として、その知識・経験を本学の教育に還元し、本学への貢献が期待できる者を任期付教員B、（3）教育・学習支援センターに所属し、本学のキャリア教育への貢献が期待できる者を任期付教員Cとし

て採用できることを定めている（資料6-4）。これら学部における専任教員数は、大学設置基準で必要とされる数を満たしている（「大学基礎データ」表1）。

大学院の専任教員は、研究科の基礎となる学部の教員が担当しており、大学院設置基準で必要とされる数を満たす研究指導教員および研究指導補助教員を各研究科に配置している（「大学基礎データ」表1）。

なお、学部・研究科に加えて、2022年5月1日現在、教育・学習支援センターに任期付教員Cを1名配置している。

2. 適切な教員組織編制のための措置

(1) 教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性／各学位課程の目的に即した教員配置

教員組織の編制方針に基づき、各学位課程において、それぞれの目的に即した教員組織を編制している。例えば、情報社会学部情報社会学科では、教育課程編成・実施の方針で示している3つのコース、すなわち「現代社会コース」「経営・経済コース」「情報コミュニケーションコース」の分野構成に沿って教員組織を編制している。また、年齢層および職位などの構成も教員組織の編制方針と整合した適切なものとなっている。

(2) 国際性、男女比

国際性については、専任教員153名中4名が外国人教員であり、その比率は2.6%である（資料6-5）。男女比については、123名が男性教員であり、全体の80.4%を占める。

(3) 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

教員組織の年齢構成について、全学的に目標とする比率などは定めていないが、教育研究を実施する上で支障が出ないようにバランスに配慮している。例えば、経済学部では、「大阪経済大学経済学部教員候補者の選考についての内規」第3条において、「教授会は、学部執行部の提案にもとづき募集分野、職階、年齢、応募資格、配布範囲、応募期間および受付期間について決定する」と定めており、専任教員募集の際に年齢を考慮している（資料6-6）。学部における教員組織の年齢構成を全学的にみた場合は、60歳以上が19.6%、50歳台が30.1%、40歳台が34.0%、39歳以下が16.3%となっており、一定のバランスが取れている（「大学基礎データ」表5）。

(4) 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置

教育上主要な授業科目における専任教員の配置について、その状況は学部ごとに異なるものの、各学部において教育に支障をきたさないよう配慮している（「大学基礎データ」表4）。例えば、経営学部第1部ビジネス法学科では、学科専攻科目における必修科目の84.0%を専任教員が担当している。

(5) 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

研究科の担当基準は、研究科ごとの規程を整備することで明確化し、これらに基づき各研究科で教員を適正に配置している（資料6-7～10）。例えば、経済学研究科では、「大阪経済

大学大学院経済学研究科担当基準」に基づき、理論、歴史、政策、地域、統計・計量・情報、国際、法律といった専門領域にまたがる多様な教員を配置している。

(6) 教員の授業担当負担への適切な配慮

専任教員の授業担当負担への配慮に関しては、「学校法人大阪経済大学就業規則」第25条に「教員の責任担当コマ数は、授業時間割表に従い原則として1週につき4コマとする」と定めている（資料6-2）。また、専任教員の授業担当時間の上限について定めた規程はないが、特定の教員に過度な負担がかからないように、「専任教員の担当コマ数についての申し合わせ」で以下のとおり定めている（資料6-11）。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 専任教員は原則として学部教育科目（全学共通科目を含む）を1週につき4コマ以上担当しなければならない。2 上記4コマには講義または実習科目を1コマ以上含めなければならない。3 標準担当コマ数は大学院開講科目を含め5～8コマとする。4 専任教員は週3日以上出勤しなければならない。ただし会議日（金曜日）をこれに含めることができる。5 授業は週2日以上に分けて行う。6 原則として金曜日の2～5時限に科目の担当を入れない。 |
|---|

さらに、役職者などの授業担当コマ数については、負担軽減の配慮を行っており、「学校法人大阪経済大学就業規則」第25条において「理事、副学長、学長補佐、学部長、研究科長の責任担当コマ数は、1週につき2コマとする」と定めている。

3. 教養教育の運営体制

全学共通教育の運営のため、「全学共通教育委員会に関する規程」に基づき、副学長、学長が指名する学長補佐1名、各学部長、教務部長を構成員とする「全学共通教育委員会」を設置している（資料4-11）。また、同規程第6条において、各学部教授会は「全学共通教育委員会」に対して、全学共通科目のあり方について意見を述べることで、または提案ができることを定めている。さらに、同第7条において、同第6条に規定された審議事項について検討するため、「全学共通教育協議会」を設置することを定めている。同協議会は、「全学共通教育協議会規程」に基づき、全学共通教育担当教員を構成員としている（資料6-12）。

以上のことから、教育研究活動を展開するための教員組織の編制については、適切であると判断する。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備／規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施
--

1. 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備／規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

学部における教員の採用は、各学部の教員候補者選考に係る内規および「専任教員の任用基準について（申し合わせ）」に基づき行っている（資料 6-6、13～16）。具体的には、当該学部教授会の議を経て、「学内役員会」で採用科目、職階等について了承した後、当該学部が募集を行う。その後、当該学部教授会の議を経て、最終的に「学内役員会」が採用を承認するプロセスとしており、これを適切に運用している。

任期付教員 A（助教）および任期付教員 B の採用は上述のプロセスに準じて行い、教育・学習支援センターに所属する任期付教員 C の採用は、「任期付専任教員 C（キャリア型）候補者選考手続きに関する内規」に基づき行っている（資料 6-17）。

教員の昇任は、「専任教員の昇任に関する規程」に基づき行っている（資料 6-18）。具体的には、各教員から昇任申請がなされると、当該学部の学部長は 1 ヶ月以内に教授会に諮り、審査の実施可否を投票により決定する。これが可となった場合は、教授会のもとに審査委員会を設置する。その後、審査委員会は、申請者の研究業績、教育実績、社会活動、大学への貢献等について審査し、審査結果を教授会に報告する。そして、教授会は審査委員会の報告に基づき、可否投票により昇任候補者として決定し、最終的に学長が昇任を決定するプロセスとしており、これを適切に運用している。

なお、研究科のみに配置する専任教員の採用は行っておらず、募集・採用・昇任は、所属する学部で実施している。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等の実施については、適切であると判断する。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

1. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本学の FD は、「全学 FD 委員会規程」に基づき、「全学 FD 委員会」を全学的な推進組織としている（資料 6-19）。2019 年 6 月に同規程の改正を行ったが、そのポイントは 5 点挙げられる。1 点目は、FD の目的を、従来は「教育活動を全学的に向上させる」と「教育活動」に限定していたが、「教員に求められる諸活動について、その資質向上を図る」とあらためた。2 点目は、同委員会が行う事業について、「教育活動」以外に「研究活動の活性化および社会貢献等」も対象とすることを定めた。3 点目は、同委員会が行う事業について、従来は「全学的な施策の検討と実施」としていたが、「全学および学部、研究科における施策の検討と実施」と学部、研究科も含め、大学全体の FD を同委員会が統括することを定めた。4 点目は、委員の構成について、従来は副学長または学長補佐（教務担当）を構成員としていたが、これに代え、2019 年 4 月に教育・学習支援センターを設立したことに伴い、教育・学習支援センター長および副センター長を構成員とすることとし、同センターの活動との連携を担保した。また、委員として、各学部から選出される教員 1 名は、研究科向けの FD にも対応できるよう、研究科に所属する教員に限ることを定めた。5 点目は、委員長につい

て、従来は「委員の互選によって委員長候補者を選出し、学長が決定する」としていたが、教育・学習支援センターとの連携を担保するため、教育・学習支援センター長が務めることを定めた。これらの改正により、FDを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上につなげていける体制が整った。

全学的なFDとして、「全学FD委員会」でテーマや日程などを検討し、「全学FDフォーラム」を定期的に行っている（資料6-20【ウェブ】）。講師は、本学教職員または他大学教員等学外者が務め、2022年度は、全ての専任教員が同フォーラムに1回以上参加した。また、テーマに応じて職員も対象としている。なお、同フォーラムは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においても、オンラインでの開催などにより、継続的に開催している。

教育改善に関するものとしては、例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いオンライン授業を導入したことを受け、2020年6月に、「Office365を活用したWeb授業の展開」をテーマとして開催した。このほか、2022年7月には、高等教育における成果の可視化等について理解することを目的に、「学修者本位の学びの構築とキャリアに繋ぐ成果の可視化～教学マネジメントを中心に～」をテーマとして開催した。また、2022年6月には、教員各自が関心の高い項目を選択視聴することで高等教育に対する理解を深め、授業改善につなげることを企図し、東北大学が中心となり開発された「大学等における教育FD動画コンテンツ」を利活用するかたちで開催した。

学生支援に関するものとしては、例えば、2022年3月に、コロナ禍での学生の生活実態を理解し、不調を呈した学生への初期対応等の方法を学ぶことを目的に、「コロナ禍における“学生相談”からみた最近の学生～不調を呈した学生の早期発見と初期対応の方法について学ぶ～」をテーマとして開催した。

さらに、教育の改革を進めるため、2018年10月に「教育改革支援研究費規程」を定め、「教育の質保証に関する研究」や「社会・企業・地域連携に関して教育に資する研究」などの4つのタイプの研究を交付対象として教育改革支援研究費を設けた（資料6-21）。交付された教員には、その研究成果を本学の「全学FDフォーラム」等で報告することを義務付けている。これに関して、2022年3月に「教育改革支援研究費の成果発表について」をテーマとして「全学FDフォーラム」を開催し、計7件の成果報告を行った（資料6-20【ウェブ】）。これらの報告内容には、地域課題の解決に関するものもあり、教育改善だけではなく、研究活動や社会貢献等の資質向上を図る場となっている。また、研究活動の資質向上を図る取り組みとして、第8章で後述する研究倫理研修や「科研費研究計画調書作成勉強会」なども行っている。

このほかの取り組みとしては、教職員として必要な知識習得やスキルアップ、情報の共有等を目的に2022年度から開催している「大経大FDサロン」がある（資料6-22）。これは、ワークショップ形式を取り入れた実践的なプログラムを用いることで、本学のFDのさらなる推進や教職員間の交流の促進をねらいとしている。第1回は、同年度2月に、ワークショップを通してアカデミック・アドバイジングの手法を理解し、学生が入学から卒業まで充実した学生生活を送ることができるよう、担当者として適切な支援ができるようになることを目的に、「実践アカデミック・アドバイジング入門」をテーマとして開催した。

加えて、各学部・各研究科でも独自のFDを実施している（資料6-23【ウェブ】）。例えば、人間科学研究科では2021年12月に「大学院教育の内部質保証～修士論文ルーブリック～」を

テーマに、情報社会学部では2022年6月に「情報社会学部の初年次教育について」をテーマに実施した。これら各学部・各研究科のFDについては、「全学FD委員会」を所管する教育・研究支援・社会連携部教育・学習支援センター事務課への実施報告を求め、全学的なFDとの連携を図っている（資料6-24）。

2. 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学では、「各教員の教育研究活動の活性化を促進し充実化を図ると共に、本学の高等教育機関としての教育と研究の質を保証すること」等を目的として、「教員活動評価制度に関する規程」を定め、「教員活動評価制度」を設けている（資料4-119）。同制度では、「教員活動評価委員会」のもと、各教員が教員活動計画書兼報告書を作成するかたちで、教育・学生支援、研究、管理運営、社会貢献の4つの分野における教員活動を評価している。その評価結果については、同規程第8条で、「各教員は教員活動評価の結果を自己の教育・学生支援、研究、大学の管理・運営および社会貢献の活動改善に役立てる」ことを定めており、「教員活動評価委員会」が総括した上で各学部教授会に報告するとともに、各教員の諸活動の改善・向上に活かしている（資料4-120）。

関連して、教員活動報告書の内容を評価対象として、「大阪経済大学教員表彰に関する内規」に基づき、毎年度若干名を表彰している（資料6-25）。

以上のことから、FDの組織的かつ多面的な実施については、適切であると判断する。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 各組織における取り組み

第2章で既述した内部質保証システムにおいて全学的に実施する自己点検・評価以外にも、各組織では、教員組織の適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上に関する取り組みを定期的に行っている。

例えば、教員組織については、各学部・各研究科および関係部署において、大学設置基準および大学院設置基準上必要となる数の充足などの編制状況を定期的に確認し、改善の必要が認められる場合には、教員の採用や昇任に関する本学の意思決定プロセスにのっとり対応している。また、FDについては、「全学FD委員会」が「全学FDフォーラム」の参加率や実施後アンケートの結果などから明らかになった課題を、次回以降開催する同フォーラムのテーマや講演者、実施方法に反映している。このほか、「教員活動評価制度」については、「教員活動評価委員会」が実施結果を踏まえて制度の適切性を定期的に点検・評価し、評価基準の見直しなどにより改善に努めている（資料6-26）。

(2) 全学内部質保証推進組織の関わり

「推進会議」は、教員組織の適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上を、第2章で既述した内部質保証システムにおける自己点検・評価制度を通じて行っている。具体的には、まず、各学部・各研究科、「全学FD委員会」を所管する教育・研究支援・社会連携部が自己点検・評価を行い、改善・向上を図っている。さらに、これらの結果を踏まえ、「全学自己点検委員会」が全学的な観点から自己点検・評価している。「推進会議」は、その内容について報告を受け、明らかになった課題に関する事項を事業計画へ反映するほか、議長である学長を通じて関係組織における改善を求めるなど、内部質保証を推進している。

例えば、大学基準に基づくPDCAサイクルにおける自己点検・評価のなかで、各研究科でのFDの実施状況にばらつきがあることが明らかとなり、「推進会議」での審議を踏まえ、各研究科が改善に着手した（資料2-25～27）。その結果として、2021年度は全ての研究科がそれぞれFDを実施しており、引き続き定期的な実施を図っているところである（資料6-23【ウェブ】）。

以上のことから、教員組織の適切性の定期的な点検・評価およびその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについては、適切であると判断する。

<2>長所・特色

1. FDを全学的に推進する組織である「全学FD委員会」のもと、定期的に「全学FDフォーラム」を開催し、教育や学生支援等の改善に資する多様なテーマを取り上げている。また、「教育改革支援研究費規程」に定める教育改革支援研究費を交付された研究の成果報告と同フォーラムを連動させる仕組みも構築している。さらに、ワークショップ形式を取り入れた実践的なプログラムを用いる「大経大FDサロン」の実施も開始するなど、全学的に教員の資質向上に取り組んでいる。
2. 教員の教育研究活動の活性化等を目的として、「教員活動評価制度」を設け、教育・学生支援、研究、管理運営、社会貢献の4つの分野を評価対象として、教員活動評価を行っている。さらに、同制度で用いる教員活動報告書の内容を評価対象として、「大阪経済大学教員表彰に関する内規」に基づく教員表彰を行い、教員活動評価結果の活用にも努めている。

<3>問題点

1. FDについて、2022年度は全ての専任教員が「全学FDフォーラム」に1回以上参加しているが、参加率が高いとはいえない実施回もある。各教員がそれぞれのスケジュールにあわせて受講可能なオンデマンド教材を用いるなどの工夫を講じ、参加率を一層向上させることが必要である。

<4>全体のまとめ

大学として求める教員像および教員組織の編制方針ならびに各学部・各研究科の教員組織の編制方針を定め、これらの方針に基づき、各学部・各研究科において大学設置基準および大学院設置基準等の関係法令を遵守した上で、教員組織を編制している。また、教員の採

用および昇任は、関連規程に基づき適切に実施している。なお、研究科のみに配置する専任教員の採用は行っておらず、募集・採用・昇任は、所属する学部において実施している。

F Dについては、「全学F D委員会」を全学的な推進組織とし、「全学F Dフォーラム」を定期的に開催している。2020 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、オンライン授業に関するテーマを設定するなど、状況に応じて開催するほか、「教育改革支援研究費規程」に基づく研究の成果報告とも連動させ、教育等教員に求められる諸活動の資質向上に向け積極的に取り組んでいる。加えて、教員の教育研究活動の活性化等を目的に「教員活動評価制度」を運用するとともに、同制度で用いる教員活動報告書の内容を評価対象とした教員表彰も行っている。

これら教員組織の適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上については、各組織で実施するだけでなく、「推進会議」が自己点検・評価制度を通じて推進している。

以上のことから、大学基準を充足していると判断できる。

第7章 学生支援

<1>現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

1. 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学の理念・目的を実現するため、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を以下のとおり定めている（資料7-1【ウェブ】）。

学生支援に関する方針

1) 修学支援

- ①多様な学びをサポートする体制を整え、新入生が大学生活に早く順応できるよう支援を行う。
- ②成績不振者や退学希望者等、学習の継続に困難を抱える学生に対し、教員と職員が一体となって履修相談や学習相談等の支援を行う。
- ③経済的な支援が必要な学生の修学機会を確保するため、学内外の奨学金制度等による支援を行う。

2) 学生生活支援

- ①学生の心身の健康を維持するため、健康相談やカウンセリング等により支援を行う。
- ②安心して学び、快適な学生生活を送ることができるよう、人権を保障し、ハラスメントの防止を徹底する。
- ③正課外活動（主にクラブ活動）を、人間形成・キャリア形成の場と位置付け、幅広い人間性を身につけるための人間教育を行うことで、学生の主体性や自律の精神を涵養する。

3) 進路支援

- ①初年次からキャリア科目や資格講座等により、体系的・継続的な学生のキャリア形成支援を行う。
- ②学生が主体的に進路選択に取り組めるよう、多様なガイダンスおよび講座を開講する。
- ③個人面談により学生一人一人にきめ細やかな進路支援を行う。
- ④学内外における合同企業説明会等のイベントを通じ、学生と企業等が接点を持つ場を提供する。

4) 障がいのある学生に対する支援

- ①「障がい学生支援方針」に基づいた支援を行う。

5) 留学支援、留学生支援

- ①国内外における多文化コミュニケーション力の醸成のため、留学をはじめ、海外の大

学等における各種学習機会を学生に提供する。

②留学生に対して、体系的な修学支援、学生生活支援および進路支援を適切に行う。

学生支援に関する方針は、教職員向けポータルサイトにより学内に共有するとともに、ホームページで公表している。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

1. 学生支援体制の適切な整備

本学の学生支援に関わる体制として、主に修学支援については「教務会議」が、学生生活支援および障がいのある学生に対する支援については「学生会議」が、進路支援および留学支援・留学生支援については「進路・研究・その他会議」がそれぞれ施策の審議を担っている（資料 4-10、7-2、3）。また、スポーツ・文化センター、教育・学習支援センターも、それぞれの事業を通じた学生支援を行っている（資料 3-3、6）。事務組織体制としては、「教務会議」については教務部が、「学生会議」およびスポーツ・文化センターについては学生部が、「進路・研究・その他会議」における進路支援については進路支援部が、「進路・研究・その他会議」における留学支援・留学生支援については国際部が、教育・学習支援センターについては教育・研究支援・社会連携部がそれぞれ業務を担っている。なお、教務部には主に学業に関わる支援を担当する学習支援室を、学生部には健康管理を担当する保健室およびメンタルヘルスケアを担当する学生相談室を設置している（資料 7-4、5）。

加えて、職員が新入生の大学生活に対する不安を和らげる職員サポーターの制度や、主に上級生が下級生に対して履修登録などを支援するピアサポートの制度があり、これらの運用は学習支援室と教育・学習支援センターの協力体制のもとで行っている（資料 7-6【ウェブ】、7【ウェブ】）。また、各学部では、学生一人ひとりに担当教員がつき、学生個人の状況を鑑みて相談等に応じる「クラスアドバイザー制度」を設けている（資料 7-7【ウェブ】）。さらに、経営学部では、これとは別に同学部の担当教員が学習上の各種相談、授業外の特別講座を実施する「チューター・ルーム」も設けている（資料 4-25）。

このほか、本学は 2005 年度から KVC を導入しており、2022 年度現在では、履修登録、シラバス・時間割・教室変更・休講情報・出席情報・成績の閲覧、個人宛の連絡事項・全学的な掲示情報の確認ができるほか、e-Learning システムとも連携しており、インターネットに接続するだけで常時利用が可能である（資料 7-8【ウェブ】）。

2. 学生の修学に関する適切な支援の実施

(1) 学生の能力に応じた補習教育・補充教育

本学では、主に補習教育・補充教育に関する以下の取り組みを実施している。

A) 入学前教育

教育・学習支援センターでは、入学前教育プログラムの一環として、早期合格者が大学に入学するまでの間に学習習慣を途切れさせないことと、大学での学びへ円滑に移行できることを目的として、e-Learning やオンライン講座を実施している（資料 7-9）。加えて、大学で学ぶ前に読むことが推奨される図書を、学部別に学部推薦図書として全入学生に対して案内している（資料 7-10）。なお、情報社会学部では、読書感想文の提出を義務付けている。

また、2022 年度から入学予定者向けに「大阪経済大学スタートアップサイト」を開設し、入学準備（手続）から入学後のオリエンテーションまでの情報を一元的にまとめており、そのなかで入学前教育についても情報発信している（資料 7-11【ウェブ】）。

B) DAIKEI スタートアップ交流プログラム

教育・学習支援センターと教務部が協同し、新入生オリエンテーション期間中に「DAIKEI スタートアップ交流プログラム」を実施している。ここでは、新入生に対して大学で学ぶ意義、有意義な学生生活の過ごし方等を伝えている（資料 7-12、13）。

C) 英語プレイスメントテスト

英語の習熟度に応じた英語教育を行うため、教務部において経営学部第 2 部経営学科および編入学生を除いた新入生に対し、英語プレイスメントテストを実施している（資料 7-14）。

D) 経営学部・指定校推薦入試（高大連携）合格者対象事前学習会

学部独自の取り組みとして、経営学部では、2021 年 12 月に高等学校教育から大学教育への円滑な接続を実現するための「経営学部・指定校推薦入試（高大連携）合格者対象事前学習会」を開催した。2022 年 12 月にも引き続き開催し、そこでは「一足先に大学生活を知ろう！」と「哲学対話で思考力を養おう！」の 2 つのワークショップを行った（資料 7-15【ウェブ】）。

(2) 正課外教育

本学では、主に正課外教育に関する以下の取り組みを実施している。

A) ZEMI-1 グランプリ

本学は「ゼミの大経大」を標榜しており、ゼミナール活動における研究成果を発表し、プレゼンテーション力を競い合う正課外のイベント「ZEMI-1 グランプリ」を 2010 年度から毎年開催している（資料 7-16【ウェブ】）。その運営においては、学生が「学生実行委員会」を組織し、リハーサル、当日の進行・タイムキーパー・採点の集計、結果発表などを行っており、教務部および進路支援部の職員が同委員会をサポートしている。

2022 年度は 23 ゼミナール 58 チームが参加し、2 日間に渡って予選と本選を実施した（資

料 7-17)。予選は 6 ブロックに分かれ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、事前にプレゼンテーション動画ファイルと企画要約シートを提出した上で、オンラインによる質疑応答を行う形式で実施した。その結果、各ブロック 1 位のチームと、2 位となった 6 チームのなかから学長選考により選ばれた 2 チームの計 8 チームが本選に進んだ。本選では、審査員と対面でのプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、最終的に 1 位から 3 位までのチームが表彰された。

「ZEMI-1 グランプリ」は、ゼミナール活動における学生のモチベーションアップにつながることに加えて、裏方として活躍する実行委員である学生の学びの場となっており、本学の正課外教育の 1 つの柱である。

B) 学生奨学論文

専任教員等で構成される「大阪経大学会」の取り組みとして、学生の勉学を奨励するため、毎年「学生奨学論文」の募集を行っている。教員が審査員となり厳正に審査を行い、優れた論文を入賞作品として選出し、著者には賞状と副賞を授与している（資料 7-18【ウェブ】）。

C) チューター・ルーム

既述のとおり、経営学部では「チューター・ルーム」を設けている。2022 年度に新設した初年次教育科目「アカデミックスキル」の担当教員を含む 3 名の専任教員が「チューター・ルーム」のチューターを兼務しており、学習上の各種相談に個別に応じている。加えて、チューターが授業外の特別講座として「アカデミックスキル特別講座」や「インタビューしてみようされてみよう講座」などを開講している（資料 4-25）。

D) ビブリオバトル、ライティングセミナー

図書館の取り組みとして、発表者（バトラー）が本を紹介し、最も読みたいと思う本を観客が投票で決める「ビブリオバトル」を開催している（資料 7-19【ウェブ】）。2022 年度に行われた第 22 回大会では 5 名の発表者（バトラー）が参加した。このほか、レポート作成やプレゼンテーション方法に関して、定期的に「ライティングセミナー」を開催している（資料 7-20）。

E) ライティング講座、CBL、DAIKEI 創発プロジェクト

教育・学習支援センターの取り組みとして、正課外の教育プログラムである「ライティング講座」や CBL（Creative-Based Learning）を実施している（資料 7-21）。さらに、2022 年度より本学のミッションである「生き続ける学びが創発する場」を体現する取り組みとして「DAIKEI 創発プロジェクト」を立ち上げた（資料 7-22【ウェブ】）。これは学生がグループで協働し、自分達の掲げた目標に果敢に挑戦することで、未知なる「創発」を生み出すプロジェクトである。①チャレンジ部門、②SDGs 部門、③イベント・コンテスト部門の区分を設けて募集を行い、②と③で各 1 グループが選考を経て採択され、活動を行った。

F) e-Learning

e-Learning のコンテンツとして情報倫理、レポート作成などに関する自主学習教材を導

入している（資料 7-23）。

(3) 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援

学生からの授業内容の相談については、各授業科目担当教員がシラバスに連絡先を掲載するほか、オフィスアワーを設けることで対応している。授業内容以外の学習に関する相談については、教務部等が電話やメールでの問い合わせに対応している。

加えて、財務部情報システム課では、情報システムに関する問い合わせに対応するため、ヘルプデスクの設置、問い合わせ用メールアドレスの設定を行っている。さらに、各種問い合わせへの対応の効率化を目的として、人工知能（A I）を活用した自動応答システムである「だいけいだいチャットボット」を 2020 年 9 月に導入した。このチャットボットへの質問は、ウェブサイト、公式 LINE アカウント、Microsoft Teams のチャット機能を通じて行うことができる（資料 7-24、25）。これにより、学生はいつでも簡易な疑問を自己解決でき、よりスムーズに学習を進めることが可能となった。

(4) オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いオンライン授業を実施するにあたり、学生に対して様々な支援を行った。そのなかで通信環境への配慮としては、学修環境整備等のため 2020 年 5 月 1 日現在の在籍学生および大学院生全員に対し一律 5 万円を給付するほか、希望者に対するモバイルルーターの無償貸与等を行った（資料 7-26 【ウェブ】）。

また、学内でオンライン授業が受講できるようウェブカメラ付きパソコンを設置した自習室を整備するとともに、無線 LAN の環境を充実させることで、学生個人が所有するパソコンでも学習が可能となっている。なお、学生は入学時に配付する Office365 アカウントでメール（Outlook）、Microsoft Teams などを利用できるほか、在学中は Microsoft Office 製品（Word、Excel、PowerPoint）を学生個人が所有するパソコンなどで 5 台まで無償で利用できる。

オンライン授業は原則、動画または音声による解説を含むオンデマンド型としているが、リアルタイム配信型で行う場合でも必ず録画を行い、学生が授業動画を再視聴できる機会を確保している（資料 7-27）。

(5) 海外留学支援

本学から海外へ送り出す学生への海外留学支援は、国際部において行っている（資料 7-28 【ウェブ】）。2020 年度からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い海外派遣を中止することとなったため、代替措置として海外の大学等によるオンラインプログラムを提供している。2020 年度は 5 プログラムを提供して計 27 名、2021 年度は 17 プログラムを提供して計 37 名、2022 年度は 5 プログラムを提供して計 3 名が参加した（資料 7-29、30）。なお、2022 年度秋学期から交換留学を再開した。

留学前の準備プログラムとしては、英会話を行う「英語カフェ（E-café）」と韓国語会話を行う「韓国語広場」を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前は対面で、感染拡大以降はオンラインで実施している（資料 7-31、32）。2021 年度は「英語カフェ（E-café）」に

のべ 552 名、「韓国語広場」にのべ 144 名が参加した（資料 7-33、34）。また、2022 年度には、留学生が講師を務める中国語講座「遊ぼう！中国語」を新たに開催した（資料 7-35）。

語学研修については、例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の 2019 年度は、夏季休暇中に 2 つのプログラム、春季休暇中に 3 つのプログラムを設け、このうち 4 つのプログラムにのべ 47 名が参加した（資料 7-36）。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は、語学研修を中止していたが、2022 年度春季休暇中から 2 つのプログラムを再開した（資料 7-37）。

(6) 留学生等の多様な学生に対する支援

海外から受け入れる留学生の支援は、国際部において行っている。2022 年 11 月現在本学には、留学生 125 名（学部生：71 名、大学院生：42 名、研究生：7 名、交換留学生：5 名）が在籍している。これら留学生に対しては、入学前相談、履修ガイダンス、成績・出席不振者面談（精神的ケアを含む）、学内奨学金の手続き、学外奨学金の紹介、交流会、日本語講座、就職ガイダンスなどを行っている（資料 7-38～40）。

成績不振者面談は、留学生全員の成績をチェックした上で実施しており、履修・学生生活・アルバイト・睡眠時間の状況から健康状態などを確認し、今後の過ごし方を指導している。また、留年者、休学および退学を検討している留学生についても個人面談を実施し、成績のほか、生活面等に問題を抱えていないか確認した上で、個別の事情に応じた情報提供や相談を実施している。

このほか、学生間のコミュニケーションや学生生活を支援するため、留学生を対象とした歓迎会や交流会、日本人学生が留学生と交流する「TOMO Café (Friend Café)」を随時開催している（資料 7-41～43）。2021 年度はこれらのイベント計 25 回にのべ 285 名が参加した。また、留学生とともに寮生活を過ごしながらかサポートする「国際交流サポーター」や、留学生の学習および学生生活を支援する「国際交流チューター」の制度を設け、学生によるピアサポートの体制も整えている（資料 7-44、45）。

(7) 障がいのある学生に対する支援

障がいのある学生に対する支援については、「大阪経済大学障がい学生の支援に関する規程」を定めている（資料 7-46）。また、2016 年 4 月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、本学では学生部を事務局として障がいのある学生のサポートに関連する部署により「障がい者支援推進チーム」を編成している（資料 7-47、48）。そこでは、支援の対象者や支援状況に関する情報を共有し、入学前の受験から修学・学生生活・進路まで、必要に応じて所属学部とも連携してサポートを行っている。関連して、2017 年 3 月には「障がい学生支援方針」を定めた（資料 7-49【ウェブ】）。

本学の受験を検討している障がいのある者からの問い合わせには、入試部が窓口となり、受験時に必要な支援だけではなく、入学後に必要な支援も確認し、当該者が合格した場合は関連部署に必要な情報を共有している。

修学支援については、教務部において、肢体不自由や高次脳機能障害を持つ学生の場合はノートテイクなどのサポートを行っているほか、発達障害などを持つ学生が支援を希望する場合は、授業や試験における配慮申請を受け付けている（資料 7-50、51）。

学生生活支援については、例えば、学生部において、車いすを使用する学生をサポートするほか、心に問題を抱える学生の対応を、学生相談室のカウンセラーと相談の上、必要とされる配慮内容を確認しながら行っている。

進路支援については、心に問題を抱える学生の就職相談を、進路支援部就職課所属の臨床心理士が実施するなどしている。

(8) 成績不振の学生の状況把握と指導

「成績不振の学生の個別指導について（申し合わせ）」において、成績不振者として対応する基準を定めている（資料 7-52）。成績不振者については、初年次秋学期以降、学習支援室やクラスアドバイザーが連携し、面談などを通じて状況把握、指導を行っている。加えて、次学期の学習や大学生活に関する課題を明らかにするためのアンケート調査を実施している（資料 7-53）。このような対応を基本としつつ、さらには以下の取り組みを行っている。

A) 出席状況の把握と対応

授業への出席状況を把握するため、全教室に出席管理端末である「出席情報収集システム」を設置し、学生が授業出席時に学生証をかざすことで出欠を管理する仕組みを導入している（資料 7-54）。学習支援室では、同システムで把握した出席状況に基づき、各学期開始から 1/3 および 2/3 進行した段階の出席率が概ね 50%未満の学生については、学生本人と学費負担者（保護者）宛にハガキを郵送することで出席状況を知らせるとともに、必要に応じて窓口での相談を促している（資料 7-55）。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオンライン授業の実施期間は「出席情報収集システム」を活用できなかったため、KVCを通じたレポートなどの課題提出率が一定の基準を下回った学生に対して、同様の対応を行った。

2022 年度の授業は原則的に対面、一部がオンラインでの実施となったため、対面授業の出席率およびオンライン授業におけるKVCを通じたレポートなどの課題提出率の各基準を併用し、同様の対応を行った。

B) 学費負担者（保護者）への対応

これまでは、教務部が履修科目の成績や修得単位数、GPA等を記載した成績通知書を各学期終了後に郵送してきた（資料 7-56、57）。特に成績不振者の保護者に対しては、修業年限内での卒業に関する注意喚起の文書を添付し、修学面および生活面の改善について協力を依頼してきた（資料 7-58）。2022 年度春学期からは、保護者向けポータルサイトを開設し、成績通知書と同様の情報だけではなく、科目ごとの出席情報などを常時確認ができるようにしている（資料 7-59、60）。同サイトについては、今後も機能追加などの強化を図っていく予定である。

このほか、教務部を中心に窓口や電話で各種相談を受け付けている。加えて、保護者を対象としたイベント「教育懇談会」では、教員や教務部職員が面談担当者として成績懇談を行い、成績通知書や後述する「学習カルテシステム」に登録された過去の窓口での面談状況をもとに、より詳しい説明や面談を行っている（資料 7-61）。

C) 日本学生支援機構奨学金受給者への対応

学生部では、日本学生支援機構奨学金（給付・貸与）を利用する学生のうち、修得単位数が成績審査（適格認定）基準単位数以下の学生およびその保護者に対して、注意喚起の文書を郵送して指導している（資料 7-62）。

D) クラブ所属学生への対応

スポーツ・文化センターでは、独自に設定した修得単位数に基づき、クラブ所属の成績不振者に対してKVCなどを通じて呼び出しを行い、個別に指導している（資料 7-63、64）。さらに、各クラブの部長・顧問（教員）、副部長（職員）にも所属部員の成績状況を共有し、指導を依頼している。

(9) 留年者及び休学者の状況把握と対応

留年者に対しては、成績不振者と同様の対応を行っている。

休学者に対しては、休学手続きの際に教務部が面談を行い、休学理由などを確認している。また、休学中はKVCにおいて状況確認のアンケートを実施している（資料 7-65）。アンケート未回答の休学者に対しては、電話で状況確認を行っているが、連絡が付かない者も多く、状況を把握しきれていないのが現状である。休学者が窓口にて復学手続きをするため来学した際には、履修登録などについて説明するとともに、不明点があれば教務部へ連絡するよう指導している。

このほか、各学部では、教授会で留年者および休学者の数や、留年および休学となっている事由を共有し、ゼミナール担当教員が必要に応じて学生と面談を行うなどの対応を行っている。

(10) 退学希望者の状況把握と対応

クラスアドバイザーや学生相談室、学生部等が学生から退学について相談を受けた場合、退学希望者の情報を教務部へ集約し、適切な対応ができるよう担当部署等へつないでいる。また、退学に至った場合、その理由は「教務会議」および「校務協議会」を通じて学長、学部長等に報告するとともに、教授会でも情報を共有し、適宜全学的な課題として対応を検討している。

(11) 奨学金その他の経済的支援の整備

学生が経済的な不安を抱えることなく勉学に励み、充実した学生生活を送ることができるよう様々な奨学金制度を整備している（資料 7-66）。

本学独自の奨学金については、給付奨学金として、家計急変者のうち本学の定める基準を満たす学生へ給付する「緊急修学援助奨学金」などの10種類、貸与奨学金として、卒業後に返還が必要な「学費貸与奨学金」などの3種類を整備している。なお、このうち、「遠隔地学生奨学金」「同窓会遠隔地奨学金」「勤労・社会人学生奨学金」については、それぞれの規程において日本学生支援機構給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）受給資格から外れる学生が対象となるよう定めており、より多くの学生に経済的支援が行えるようにしている（資料 7-67～69）。

これらに加え、学生の留学に対する奨学金として、派遣留学生に留学期間中月額5万円を給付する「交換国際留学生奨学金」や、認定留学生に留学期間中の授業料相当額を給付する「認定留学生奨学金」、所定の条件を満たした者に月額5万～15万円（年額最高150万円）を給付する「ジャンプ・アップ海外留学奨学金」（給付金額は留学先などにより異なる、選考あり）を設けている（資料7-70～72）。

さらに、留学生に対する奨学金として、国際留学生入試（学部）成績上位者4名に1年間月額4万円を給付する「国際留学生奨学金」を設けている（資料7-73）。また、授業料を減免する制度（減免を受けるための基準あり）も設け、入学後の経済的負担軽減を支援している（資料7-74、75）。

このほか、本学卒業生である矢倉氏の寄付により設立された、ベトナム国籍を持つ私費外国人留学生に対する経済的支援制度「矢倉英一ベトナムスカラシップ」および「矢倉英一大学院ベトナムスカラシップ」を設けている（資料7-76、77）。また、本学の教授であった故高松亨氏の寄付により設立された「高松亨チャレンジ基金」も設けている（資料7-78）。

学外の奨学金としては、日本学生支援機構、民間団体、地方公共団体の奨学金のほか、教育ローンについて紹介している。

各学部・各研究科で独自に行っている経済的支援がある。例えば、経済学部では、①海外実習科目「海外実習」を履修する学生への旅費援助、②国内実習科目「地域・社会調査」「ボランティア論」などを履修する学生への旅費援助、③授業科目「工場見学」を履修する学生への旅費援助、④統計検定（2級・DS基礎・DS発展）合格者に対する報奨金給付、⑤経済学検定試験等受験学生への費用補助、⑥経済学部合同ゼミナール発表会における上位入賞チームへの報奨金給付、⑦卒業記念パーティー参加への費用補助、を行っている（資料7-79）。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応については、例えば、オンライン授業を実施するにあたり、学修環境整備支援金および経済的影響に対する学生生活費支援金として、2020年5月1日現在の在籍学生および大学院生全員に対し、一律5万円を給付した。また、収入が減少した世帯の学生を支援するため、「緊急修学援助奨学金」の人数枠を20名から500名に拡大した。

(12) 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

奨学金の募集に関しては、主に学生部がその都度ホームページ、KVC、学内掲示板により対象者に情報提供を行っている。また、入学者には入学式当日にパンフレット「奨学金制度のご案内」を配布し、情報提供を行っている（資料7-66）。さらに、「大阪経済大学スタートアップサイト」により入学予定者にも情報提供を行っている（資料7-11【ウェブ】）。加えて、国際部が留学生に対してメールで個別に情報提供を行っている。

3. 学生の生活に関する適切な支援の実施

(1) 学生の相談に応じる体制の整備

専任教員全員がオフィスアワーの時間を設けるほか、既述した「クラスアドバイザー制度」、経営学部の「チューター・ルーム」を設け、学生の相談に応じる体制を整備している。

また、教務部および学生部では、相談業務が円滑に行えるよう単位修得状況、授業出席状

況、資格取得状況、ゼミナール担当教員、クラスアドバイザー、進路、奨学金、クラブ・サークル所属などに関する情報に加えて、窓口での相談内容もシステムに登録して一元管理する「学習カルテシステム」を運用している（資料 7-80）。これにより、学生の相談に応じる際に過去の相談内容を確認することができ、継続的な支援が可能となっている。さらに、同システム内の情報はクラスアドバイザーにも制限付きながら公開しており、教職員が連携して学生の相談に対応することができる。

このほか、既述のとおり「だいけいだいチャットボット」を導入したことで、学生は常時簡易な疑問を自己解決でき、利便性が向上したことに加えて、各種窓口への直接的な問い合わせが減り、業務の効率化にもつながっている。

(2) ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

ハラスメント防止に関して、「大阪経済大学ハラスメント防止ガイドライン」を制定している（資料 7-81）。また、「人権委員会規程」に基づき、人権に関する啓発・啓蒙、調査および人権侵害に対する人権の擁護・救済を行うことを目的に、理事会や教授会から独立した組織である「人権委員会」を設置している（資料 7-82）。委員 11 名に加えて、相談員 3 名を配置しており、女性が気軽に相談できるよう委員・相談員のうち 7 名を女性に委嘱している。

また、入学式当日、新入生全員に人権に関するリーフレットを配付するほか、ホームページおよび「大阪経済大学スタートアップサイト」においてハラスメント防止に関する説明、相談窓口の紹介を行っている（資料 7-11【ウェブ】、83、84【ウェブ】）。

加えて、基準 10 で後述するとおり、総務部人事課が教職員を対象に「ハラスメント防止研修」を実施し、ハラスメントに関する啓蒙を行っている。

(3) 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

健康、保健衛生管理は保健室が担当し、定期健康診断、応急処置のほか、学生向け講習会などを行っている（資料 7-85【ウェブ】）。メンタルヘルスケアは学生相談室が担当し、カウンセリングのほか、KVC への記事投稿、ワークショップなどを行っている（資料 7-85【ウェブ】、86）。

また、スポーツ・文化センターでは、保健室と協力してクラブを対象とした「AED（自動体外式除細動器）講習会」を開催し、課外活動中の緊急時にその場に居合わせた学生自らが速やかに応急処置を行えるよう指導している（資料 7-87）。

(4) 人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

教育・学習支援センターにおいて、学生の人間関係構築を目的に、在学生スタッフによる各種イベントの企画・運営を行っている。例えば、2021 年度春学期には、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じた上で、全学生を対象とした交流イベントを実施した（資料 7-88）。ここでは、在学生スタッフが運営の中心を担い、人間関係構築を目的としたハート（HRT: Human Relation Training）プログラムを行った。

また、既述した「DAIKEI スタートアップ交流プログラム」では、座学に加えて、少人数でのグループワークも織り交ぜて実施することで、学生間の交流を促している。

4. 学生の進路に関する適切な支援の実施

(1) キャリア教育の実施

学部では、第4章で既述したとおり、全学共通科目内に「キャリア形成科目」を設けることで、1年次から段階的なキャリア教育を行っている（資料7-89【ウェブ】）。また、正課内外で実施するインターンシップでは、職業観の醸成を行うとともに、就業体験を通じて学生一人ひとりが自身の進路について考える機会となるようにしている（資料7-90【ウェブ】）。

(2) 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

学生のキャリア支援を行うための体制としては、キャリアに関する授業科目の運営を教育・学習支援センター、就職支援を含むキャリアサポートを進路支援部、海外留学・語学研修等の国際交流活動の運営を国際部、教職課程の運営を教務部が担っている（資料7-91【ウェブ】）。

(3) 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

既述のとおり、就職支援は進路支援部が業務を担っており、1年次より段階的に就業マインドを育成し、3年次からは学生自身が主体的に就職活動に取り組んでいけるよう、4年間一貫したきめ細やかかつ丁寧な支援を行っている。

就職活動は景気の変動等社会情勢に大きく影響を受けるため、常に状況にあわせた支援を行っている。例えば、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、オンラインによる面接を行う企業が一般化したことを受けて、進路支援部内に個室ブースを2箇所設置するとともに、オンライン面接の指導に取り組んだ（資料7-92）。

本学の就職支援を大別すると、就職相談、支援行事の企画・立案・実施、企業訪問・来訪企業対応に分けられる。このうち、就職相談、支援行事の詳細は以下のとおりである。

A) 就職相談

就職相談では、進路支援部就職課職員と学生の1対1の個別面談を予約制で年間約1万件実施している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、手指消毒・マスク着用はもちろんのこと、透明のアクリルパーティションを設置して感染防止に努めるほか、オンラインでの面談も実施している。面談では、質問・相談を受け付けるだけでなく、履歴書やエントリーシートの添削なども行っている。また、学生には面談担当者を指名できるようにしているが、面談内容を「個人相談情報照会システム」に入力することで、面談担当者が替わっても学生が前回の面談の続きから話せるようにしている（資料7-93）。これにより面談担当者は学生のことを深く知ることができ、その結果として信頼関係が生まれ、学生に寄り添ったサポートにつながっている。なお、障がいのある学生、就職活動により精神的な疲れがみえる学生に対しては、部内に配置している臨床心理士が面談を担当する体制を整えている（資料7-94）。このほか、4年次の学生に対して、学生、ゼミナール担当教員、進路支援部職員による三者相談会も行っている（資料7-95）。

B) 支援行事

① 学内企業説明会の開催

本学学生の採用を検討している企業等と学生が身近に接する機会を増やすべく、学内企業説明会を開催している（資料 7-96）。例えば、2021 年度は学内でのべ 666 社の企業等の説明会を実施した。加えて、481 社の求人情報を提供した。

②早期の少人数型講座の実施

3 年次の早期に就職活動を疑似的に経験できるように、「実践面接トレーニング」と「就活実力養成特訓講座（大樟塾）」を実施した（資料 7-97、98）。これらのイベントは学生が自身の課題を発見するとともに、就職後に必要となる社会人基礎力を養う内容としている。なお、2021 年度「就活実力養成特訓講座（大樟塾）」受講生の就職率は 100%であった。

③就職力をつけるガイダンス・セミナーなどの実施

各種ガイダンス・セミナーなどを開催し、学生の就職活動を全面的に支援している。例えば、2021 年度は以下のとおり開催した。

準備編：ゼミナール別就職ガイダンス

業界編：企業分析ガイダンス、ホワイト企業の見極め方ガイダンス、業界セミナー、業界・企業理解セミナー、公務員セミナー、U・I ターン就職セミナー、内定者との座談会、卒業生との座談会

個別編：女子向け就職ガイダンス、留学生向けガイダンス、障がい学生向けガイダンス、就活応援セミナー、未内定者ガイダンス、クラブ別ガイダンス、保護者向けガイダンス

実践編：面接対策講座、ステップアップ模擬面接、グループディスカッション講座

勉強編：SPI 模擬試験、SPI 対策講座、SPI 勉強会

応用編：実践面接トレーニング、就活実力養成特訓講座（大樟塾）

④留年者、進路支援部就職課未利用者への支援

留年者は就職活動が停滞する傾向にあり、進路支援部就職課の利用も少なく、例年、就職率が低い。そのため、同課では、留年者に対して継続的に電話等により同課の利用を促している。また、大手企業の採用活動が一段落する 6 月以降、進路未報告の全学生に対して電話により内定状況等の確認を行うとともに、同課の利用を促している。このように、就職活動が停滞している学生の意欲向上に向け、積極的に取り組んでいる。

⑤留学生への支援

留学生に対しては、入学年度に日本での就職に関する説明会を開催している。また、日本での就職を希望する留学生を対象に、活動方法や企業が求める人材像、在留資格に関する説明会を開催するなど、進路支援部と国際部が情報を共有しながら、多面的に支援している（資料 7-40）。

⑥未就職卒業生への支援

未就職卒業生は、卒業後 3 年間、在学生と同様の就職支援を受けることができる。就職活動を継続している者に対しては、KVC の利用継続を促進するためのガイダンスを実施するとともに、メールで求人情報を随時配信するなどの支援を行っている。加えて、既卒生専門の外部委託面談員が本学と北浜（委託業者の事務所）で週 1 日ずつ面談対応を行っており、丁寧な卒業生支援を実現している。

⑦インターンシップ

インターンシップについては、第4章で既述したとおり、授業科目として配置し、実施している。加えて、正課外で実施しているものもある（資料7-99）。

⑧資格取得支援

資格講座は外部の資格教育専門業者と提携して運営し、学内での対面講義やオンライン講義を実施している（資料7-100【ウェブ】）。また、資格講座に関するガイダンスでは、各資格について説明するだけでなく、将来を意識しながらの資格取得を促している。さらに、一定の条件を満たした場合に受講料の一部を給付する「資格取得者支援制度」、対象講座を受講し、対象試験に合格した場合に報奨金を給付する「合格報奨金制度」、同一分野の講座を受講する場合に受講料を割引する「継続割引制度」等、学生の資格取得を促進する支援制度を設けている。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、一部資格講座の実施形式を対面からオンライン講座に変更し、学生の学習機会の維持に努めた。

このほか、2020年度より株式会社エーアイテイーによる寄付講座「通関士講座」を開講している（資料7-101）。

(4) 博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

経済学研究科博士後期課程では、大学院生が学識を教授するために必要な能力を培うために、その機会に関する情報提供として、他大学が行っているオンラインプログラムを紹介している（資料7-102）。

5. 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

スポーツ・文化センターにおいて、学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための各種支援を行っている（資料7-103【ウェブ】）。具体的には、施設・設備の整備、活動費の援助のほか、他大学との交流支援、全国大会出場壮行会、課外活動表彰式、祝勝会等を行っている。また、体育会クラブに所属する学生を対象とした「アスリート講演会」、スポーツ評価型選抜による入学者を対象とした「アスリートリーダーズ講習会」、主務などの幹部学生を対象とした「主務者講習会」等も行っている。加えて、第9章で後述する各種地域貢献・社会貢献活動の実施を通じて、正課外活動の充実を支援している。さらに、学生の課外活動を支援する者の情報共有の場として「クラブ部長・顧問・監督者懇談会」を年1回開催している（資料7-104）。

6. その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生の要望は、窓口となる組織で受け付け、必要に応じて関係する学部・研究科等と共有し対応している。例えば、クラブからの要望については、スポーツ・文化センターが年1回実施しているクラブ幹部面談で聴き取りを行っている（資料7-105、106）。要望に対しては、学生がクラブ活動を行うにあたり、「大学として必要最低限の支援ができているか」と「安全を確保できているか」を観点として対応している。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。ま
--

た、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上
--

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 各組織における取り組み

第2章で既述した内部質保証システムにおいて全学的に実施する自己点検・評価以外にも、各組織では、学生支援の適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上に関する取り組みを定期的に行っている。

例えば、教務部では「教務会議」において、「学修行動調査」の結果により学生の学修体験・行動を把握し、各調査項目の数値等を総括するとともに、改善方策を審議している（資料 4-109）。また、スポーツ・文化センターでは、正課外活動の支援について、クラブ幹部面談等によりその適切性を確認し、改善を図っている。加えて、進路支援部では、年度ごとに進路支援に関する取り組みを総括することで、支援内容の改善を図っている（資料 4-97）。

このほか、図書館では、図書館運営の改善の参考とするため、「図書館学生サポーター」の意見を積極的に聴いている。改善につながった例としては、同サポーターからの意見を受け、既述したイベント「ビブリオバトル」の活性化のため、「ZEMI-1 グランプリ」の審査結果待ちの時間帯に「ミニビブリオバトル」を開催したことが挙げられる（資料 7-107）。それ以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の 2019 年度まで、毎年「ミニビブリオバトル」を開催するに至り、2019 年度は、企業から若手社会人の出場があるなど、拡大がみられた（資料 7-108）。

(2) 全学内部質保証推進組織の関わり

「推進会議」は、学生支援の適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上を、第2章で既述した内部質保証システムにおける自己点検・評価制度を通じて行っている。具体的には、まず、各学部・各研究科、教務部、学生部、進路支援部等が自己点検・評価を行い、改善・向上を図っている。さらに、これらの結果を踏まえ、「全学自己点検委員会」が全学的な観点から自己点検・評価している。「推進会議」は、その内容について報告を受け、明らかになった課題に関する事項を事業計画へ反映するほか、議長である学長を通じて関係組織における改善を求めるなど、内部質保証を推進している。

例えば、大学基準に基づく PDCA サイクルにおける自己点検・評価のなかで、博士課程において、大学院生に対して学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定または当該機会に関する情報提供を行っていく必要があることを確認し、「推進会議」での審議を踏まえ、経済学研究科が改善に着手した（資料 2-25～27）。その結果として、既述のとおり、他大学が行っているオンラインプログラムを紹介するに至った（資料 7-102）。

<2>長所・特色

1. ゼミナール活動における研究成果を発表し、プレゼンテーション力を競い合う正課外のイベント「ZEMI-1 グランプリ」を開催しており、その運営は、学生により組織する

「学生実行委員会」を中心に行っている。このイベントはゼミナール活動における学生のモチベーションアップにつながることに加えて、裏方として活躍する実行委員である学生の学びの場ともなっている。

2. 学生からの問い合わせ対応の効率化を目的として、人工知能（A I）を活用した自動応答システムである「だいけいだいチャットボット」を導入している。このチャットボットへの質問は、ウェブサイト等を通じて行うことができる。これにより、学生はいつでも簡易な疑問を自己解決でき、よりスムーズに学習を進めることが可能となったほか、各種窓口への直接的な問い合わせが減り、業務の効率化にもつながっている。
3. 国際交流について、2020 年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い学生の海外派遣を中止することとなったため、代替措置として海外の大学等によるオンラインプログラムを提供している。さらに、オンラインを活用しながら、英会話を行う「英語カフェ（E-café）」等のプログラムも実施しており、社会情勢を踏まえた修学支援を行っている。
4. 教務部と学生部では、常に連携を取りながら学生支援を行っており、そこでは、それぞれの窓口へ訪れた学生の相談内容をその都度「学習カルテシステム」に登録し、蓄積している。これにより、学生の相談に応じる際に当該学生の基礎的な情報に加えて、過去の相談内容を確認することができ、継続的な支援が可能となっている。
5. 教育・学習支援センターでは、在学生スタッフによる各種イベントの企画・運営を行うことで、参加する学生の交流機会だけではなく、在学生スタッフ自身が成長できる場を創出している。さらに、本学のミッションである「生き続ける学びが創発する場」を体現する取り組みとして「DAIKEI 創発プロジェクト」を立ち上げるなど、学生の学びを支援する多様な取り組みを行っている。
6. 進路支援部では、就職支援として行う予約制の個別面談を年間約 1 万件実施している。そこでは、面談内容を「個人相談情報照会システム」に入力することで、面談担当者が替わっても学生が前回の面談の続きから話せるようにしている。また、これにより面談担当者は学生のことを深く知ることができ、その結果として信頼関係が生まれ、学生に寄り添ったサポートにつながっている。
7. 進路支援部では、外部の資格教育専門業者と連携して多様な資格講座を開設している。学内での対面講義やオンライン講義を実施することで授業との両立に配慮するほか、「資格取得者支援制度」や「合格報奨金制度」等学生の経済的負担を軽減する制度を設け、資格取得を支援している。

＜3＞問題点

なし

＜4＞全体のまとめ

「学生支援に関する方針」に基づき、学生支援に関わる組織、教職員が連携し、きめ細やかな学生支援を行っている。

学生支援を充実させるための取り組みの 1 つとして、教務部・学生部では「学習カルテシステム」、進路支援部では「個人相談情報照会システム」を運用している。そこでは、学生

の基礎的な情報を確認できるだけではなく、過去の相談内容などを都度登録し、蓄積している。これにより、当該学生に対してこれまでどのような支援を行ってきたかを把握することができ、学生一人ひとりに寄り添った支援が可能となっている。

また、「ZEMI-1 グランプリ」「ビブリオバトル」「DAIKEI 創発プロジェクト」等学生が活躍できる正課外の取り組みも多く行っている。さらに、在学生スタッフによる交流会の企画・運営を通じて、学生の交流機会の確保にも努めている。このほか、海外留学支援や、各種奨学金制度の整備等も行い、学生が充実した学生生活を送ることができるよう支援している。

これら学生支援の適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上については、各組織で実施するだけでなく、「推進会議」が自己点検・評価制度を通じて推進している。

以上のことから、大学基準を充足していると判断できる。

第8章 教育研究等環境

<1>現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

1. 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学の理念・目的を実現するため、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を以下のとおり定めている（資料8-1【ウェブ】）。

教育研究等環境の整備に関する方針

1) 施設・設備の整備および管理

- ①安全・安心・衛生を確保するとともに、快適な教育研究活動に必要な施設・設備の整備および管理を行う。
- ②ユニバーサルデザインの考えに基づき、利用者が快適に利用できるキャンパスを整備する。
- ③台風や地震等の大規模災害に備えて設備を整備し、防災訓練等を適切に実施するとともに、帰宅困難となった教職員や学生のための食料や水等の備蓄品を保管する。

2) 教育研究環境の整備

- ①研究活動に必要な研究費の支給および外部資金獲得の支援を行う。
- ②研究倫理や研究活動の不正防止に関する諸規程を整備し、全学的な啓蒙活動を行う。
- ③ティーチング・アシスタント(TA)やチューデント・アシスタント(SA)の配置等、教育活動に必要な支援を行う。
- ④「日本経済史研究所」および「中小企業・経営研究所」については、研究機関としての充実を図るとともに、地域社会への情報提供と支援を通じて知の“結接点”となり、創発の場となることを目指す。

3) 図書資料と図書利用環境の整備

- ①図書館を中心に教員の教育研究活動、学生の自学自習に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料、資格関連資料およびその他の資料を系統的に備え、最新の学術情報を検索するためのシステムを整備する。
- ②学生の主体的な学びを促すため、学生同士が教え学びあうとともに、自らの学びをデザインできる環境を整備する。

4) 情報環境の整備

- ①情報通信技術(ICT)を活用した教育研究を推進するため、教室や研究室を中心に

キャンパス全体の情報環境を整備する。
②情報システムに関する諸規程に基づき、情報環境を利用する者に対して情報倫理に関する啓蒙活動を行う。

教育研究等環境の整備に関する方針は、教職員向けポータルサイトにより学内に共有するとともに、ホームページで公表している。

以上のことから、教育研究活動等環境に関する方針の明示については、適切であると判断する。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点１：施設、設備等の整備及び管理

評価の視点２：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

1. 施設、設備等の整備及び管理

(1) 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保／バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

本学は、大阪市東淀川区に中核となる大隅キャンパスを有しているほか、摂津、北浜、茨木、その他（扇町、瑞光、白馬）にもキャンパス等を有している。大学設置基準で必要とされる校地面積および校舎面積を満たす施設・設備を整備し、校舎の耐震化を全ての建物で完了させている（「大学基礎データ」表1）。

学部・研究科における大半の授業を大隅キャンパスで実施している。一方、北浜キャンパスでは、主に社会人向けの実践教育を担うため、大学院の授業や各種講座を開講している。また、摂津キャンパスには人工芝のグラウンド等を整備し、スポーツ実技の授業やクラブ活動に使用している。このほか、茨木校地に野球場を整備し、主にクラブ活動に使用している。さらに、扇町・瑞光に学生寮を、白馬にヒュッテを整備している。

施設の新築・増改築および設備更新・修繕等は、「DAIKEI2032」に掲げる施設・設備の整備や充実を図るべく、担当理事のもとで実施している。そこでは、総務部管財課が策定しているキャンパス整備計画を基本に、学生の安心・安全を第一優先に考えて実施している（資料8-2）。また、ラウンジ等学生の自習・休息スペースの拡張に努めている（資料8-3）。加えて、学生・教職員が快適な環境で過ごせるようキャンパスの緑化を推進するとともに、空調・照明等の更新にあたっては、省エネルギー化と二酸化炭素排出量の削減を推進し、地球環境の保全に配慮している。このほか、キャンパスのバリアフリー化を進め、身体障害者控室の拡張等に努めている（資料8-4）。

災害対策としては、「大阪経済大学消防計画」を定め、火災・震災・その他の災害の予防および災害発生時の人命安全の確保ならびに被害の軽減を図るために必要な事項を定めている（資料8-5）。また、学内各所には災害備蓄品・資機材を備えるとともに、年に数度の消防・防災訓練を実施し、教職員の防災・減災への意識向上に努めている（資料8-6）。

安心・安全および衛生面に関しては、施設・設備の定期検査・点検、学内警備・巡回、日

常清掃等を実施し、キャンパスの安心・安全の確保および衛生面の向上に努めている。また、労働安全衛生法に基づいて「衛生委員会規程」を定め、原則として毎月1回「衛生委員会」を開催し、教職員の健康保持・増進および労働災害の防止と快適な職場環境の形成を促進するための調査等を行っている（資料8-7）。

(2) ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保

大学全体で約1,600台のパソコンを設置するとともに、教室を中心に無線LANの環境を整備している（資料8-8）。さらに、図書館等にはノートパソコンの貸出用ロッカーを備えている。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、学生の学習環境の整備がこれまで以上に求められたが、学生が無線LANを活用してオンライン授業の受講や自習を行える十分な環境を整備している。

教育研究用の情報基盤は4年から5年のサイクルで全面的なシステム更新を実施している。直近では2018年度に、副学長を議長とする「次期システム検討Working会議」を立ち上げて検討を行い、教育研究環境の向上を図った（資料8-9）。

情報セキュリティについては、2021年度に「大阪経済大学情報セキュリティ対策基準」を策定した（資料8-10）。また、システム上でも定期的に専門業者によるセキュリティ診断を受診するほか、セキュリティを確保するためのツールを導入している（資料8-11）。

ネットワーク環境やICT機器の活用促進のための取り組みとしては、利用者向けのマニュアルを整備するとともに、利用に関するヘルプデスクを設置している。加えて、新任教員向けに学内システムの利用方法についてのガイダンスを行うことにより、積極的な活用を促している（資料8-12）。

なお、学内システムの維持・管理は、専門の外部業者に業務委託しており、常駐体制でネットワーク監視、システムのバージョンアップ、緊急時のトラブル等に対応している。

(3) 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学内には、学生が空き時間を利用して自由に使用できるパソコン、プリンター等を設置した自習室を整備している。また、既述のとおり、学内に無線LANの環境を整備しており、学生個人が所有するパソコンでも教室等で学習が可能である。

学生の自主的な学習を促進するための工夫として、例えば、図書館では、1階西側に話し合いながら学習できるスタディエリアを整備し、そのなかにはガラス張りのグループ学習室も整備している。また、3階には個人席であるキャレル席を設けている。いずれも学生が自由に利用でき、グループ学習室は予約も可能としている。加えて、スタディエリア内には、英語多読用ペーパーバックのコーナーがあり、学生が自主的な多読学習に活用している。

このほか、従来、談話室として利用されていたE館1階は、同フロアに教育・学習支援センターを設立したことに伴い、学生にとってより居心地の良い学習空間となるような整備を図った。具体的には、パソコン、プリンター、キャスター付きの可動機・椅子、ホワイトボード等を整備し、グループでの学習や利用者間のコミュニケーションを促す空間として運用している。

2. 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

情報倫理に関しては、「大阪経済大学情報システム利用者の情報倫理要綱」に定めている（資料 8-13）。また、教職員や学生が、情報倫理に係る基本的な事項を学ぶために e-Learning のコンテンツを導入し、自ら学習できる環境を整備している（資料 8-14）。

情報セキュリティに関しては、「新第一次中期計画」に基づく取り組みの一環として、教職員に対して情報セキュリティ研修の受講を義務付けることで、情報セキュリティ意識の向上を図っている（資料 8-15）。

以上のことから、教育研究活動に必要な施設および設備の整備については、適切であると判断する。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。
--

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点 2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

1. 図書資料の整備と図書利用環境の整備

(1) 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

図書館の図書資料については、各種選択基準に基づき選書しており、2022 年 5 月 1 日現在の整備状況は、図書 592,345 冊、学術雑誌 7,872 種、電子ジャーナル 21,869 種となっている（資料 8-16～19、「大学基礎データ」表 1）。雑誌については、同じ条件の場合、冊子体より電子ジャーナルを優先して所蔵しており、教員の研究分野を考慮して、定期的にタイトルを見直している。また、電子ジャーナル、電子書籍、データベースは、開館時間に縛られず利用することができる。さらに、データベースの活用促進を目的とし、必要に応じてデータベース講習会を開催している（資料 8-20）。

(2) 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所が提供する「NACSIS-CAT」および「NACSIS-ILL」への参加ならびに私立大学図書館協議会西地区部会阪神地区協議会への加盟により、他機関とのネットワークを整備している。また、蔵書検索システム（OPAC）を整備し、本学の蔵書に対する学外者からの検索を可能にしている。このほか、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスにも参加している。

(3) 学術情報へのアクセスに関する対応

電子ジャーナルおよびデータベースについて、「学認（GakuNin）」での認証が可能なものはその認証システムを利用し、利用者からのアクセスを容易にしている。また、機関リポジトリで学内の研究成果物を公表しており、本学の紀要「大阪経大論集」、ワーキングペーパー、学位論文は、一部を除き論文の全文にアクセス可能である。

(4) 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

図書館には、合計 897 席の閲覧席を整備している（「大学基礎データ」表 1）。開館時間は、授業の前後に図書館を利用できるように、月曜日から土曜日の 8 時 45 分から 21 時 30 分とし、加えて、定期試験期間の日曜日は 13 時から 19 時まで、それ以外の時期の第 2・4 日曜日は 9 時から 17 時まで開館している。さらに、学生の読書に対する興味・関心を喚起するために、季節ごとのテーマに応じた本や図書館イベントに関連する本、映画化・ドラマ化された本、バラエティ番組で紹介された本、ラッピングした状態で貸し出す本等の多種多様な展示を行っている（資料 8-21）。

図書館は中央の中庭を挟んで東西に分かれて、中庭には椅子とテーブルを設置し、飲食や会話が可能な場所としている。2021 年度に行った PBL における学生からの意見をもとに、椅子とテーブルの入れ替え、テントの設置を行ったことで、利用する学生が増加している。

図書館からの周知事項は、KVC に掲出するほか、SNS を運用し、投稿している。また、デジタルサイネージを 2 台設置し、うち 1 台は館外からガラス越しに見えるするなど、学生等へ適切に情報提供できるよう工夫している（資料 8-22）。

このほか、図書館では、学生のボランティアグループとして配置する「図書館学生サポーター」が、年 2 回発行する館報「としょかん」の企画・原稿執筆や、「ビブリオバトル」の司会進行等を担っている（資料 8-23～25）。また、新入生オリエンテーション時に、「図書館学生サポーター」が新入生に対し自身の活動について話す機会を設けることで、新たな同サポーターへの応募につなげている（資料 8-26）。

2. 図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館事務室の専任職員 2 名および準職員 1 名ならびに閲覧業務を外部委託している全スタッフが司書資格を有しており、新入生オリエンテーション、ゼミナール別図書館ガイダンス、レファレンスサービス等の業務にあたっている（資料 8-27、28）。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制については、適切であると判断する。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

1. 研究活動を促進させるための条件の整備

(1) 大学としての研究に対する基本的な考えの明示

「DAIKEI 2032」の「研究ビジョン」において、「知の“結接点”となる」と掲げた上で、「多彩な研究者が集い、交わる場の形成」および「研究成果・資料の積極的な発信」に取り組むことを明示している。これを受けて、「新第一次中期計画」では、「研究ビジョン」を実現するため、「知の発信力の強化」および「学際的プロジェクトの推進」等に取り組むこととし、これらに基づく具体的な施策を毎年度の事業計画に定めている。

また、本学は、日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成 18 年 10 月 3 日制定、平成

25 年 1 月 25 日改訂) に準拠し、本学において研究活動を行う全ての者、およびこれを支援する全ての者が遵守すべき行動規範を「大阪経済大学研究活動に関する行動規範」に定めている(資料 8-29)。

(2) 研究費の適切な支給

専任教員は、「普通研究費等の支給に関する規程」に基づき、一律、普通研究費が 1 人につき年間 50 万円、学会出張費が 1 人につき年間 7 万円支給されている(資料 8-30)。

このほか、科学研究費の獲得支援を目的とし、科学研究費不採択評価に基づき、交付対象となる特別研究費および共同研究費、科学研究費獲得者の研究活動を支援するために交付される研究奨励費、本学の教育の改革を進めることを目的とする教育改革支援研究費といった研究費を設けている(資料 6-21、8-31~33)。こうした研究費は、「普通研究費支出に関する内規」に定められたルールにのっとり執行されている(資料 8-34)。

また、専任教員等で構成される「大阪経大会」からの出版助成制度や、学会、研究会を本学で開催した場合の開催補助制度を設けている(資料 8-35、36)。

大学院生への研究補助については、「大阪経済大学大学院ゼミナール合宿研修援助金支給内規」に基づき、1 人につき年間 5 千円の合宿研修援助費を設けるとともに、「大阪経済大学大学院ゼミナール(演習・研究指導)教材補助費支給に関する申し合わせ」に基づき、博士前期・修士課程在籍者には 1 人につき各学期 5 千円、博士後期課程在籍者には 1 人につき年間 2 万円の教材補助費を設けている(資料 8-37、38)。さらに、「大阪経済大学大学院学生学会参加援助費規程」に基づき、博士後期課程在籍者等に対して、1 人につき年間 3 万円の学会援助費を設けている(資料 8-39)。

(3) 外部資金獲得のための支援

外部資金獲得のための支援は教育・研究支援・社会連携部研究支援課を中心に取り組んでおり、科学研究費申請の支援については、2018 年度より専任教員を対象に「科研費研究計画調書作成勉強会」を開催している(資料 8-40)。ここでは、書き方の注意点等の説明、複数回採択経験のある教員による作成のポイントを含む経験談等を行っており、研究計画調書の作成に関して、有益な情報を得ることができる場となっている。このほか、関連図書の貸し出し、個別の相談、過去に採択された研究計画調書の閲覧を可能とするなどの支援に取り組んでいる。

また、科学研究費応募者のうち不採択者は、次回以降の科学研究費の獲得支援を目的として、不採択評価に基づき、特別研究費または共同研究費の交付対象とし、科学研究費採択者には、研究活動を支援するため研究奨励費を交付し、外部資金獲得へのさらなる動機付けとしている。

科学研究費以外の助成金等については、専任教員に向けてメールで募集案内を行っている。

これらの取り組みにおいては、2021 年度より採用した外部の研究資金の調達・管理のマネジメント等、研究活動の支援を行う職員の貢献が大きく、科学研究費の採択率は、2021 年度の 22% (4/18 件) から 2022 年度の 36% (8/22 件) に増加している。

企業および自治体等との受託研究および産官学共同研究については、「大阪経済大学受託

研究取扱規程」および「大阪経済大学産官学連携共同研究費取扱規程」に基づき、当該研究費の受入、執行を中心に活動を支援し、2022年3月11日には、産官学連携活動の推進を目的として「大阪経済大学産官学連携活動における利益相反マネジメント・ポリシー」および「大阪経済大学産官学連携活動における利益相反マネジメント規程」を制定した（資料 8-41～44）。

(4) 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究室については、専任教員1名につき1つの個人研究室を設けている。さらに、共同研究スペースとして、共同研究室を複数設けており、教員が自由に利用できるようにしている。なお、大学院生にも共同の研究室を設けている。

また、教員の研究時間を確保するため、「専任教員の担当コマ数についての申し合わせ」において、「標準担当コマ数は大学院開講科目を含め5～8コマとする」ことを定めている（資料 6-11）。

このほか、「大阪経済大学海外出張規程」および「大阪経済大学国内留学規程」に基づく、在外研究制度を設けている（資料 8-45、46）。本学に着任後2年が経過した専任教員は、同制度への申請が可能となり、長期は申請から3年後に6ヶ月以上1年以内、短期は申請の翌年に6ヶ月未満の期間、国内外において、専門とする研究分野での研究活動を行うことができる。さらに、給与とは別に当該期間中の旅費、滞在費、研究費が支給され、研究に専念できる環境が整えられている。

(5) ティーチング・アシスタント（TA）等の教育研究活動を支援する体制

パソコンの操作を要する授業においては、「情報システム課SA・TAに関する内規」に基づくSAの配置を可能としている（資料 8-47）。さらに、財務部情報システム課が、同内規に基づきSAとして採用した学生向けの研修会を実施し、業務に関する知識が身に付く機会を提供している（資料 8-48）。

また、教員の教育活動への支援として、一定の基準を満たす授業へのSAの配置を可能としている（資料 8-49）。

(6) オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

オンライン教育のためのツールとしては、KVC、WebClass（LMS）、Microsoft Teamsを中心に活用し、アンケートにはMicrosoft Forms、映像配信にはMicrosoft Stream等も活用している。財務部情報システム課において、各種使用マニュアルを整備するとともに、ヘルプデスクを設置して各教員からの相談対応や技術支援を行っており、これらの対応については、利用者（教員）から高い評価を得ている（資料 4-52～54、8-50～53）。また、教育・学習支援センターにおいても、オンラインツールを活用した授業動画撮影や課題提出に関するマニュアルを作成している（資料 4-55～57）。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件の整備については、適切であると判断する。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

1. 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

(1) 規程の整備

研究倫理を遵守するとともに、研究活動の不正を防止するための措置として、「大阪経済大学研究活動に関する行動規範」「大阪経済大学公的研究費の取扱いに関する規程」「大阪経済大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程」を整備している（資料 8-29、54、55）。2021 年 11 月 19 日には「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」第 19 条第 2 項にある「研究データの内容、保存期間」について定めた「研究データの保存等に関するガイドライン」を制定した（資料 8-56）。このほか、研究費を適正に執行するため、「研究費による購入物品の検収等ガイドライン」「大阪経済大学科学研究費支出に関する内規」「普通研究費支出に関する内規」を定め、研究費の不正使用防止に努めている（資料 8-34、57、58）。あわせて、前年度に研究費により購入した図書および物品の現物調査を 3 年度ごとに実施し、それ以外の年度は教員自身による所在調査を行い適切に管理されていることを確認している（資料 8-59）。

また、2021 年 2 月 1 日付で改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「研究活動に係る基本方針」および「研究活動に係る不正防止計画」を見直し、新たに作成した「コンプライアンス教育および啓発活動実施計画（2021 年度後期～2022 年度）」のとおり、コンプライアンス教育および 4 半期ごとの啓発活動を実施している（資料 8-60～63）。

(2) 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）／研究倫理に関する学内審査機関の整備

コンプライアンス教育および研究倫理教育については、毎年、全教員、大学院生、研究活動に関わる職員を対象に、文部科学省からの 2 つのガイドライン「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」および「研究活動の不正行為への対応等のガイドライン」に基づき、外部講師による研究倫理研修を実施している（資料 8-64）。専任教員には 5 年ごとの受講を義務付けており、受講率は 100%である。

学生に対しては、KVCにおいて同研修の受講を案内するほか、科学技術振興機構（JST）が公開するパンフレット「研究者のみなさまへ～責任ある研究活動を目指して～」、本学が作成した教材「はじめての研究倫理」を掲示し、通読を呼びかけており、同教材は新入生オリエンテーションでも配布している（資料 8-65～68）。

科学研究費採択者に対しては、「科研費事務手続き要領説明会」の実施により、科学研究費の適正な執行手続きを周知している（資料 8-69）。また、研究倫理に関しては、日本学術振興会の冊子教材「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」を配付するとともに、同振興会による研究倫理の e-Learning 教材「eLCoRE」の受講・修了を求めている。

研究倫理に関する学内審査機関の整備としては、2018 年 6 月 8 日に制定した「大阪経済大学『人を対象とする研究』の倫理に関する規程」に基づき、「研究コンプライアンス推進

委員会」のもと、学部ごとに審査委員会を設置し、適切に運営している（資料 8-70）。なお、2021 年度の審査件数は 21 件であった（資料 8-71）。

以上のことから、研究倫理を遵守するための措置については、適切であると判断する。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 各組織における取り組み

第 2 章で既述した内部質保証システムにおいて全学的に実施する自己点検・評価以外にも、各組織では、教育研究等環境の適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上に関する取り組みを定期的に行っている。

例えば、既述のとおり、総務部管財課が主体となり施設・設備の定期検査・点検を行っている。

「進路・研究支援・その他会議」では、研究費の使用ルールを記載した「研究費等に関する事務手続き要領」について、より適切な使用と手続きの効率化を目指し、必要に応じて見直しを行い、変更点は各学部教授会を通じて全教員に周知している（資料 8-72）。2021 年度には、同会議を所管する部署の 1 つである教育・研究支援・社会連携部研究支援課の提案によって、研究費専用の購入システム「Amazon ビジネス」を導入するに至り、教員による立替購入や物品購入願作成の負担軽減につながっている。また、これにより購入予定の物を事前にチェックすることで、教員の立替購入後に、使用ルールに照らして購入不可と判断せざるを得なくなるリスクを軽減している。

(2) 全学内部質保証推進組織の関わり

「推進会議」は、教育研究等環境の適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上を、第 2 章で既述した内部質保証システムにおける自己点検・評価制度を通じて行っている。具体的には、まず、図書館、教育・研究支援・社会連携部、総務部等が自己点検・評価を行い、改善・向上を図っている。さらに、これらの結果を踏まえ、「全学自己点検委員会」が全学的な観点から自己点検・評価している。「推進会議」は、その内容について報告を受け、明らかになった課題に関する事項を事業計画へ反映するほか、議長である学長を通じて関係組織における改善を求めるなど、内部質保証を推進している。

例えば、中期計画に基づく PDCA サイクルにおける自己点検・評価のなかで、「新第一次中期計画」に掲げる「知の発信力の強化」の実現に向けて、助成金の応募、獲得件数の増加を図る必要があることを確認した（資料 2-18）。これを踏まえ、「推進会議」は「積極的な外部資金の獲得」を 2022 年度の事業計画に掲げ、教育・研究支援・社会連携部がこれに基

づく取り組みを推進している（資料 1-17【ウェブ】、2-19、8-73）。

以上のことから、教育研究等環境の適切性の定期的な点検・評価およびその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについては、適切であると判断する。

＜2＞長所・特色

なし

＜3＞問題点

1. 「特別研究費規程」および「共同研究費規程」の改正（2018 年 10 月 30 日）において、特別研究費・共同研究費の申請資格に科学研究費申請を加えたことにより、科学研究費申請数が規程改正前（2015 年～2017 年 19 件）に比べると 2018 年は 44 件、2019 年は 38 件と倍増した。しかしながら、コロナ禍において、研究活動が停滞したことも影響したのか 2020 年は 18 件、2021 年は 22 件と減少し、規程改正前に戻っている。今後は申請件数の増加とあわせて、採択件数の増加に向け、採択圏内の教員への申請支援にも注力するため、さらなる支援体制の強化を行っていくことが必要である。

＜4＞全体のまとめ

「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、大学設置基準で必要とされる校地面積および校舎面積を満たす施設・設備を整備し、無線 LAN 等ネットワーク環境も充実させている。

図書館についても、大学規模に照らして十分な図書資料を所蔵し、学生の学習に配慮した閲覧環境を整備している。また、「図書館学生サポーター」がイベントの司会進行を担うなど、学生を巻き込んだ取り組みも行っている。

研究活動を促進させるための取り組みとしては、専任教員に対して一律に普通研究費や学会出張費を支給することに加えて、特定の者を対象とした研究費支給制度も設けている。外部資金獲得のため、科学研究費申請の支援にも積極的に取り組んでおり、「科研費研究計画調書作成勉強会」の開催や研究活動の支援を行う職員の配置によって、採択率に向上がみられる。また、研究倫理研修等の実施により、研究活動の適切な遂行を全学的に支援している。

これら教育研究等環境の適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上については、各組織で実施するだけでなく、「推進会議」が自己点検・評価制度を通じて推進している。

以上のことから、大学基準を充足していると判断する。

第9章 社会連携・社会貢献

<1>現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

1. 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学の理念・目的を実現するため、教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を以下のとおり定めている（資料9-1【ウェブ】）。

社会連携・社会貢献に関する方針

1) 地域連携・地域貢献

- ①地域社会とつながり、学内外での教育活動としてボランティア学習やサービス・ラーニングに取り組むとともに、学生の主体性を活かして社会貢献活動を行う。
- ②行政、諸団体および市民等と連携・協働した研究を通じ、地域の活性化や課題解決に貢献する。
- ③本学の人的・知的資源を活かし、企業との共同研究・受託研究等によって新たな知見を生み、社会に貢献する。
- ④講演会やセミナー等を開催し、研究成果を社会に発信する。

2) 国際連携・国際貢献

- ①海外協定校等と連携し、交換留学や各種プログラム等を通じて国際交流に努める。
- ②海外の大学との共同研究・研究交流会等を行うとともに、研究成果を国際社会に発信する。

社会連携・社会貢献に関する方針は、教職員向けポータルサイトにより学内に共有するとともに、ホームページで公表している。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針の明示については、適切であると判断する。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

1. 学外組織との適切な連携体制

社会連携・社会貢献は、教育・研究支援・社会連携部が推進するほか、各学部・各研究科、スポーツ・文化センター、日本経済史研究所、中小企業・経営研究所、国際部などでも事業内容に即した活動を行っている。連携先は、社会連携・社会貢献活動の多様化により年々増加傾向にあり、本学の所在地である大阪市東淀川区などの近隣自治体だけではなく、遠方の企業・団体などとも連携している。主な学外組織との具体的な連携体制とその取り組み内容は、以下のとおりである。

A) 教育・研究支援・社会連携部における連携体制とその取り組み

①和歌山県白浜町との連携

本学と和歌山県白浜町は、地域の課題解決および活性化、人材育成を図るとともに、学校教育および生涯学習の分野において協力し、地域社会の発展と大学における教育・研究に寄与することについて合意し、2020年1月27日に「和歌山県白浜町と大阪経済大学との連携協力に関する包括協定」を締結した（資料9-2、9-3【ウェブ】、9-4【ウェブ】）。この協定に基づき、ゼミナール活動の一環として、白浜町椿地区で「椿地区のさらなる活性化にむけて」をテーマにフィールドワークを実施した。そこでは、学生が椿温泉の魅力や課題を発見し、白浜町長や役場担当者のフィードバックを受けながら、活性化策についてプレゼンテーションを行った（資料9-5）。

②独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）との連携

本学と独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」という。）は、UR都市機構の所有する西日本支社管轄の団地およびその周辺地域において、それぞれの持つ資源を活かして相互に連携・協力することにより、地域コミュニティの形成・強化および地域コミュニティ活動の活性化に資することを目的として、2019年6月1日に「大阪経済大学と独立行政法人都市再生機構との地域連携・協力に関する協定」を締結した（資料9-3【ウェブ】、6）。この協定に基づき、人間科学部教員がUR都市機構の住宅に居住する高齢者を対象とした「元気づくり体操講座」を実施した（資料4-32【ウェブ】）。

③一般社団法人大阪府中小企業診断協会との連携

本学と一般社団法人大阪府中小企業診断協会は、中小企業診断士登録養成課程の運営に関して、2018年7月25日に協定を締結した（資料9-7）。また、双方の発展および企業経営力向上への寄与、また、それらを基にわが国の経済発展に資することについて合意し、2020年2月8日に「学校法人大阪経済大学と一般社団法人大阪府中小企業診断協会の連携・協力に関する協定」を締結した（資料9-8、9【ウェブ】）。これらの協定に基づき、本学で2019年度から開講している中小企業診断士登録養成課程は、講師派遣など、同協会の全面的な協力のもとで運営している（資料9-10【ウェブ】、11）。

④近隣商業施設との連携

本学に隣接する商業施設の所有者である三菱UFJ信託銀行株式会社および日本都市ファンド投資法人と2022年4月28日に「大阪経済大学と三菱UFJ信託銀行株式会社、日本都市ファンド投資法人の産学連携活動に係る連携及び協力に関する基本協定」を締結した（資料9-12）。この協定に基づき、本学の学生・教員によるイベント、展示企画、ワークショップ、実証実験などを通じて、教員の研究や学生の大学での学びを社会に活か

す実践の場を創出している（資料 9-13）。

⑤株式会社日本政策金融公庫の大阪府内支店との連携

本学と株式会社日本政策金融公庫の大阪府内支店は、主に大阪府内の企業を対象として、地域課題の解決に関する研究成果などを社会に還元することおよび地域の産学連携を推進し、地域経済の発展、産業振興、人材育成に寄与することを目的として連携・協力することに合意し、2022 年 10 月 21 日に「大阪経済大学と日本政策金融公庫との産学連携基本協定」を締結した（資料 9-14、15）。今後は、この協定に基づき、同公庫の顧客である中小企業の経営課題解決の支援（経営学諸分野を専門とする本学の教員による経営相談やセミナー講師派遣、学部ゼミナールによる課題解決型授業、中小企業診断士登録養成課程の経営診断実習など）や、関西の中小企業および地域経済に関する共同での調査研究による現状分析、新たなニーズの掘り起こしなどを行っていく。

⑥その他の連携

協定は締結していないが、一般社団法人サーキュラーコットンファクトリー（CCF）、大阪府経営合理化協会、東淀川区社会福祉協議会、本学卒業生経営者などによる同窓会組織「大樟春秋会」とも、双方のメリットにつながる連携事業を実施している。例えば、大阪府経営合理化協会が主催する「第 5 回学生に教えた「働きがいのある企業」大賞」に協力し、「学生が選ぶ「働きがいのある企業」賞」の審査について、学内で募集した学生 72 名が審査員を務めた（資料 9-16【ウェブ】）。

B) 中小企業・経営研究所における連携体制とその取り組み

①大阪府商工労働部との連携

中小企業・経営研究所と大阪府商工労働部は 2016 年 7 月 15 日に「大阪経済の成長に向けた大阪府商工労働部と大阪経済大学中小企業・経営研究所との包括連携（大阪経済成長連携プロジェクト）に関する基本協定」を締結した（資料 9-17）。この協定に基づき、情報交換等を実施している（資料 9-18【ウェブ】）。

②独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿本部との連携

中小企業・経営研究所と独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿本部は、地域における中小企業への支援やベンチャーの育成、その他中小企業に役立つ情報提供などについて幅広く協力し、地域経済の活性化と中小企業支援の促進を図ることを目的として 2016 年 8 月 4 日に「独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿本部と大阪経済大学中小企業・経営研究所との包括連携に関する基本協定」を締結した（資料 9-19、20【ウェブ】）。この協定に基づき、共同でイベントを実施している（資料 9-21）。

③日本中小企業学会との連携

日本中小企業学会が、中小企業・経営研究所の刊行物「中小企業季報」の論文執筆者を推薦するなど、連携体制を構築している（資料 9-22【ウェブ】）。

C) 日本経済史研究所における連携体制とその取り組み

日本経済史研究所は、その活動を支えるため、研究所員（本学専任教員）を配置するだけでなく、特別研究所員および研究員（本学専任教員以外の研究者）との連携・協力体制を整えている。例えば、戦前から継続する事業であり、同研究所の活動の柱となる「経済史文

献解題」の作成・公開は、研究所員だけでなく数十名の特別研究所員の共同作業・協力を得て行っている（資料 9-23【ウェブ】）。このような各種事業を通じて、国内外の経済史研究者や研究機関との協力・連携体制が長年に渡り構築され、同研究所の活動を支え、活性化させる原動力となっている。

また、2019 年 3 月には、国立政治大学歴史学部と「大阪経済大学日本経済史研究所と国立政治大学歴史学部学術交流協定」を締結した（資料 9-24）。

D) スポーツ・文化センターにおける連携体制とその取り組み

①大阪市経済戦略局との連携

スポーツ・文化センターと大阪市経済戦略局は、大阪市民の運動・スポーツの普及、振興において相互に連携および協力することに合意し、2020 年 6 月 16 日に「大阪経済大学スポーツ・文化センターと大阪市経済戦略局との事業連携に関する協定」を締結した（資料 9-25）。この協定に基づき、地域住民の運動意欲向上、健康増進、体力強化などに取り組んでいる。例えば、大阪で行われるスポーツイベントを SNS（Twitter、Instagram）で広報するスポーツボランティア事業として、2022 年 10 月に「スポーツ大阪広報隊」を発足し、画像・映像に関する活動を行っている写真部、アルバム委員会、CBS 文化放送局、映画研究会の部員が参加している（資料 9-26【ウェブ】）。

②大阪市東淀川区との連携

本学と大阪市東淀川区は、東淀川区区内における地域コミュニティや地域福祉を推進し、住民主体のまちづくりを目指して様々な分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することについて合意し、2006 年 12 月 12 日に「大阪市東淀川区と学校法人大阪経済大学の連携協働に関する基本協定」を締結した（資料 9-3【ウェブ】、27）。この協定に基づき、人間科学部と協同で地域の高齢者の健康増進を目的としたスポーツ教室「きさんじ塾」を 2006 年から開講し、本学教員やボランティア学生の指導のもと、参加者がストレッチや筋力トレーニングなどに取り組んでいる（新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は開催を見合わせ）（資料 9-3【ウェブ】）。また、東淀川区主催の吹奏楽体験事業では、同区からの依頼により会場を提供するとともに、プロの交響吹奏楽団と本学吹奏楽部が協同で楽器のワークショップを行い、参加者の小学生を対象に指導を行った。

E) その他の組織における連携体制とその取り組み

①大阪シティ信用金庫との連携

本学と大阪シティ信用金庫は、わが国産業構造との関連において、主に大阪府内の中小企業ならびに企業経営に関する研究と調査を行い、その成果を通じて中小企業を支援するとともに、地域産業振興に寄与することについて合意し、2008 年 5 月 27 日に「大阪経済大学と大阪市信用金庫との産学連携基本協定」（大阪市信用金庫は 2013 年 11 月に合併により大阪シティ信用金庫に改称）を締結した（資料 9-28）。この協定に基づき、大阪シティ信用金庫からの依頼により、2017 年度から中国語研修の講師として本学の留学生を派遣している（資料 9-29）。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020 年度以降は派遣していない。

②一般社団法人大阪中小企業診断士会との連携

経営学研究科と一般社団法人大阪中小企業診断士会は、主に大阪府内の中小企業を支援するための体制を共同で構築し、調査や研究を通じて中小企業の支援方法、国や地方自治体の政策のあり方について提言することを目的として、2011年7月7日に「一般社団法人大阪中小企業診断士会と大阪経済大学大学院経営学研究科の学術提携に関する基本協定」を締結した（資料 9-30）。

③大阪市東淀川区役所との連携

本学と大阪市東淀川区役所は、2017年1月17日に「災害に強いまちづくりに関する連携協定」を締結した（資料 9-31）。同区役所とは既述の「大阪市東淀川区と学校法人大阪経済大学の連携協働に関する基本協定」を締結しているが、この協定は、災害に強いまちづくりの推進、災害の予防および災害発生時における応急対策などを実施し、地域社会および学術研究の発展に寄与することを目的としている。この協定に基づき、本学の一部を防災情報発信拠点として整備し、地域も含めた防災訓練を実施できるように準備を進めるなど、相互に協力して必要な災害対応を円滑に遂行している。

2. 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

「1. 学外組織との適切な連携体制」で既に述べたものもあるが、各学部では、社会連携・社会貢献に関する活動とゼミナール活動を連携させ、地域の課題解決につなげるとともに、学生にとって実践的な学びの場を創出するなど、学外組織と適切に連携して教育研究活動を推進している。主な取り組みは、以下のとおりである。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は、事業の中断、感染対策を行った上での実施、オンラインの活用等適切な措置を講じている。

A) 経済学部での取り組み

アクティブ・ラーニングを行う授業科目として、地域・社会の問題についてフィールドワークを通じて学ぶ「地域・社会調査」や、ボランティアな活動について理論・実例の学習だけでなく、実習を通じて地域・社会と連携しながら学習する「ボランティア論」を開講し、地域・社会との連携を図っている。また、海外の大学・企業・公共機関と連携しながらアクティブ・ラーニングを進める「海外実習」を開講し、タイ、韓国、ドイツ、アメリカでの現地実習を行っている。

B) 経営学部での取り組み

企業や各種経済団体と連携した教育研究活動を活発に行っており、例えば、学生が大阪市内の企業のSDGsに関する取り組みについて取材した上で、「学生目線のSDGs」をテーマに、当該企業の今後の事業内容に関する提言を実施するなどしている（資料 9-32【ウェブ】）。

このほか、海外の日系企業等を訪問し、施設の見学や経営者との意見交換に加えて、現地の文化や歴史、風土を学ぶことでグローバル意識を高めることを目的に、海外実務研修を実

施している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、オンラインで実施するなどの工夫を講じた（資料 9-33）。

C) 情報社会学部の取り組み

ゼミナール活動と連携した社会連携・社会貢献として、例えば、福祉事業所と大学が地域で連携することを通じて、互いの課題解決を目指す福学地域連携プロジェクトがある。その一環として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、販売機会を失った多くの福祉事業所に販売機会を提供するとともに、学生が商品の販売を通じて自ら問題を発見・解決する場を創出する「くすのきエール・マルシェ」を開催している（資料 9-34【ウェブ】）。さらに、同プロジェクトでは、様々な能力を持つ福祉事業所と地域住民や中小企業のニーズを結び付ける取り組みも行うなど、活動内容は広がりを見せている。

D) 人間科学部の取り組み

既述のとおり、スポーツ・文化センターと協同で「きさんじ塾」を開催し、学生が指導法等を学ぶ機会とするとともに、体力に関する各種測定結果を研究に活用していた（新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は開催を見合わせ）（資料 9-3【ウェブ】）。

このほか、大阪府豊能郡能勢町からの依頼を受け、ゼミナール活動の一環として、2019 年度から 3 ヶ年計画のプロジェクトである「能勢っ子！かけっこ！日本一！」を実施した（資料 9-35【ウェブ】）。ここでは、同町の子どもを対象に、教員が提唱する「オノマトベ運動」を実施するなど、体力向上を目指した取り組みを行った。学生にとっては、運動指導や体力測定のサポートを通じた地域交流や実践的な学習の場となる。さらに、測定したデータを同運動プログラムの実施に伴う運動能力変化に関する研究に活かしている。2021 年 3 月には、学生が運動指導の効果や、今後の同プロジェクトへの提言をまとめ、同町役場で発表した（資料 9-36【ウェブ】）。

E) 中小企業・経営研究所の取り組み

中小企業・経営研究所では、定期的に「中小研セミナー」や「中小研フォーラム」を開催することで、社会と連携、交流する機会とし、研究活動の活性化を図っている（資料 9-37【ウェブ】）。例えば、2019 年 8 月に「事業承継を考える～小さな会社の大きな力～」をテーマとして、本学教員、企業経営者が講師となり、「中小研セミナー」を開催した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は、オンラインも併用するなど、工夫を講じて開催している。

F) 日本経済史研究所の取り組み

既述の「経済史文献解題」は、戦前に行われていた「経済史年鑑」の出版事業を受け継ぎ、前年に刊行された経済史とその関連分野の文献の収集と解題を毎年行い、ホームページ上でデータベースとして無料公開している（資料 9-23【ウェブ】）。同データベースは、論文や研究書の情報をタイトル、著者名だけではなく、個々の章タイトルなど、経済史学の研究に特化した独自の分類項目から検索することができるという他の大規模文献データベースにはない独自性を有している。2022 年 7 月現在、15 万件を超える文献を集めた専門データ

ベースとして、先行研究の把握に有効なものとなっており、国内外の研究機関に活用されている。

さらに、研究所内外の研究者による報告と討論の場として、戦前の研究会活動を再開させるかたちで「経済史研究会」を年に数回開催している（資料 9-38【ウェブ】）。新型コロナウイルス感染症の感染拡大時は、オンラインで開催するなど、社会状況にあわせて活動を継続している。また、1つのテーマについて国内外の複数の専門家が集い議論する学術シンポジウムや、海外の研究機関との研究交流会も積極的に開催し、「経済史研究会」を含めたこれらの内容の一部は「経済史研究」や研究叢書などの刊行物に収録し、研究会活動の成果を広く社会に還元している（資料 9-39【ウェブ】、40【ウェブ】）。

G) 中小企業診断士登録養成課程

中小企業・経営研究所の長きに渡る活動の蓄積を活用して、理論と実務の融合により優秀な中小企業診断士を養成し、中小企業の経営指導および発展を通じて大阪ならびに関西経済の活性化を目指すことを目的として、2019年2月に仕事を継続しながら学ぶことができる1年制の中小企業診断士登録養成課程を開設した（資料 9-10【ウェブ】、11）。既述の協定に基づき、大阪府中小企業診断協会と連携して運営しており、2022年度は第4期目にあたる。

同課程の実習では、実際に企業のコンサルティングを実施しており、実施後のアンケートでは高い評価を得ている（資料 9-41）。第3期までは主として担当講師の顧問先企業を実習先としていたが、第4期からは地元企業への貢献として、東淀川区内をはじめとする大阪府内の企業を実習先としている。

また、本学における他の活動との連携も図っており、修了生が既述した「くすのきエール・マルシェ」に参画するほか、中小企業・経営研究所の企業支援担当特別研究所員に就任するなどしている。なお、同課程はこれまで3期計72名が修了し、その全員が中小企業診断士資格を取得した。

3. 地域交流、国際交流事業への参加

本章でここまで述べた取り組みには地域交流、国際交流事業に関するものも含まれているが、そのほかにも、各組織の事業内容に即して様々な取り組みを行っている。主には以下のとおりである。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は、事業の中断、感染対策を行った上での実施、オンラインの活用等適切な措置を講じている。

A) 教育・研究支援・社会連携部の取り組み

①だいいけいだい教室

「だいいけいだい教室」では、教科書や問題集を持参して自主学習を行う近隣の小学生・中学生に対して、学生スタッフが質問に答えるなどの学習サポートを行っている。これは、参加する小学生・中学生の自主的な学習のきっかけづくりの役割を担うとともに、地域に開かれた大学としての一翼を担う取り組みである（資料 9-42【ウェブ】）。

②LINE 講座

東淀川区の65歳以上の高齢者を対象として、フレイル（加齢に伴って心身の衰えた状

態)の予防や安否確認への活用を目的に、人間科学部のゼミナールとボランティアサークルの学生がアプリケーション (LINE) の使用方法を指導している (資料 9-43)。指導内容は、同区における地域活動に活かされている。

③KEIDAI ギャラリー

「KEIDAI ギャラリー」は、本学関係者および地域住民の文化的資質向上に資することを目的とした地域文化の広報・普及施設である (資料 9-44【ウェブ】)。70 周年記念館 (A 館) 1 階入口横にあり、美術作品の展示やイベントの開催等、本学関係者だけではなく、地域住民に広く活用されている。

B) 中小企業・経営研究所の取り組み

既述の「中小研フォーラム」には、国際的なテーマを取り上げて開催しているものがある。例えば、2022 年 7 月に経営学部、経営・ビジネス法情報センターとの共催で、研究者を対象に、タイの中小企業の現状とこれからのビジネスモデルについて、バンコクの商工会議所大学国際マネジメントスクールの学部長を招き、オンラインで開催した (資料 9-45【ウェブ】)。

このほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前は、毎年、韓国の漢陽大学校経済研究所と共同研究発表会を開催していた (資料 9-46【ウェブ】)。さらに、2019 年度には同研究所より研究員 1 名を 2 ヶ月間受け入れるなど、積極的な交流を図った。

C) 日本経済史研究所の取り組み

復旦大学歴史地理研究所のプロジェクトに参加するなど、海外の研究機関と交流・協力関係を築きながら国際的な経済史研究の発展に寄与している。また、研究所員による海外での学会報告も行われており、例えば、2021 年 7 月にオンラインで開催された中国历史地理年会・东北亚历史地理网上分会に研究所員 2 名と研究員 2 名が参加するなど、研究成果を広く世界に発信することに努めている (資料 9-47)。

このほか、主に社会人を対象とする講演会として、本学初代学長である黒正巖博士の名前を冠した公開講座「黒正塾」を実施している。「黒正塾」は春季に行う「春季歴史講演会」、夏季に行う「寺子屋」、秋季に行う「秋季学術講演会」から構成し、広く社会や地域へ研究成果を還元している (資料 9-48【ウェブ】)。

D) スポーツ・文化センターの取り組み

地域活性化に向けた行事・イベントなどに関して学外から多種多様な相談があるが、クラブ・サークルの学生を派遣するものは、スポーツ・文化センターが連携に必要な情報 (課題、目的、連携内容、費用、役割分担など) を確認の上、対象となるクラブ・サークルと協議・調整し、実施に至るまでサポートしている。主な行事・イベントは以下のとおりである。

①大経大キッズカレッジ

「大経大キッズカレッジ」では、2011 年度から地域の子どもを対象にスポーツ指導を行っている (資料 9-49【ウェブ】)。ここでは、実施内容の企画、当日の運営、講師を学生が務めるため、地域貢献だけではなく、関わる学生の学びの場にもなっている。体育会クラブの協力のもとで、毎年度概ね 5 種目の競技について定期的に開催し、いずれのクラブ

も、指導・支援方法を独自に考案している。各回 40 名程の小学生が参加し、参加者のアンケート結果からみて満足度が高いものとなっている。近年の実績は、以下のとおりである。

2018 年度：サッカー、バスケットボール、野球、かけっこ、フラッグフットボールの 5 種目（5 回）を開催した

2019 年度：バスケットボール、タグラグビー、チアリーディング、野球、かけっこ（2 回）、フラッグフットボールの 6 種目（7 回）を開催した

2020 年度、2021 年度：新型コロナウイルス感染症の感染拡大により未開催となった

2022 年度：かけっこ、チアリーディング、野球、バスケットボール、サッカーの 5 種目（5 回）を開催した

②出前授業

2018 年度から地域の小学校や中学校からの依頼を受けて、クラブ・サークルに所属する学生が依頼元に出向き、主に依頼元の正課内で「出前授業」を実施している（資料 9-50【ウェブ】）。この取り組みは、地域貢献だけではなく、学生が大学で学んだ知識や技術を地域社会の中で活かすことにより、学生自身の企画力、実践力、社会性をさらに向上させることも狙いとしている。近年の実績は、以下のとおりである。

2018 年度：バスケットボール部、ソフトボール部、ギタークラブ、軽音楽部（2 回）、ダンスサークルが計 6 回実施した

2019 年度：バスケットボール部、フットサル部、アメリカンフットボール部、チアリーダー部、ダンスサークルが計 5 回実施した

2020 年度、2021 年度：新型コロナウイルス感染症の感染拡大により未実施となった

2022 年度：水泳部、バドミントン部、ソフトボール部、陸上競技部（2 回）、卓球部が計 6 回実施した

③地域団体等依頼事業

2018 年度から小学校や中学校を含む地域の諸団体からの依頼により実施している。（資料 9-51【ウェブ】）。具体的には、クラブ・サークルに所属する学生が依頼元に出向き、近隣小学校でのかけっこ教室、ダンス教室、音楽鑑賞会、近隣の病院内での演奏会などを、2018 年度は 3 回、2019 年度は 5 回、2021 年度は 1 回、2022 年度は 2 回実施した。

E) 図書館の取り組み

一定の条件を満たし利用を許可した地域住民に図書館を開放しているほか、近隣小学校の児童による見学や近隣中学校の職場体験学習の受け入れ、地元高校生に対する夏期の図書館解放などを実施している。

F) 国際部の取り組み

地域交流としては、近隣の高等学校からの依頼を受けて、2007 年度から国際理解学習（総合学習の一環）の講師として本学の留学生を派遣している（資料 9-52）。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020 年度以降は派遣していない。

留学・国際交流事業は、「進路・研究・その他会議」の審議を経て推進している。2022 年 9 月現在、海外の協定校は 15 か国・地域、34 大学となっている。2010 年度以降、学生交換

協定に基づき派遣した学生は38名、受け入れた留学生は113名である。また、協定校以外へ留学した学生は132名である。さらに、2020年度に「留学生支援コンソーシアム大阪」に加入し、本学の留学生に同コンソーシアムが実施するイベントを紹介している。また、米国非営利教育財団のSAF（Study Abroad Foundation）と2022年度に覚書を交わしており、これに基づき、2023年度から留学希望者が多い英語圏への留学機会を提供する予定である（資料9-53）。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する取り組み、教育研究成果等の社会への還元については、適切であると判断する。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 各組織における取り組み

第2章で既述した内部質保証システムにおいて全学的に実施する自己点検・評価以外にも、各組織では、社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上に関する取り組みを定期的に行っている。

例えば、日本経済史研究所では、「黒正塾」の参加者にアンケートを取り、講演内容に対する感想や今後に希望するテーマだけではなく、広報や申込方法を含む運営についても意見を聴取している。そこで明らかになった課題には適切に対応することで、例年、高い満足度を維持している（資料9-54）。

(2) 全学内部質保証推進組織の関わり

「推進会議」は、社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上を、第2章で既述した内部質保証システムにおける自己点検・評価制度を通じて行っている。具体的には、まず、各学部・各研究科、中小企業・経営研究所、日本経済史研究所、スポーツ・文化センター、教育・研究支援・社会連携部、国際部等が自己点検・評価を行い、改善・向上を図っている。さらに、これらの結果を踏まえ、「全学自己点検委員会」が全学的な観点から自己点検・評価している。「推進会議」は、その内容について報告を受け、明らかになった課題に関する事項を事業計画へ反映するほか、議長である学長を通じて関係組織における改善を求めるなど、内部質保証を推進している。

例えば、中期計画に基づくPDCAサイクルにおける自己点検・評価のなかで、地域との連携が広がりを見せていることから、さらなる発展に向けて取り組む必要があることを確認した（資料2-18）。これを受けて、「推進会議」は、「地域社会の交流の場を整備」を2022年度の事業計画に掲げ、これに基づき、教育・研究支援・社会連携部が地域との連携

事業の拡充に向け取り組んでいる（資料1-17【ウェブ】、2-19、9-55）。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性の定期的な点検・評価およびその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについては、適切であると判断する。

＜2＞長所・特色

1. 本学の社会連携・社会貢献活動には、学生が中心となって実施するものが多数あり、例えば、近隣の小学生・中学生の学習サポートを行う「だいけいだい教室」や、地域の子どもにスポーツ指導を行う「大経大キッズカレッジ」などは、学生が自主的に運営し、工夫を凝らして指導等に取り組んでいる。これら学生の自主性を尊重した事業を運営することは、社会貢献・社会連携だけではなく、地域住民との交流を通じた学生自身の成長にも寄与している。
2. 各学部では、社会連携・社会貢献と連動したゼミナール活動を行っている。例えば、情報社会学部では、「くすのきエール・マルシェ」を開催し、連携する福祉事業所に販売機会を提供するとともに、学生が商品の販売を通じて自ら問題を発見・解決する場を創出している。また、人間科学部では、大阪府豊能郡能勢町の依頼を受け、同町の子どもを対象に、「オノマトペ運動」を実施して体力向上を図るとともに、体力測定により得たデータを、同運動プログラムの実施に伴う運動能力変化に関する研究に活かしている。このような取り組みは、地域の課題解決につながるだけではなく、学生の実践的な学習の場となっている。
3. 日本経済史研究所では、図書、雑誌、古文書を中心とする史資料の収集・整理を重要な活動の1つに位置づけ、最新の出版情報や古書市場の動向の把握に努めるほか、史資料寄贈受入の依頼にも対応しながら研究環境の充実を図っている。さらに、国内外で刊行された経済史とその関連分野の文献情報に解題と独自分類を付して公開する「経済史文献解題」の作成、「経済史研究会」やシンポジウムの開催など、国内外の経済史研究者や研究機関との協力・連携体制を深めながら、同研究所の目的である経済史学の向上発展に寄与する特徴的な取り組みを進めている。
4. 理論と実務の融合により優秀な中小企業診断士を養成し、中小企業の経営指導および発展を通じて大阪ならびに関西経済の活性化を目指すことを目的として、中小企業診断士登録養成課程を設け、中小企業診断士を輩出するほか、同課程の実習では、実際に企業のコンサルティングを実施するなど、社会・企業への貢献を図っている。加えて、修了生が本学の他の社会貢献活動に参画するほか、中小企業・経営研究所の特別研究員に就任するなど、本学の諸活動の活性化にも寄与している。

＜3＞問題点

1. 各種社会連携・社会貢献活動には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中断・縮小を余儀なくされているものもある。オンラインの活用等社会状況を踏まえ対策を講じてきているが、今後も社会連携・社会貢献を停滞させないための方策をとっていく必要がある。

＜４＞全体のまとめ

「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、これに基づき、学部・研究科や研究所等の各組織の活動を通じ、地方自治体や企業、他大学等と連携を図りながら、教育研究成果を社会に還元すべく社会連携・社会貢献活動を行っている。特に、大阪市内に位置する数少ない大学の１つとして、地域の課題を解決するための取り組みを推進しており、例えば、東淀川区役所との包括的な連携協定は、多様化する地域住民のニーズへの対応が可能になるなど、地域に密着した社会連携の実現に寄与している。

本学の社会連携・社会貢献活動には、学生が中心となって展開するものも多くみられ、これらは関与する学生自身の学びを深める機会となっている。また、日本経済史研究所での「経済史文献解題」の作成や、中小企業診断士登録養成課程の設置等、本学がこれまで行ってきた研究活動の成果を社会に還元する特徴的な取り組みもある。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中断・縮小した活動も見受けられることから、新たな実施方法を模索するなど引き続き対応していく必要がある。

これら社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上については、各組織で実施するだけでなく、「推進会議」が自己点検・評価制度を通じて推進している。

以上のことから、大学基準を充足していると判断する。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

<1>現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示／学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示／学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

大学運営に関する方針として、「DAIKEI 2032」の「大学運営・組織ビジョン」で、「学びを誘発する空間・制度のデザイン」「教職員のさらなる躍進を促す環境の整備」「財源の多様化と業務の効率化を通じた財務基盤の強化」を掲げている（資料 1-9【ウェブ】）。そして、同ビジョンに基づく「新第一次中期計画」では、「ブランド力の向上」「教職員が活躍できる組織への改編」「財源の多様化」等に取り組むこととし、その実現に向けた具体的な施策を毎年度の事業計画に定めている。

大学運営に関する方針としての内容を含んだこれらは、各学部教授会や「事務部長会」等の会議体での報告、教職員向けポータルサイトへの掲載を通じて学内構成員に周知するとともに、ホームページにおいて広く社会に公表している（資料 1-9【ウェブ】、15）。また、「新第一次中期計画」については、第1章で既述のとおり、理事会のもとに立ち上げた「中期計画策定委員会」を中心に、各学部教授会や各部署の意見を取り入れながら策定することで、教職員への浸透を図った。

以上のことから、大学運営に関する大学としての方針の明示については、適切であると判断する。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。
--

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

1. 適切な大学運営のための組織の整備

(1) 学長の選任方法と権限の明示

学長の選考は、「大阪経済大学学長選考規程」（以下「学長選考規程」という。）に基づき、学内委員6名（専任教員4名、専任事務職員2名）と学外委員3名（学外理事および学外評議員から計3名）で構成する「学長選考委員会」が実施している（資料 10(1)-1）。なお、学

長候補者は、「学長選考規程」第4条にある以下のいずれかにより推薦される。

- (1) 学部長は、学部内から1名の候補者を推薦できる。なお、現学長は従前の所属学部
に属するものとして取り扱う。
- (2) 理事（学部長を除く）は、学内、学外から候補者を推薦できる。
- (3) 専任の教員、事務職員は、10名以上の連署（代表者1名明記）により、学内、学
外から候補者を推薦できる。

「学長選考委員会」は、学長候補者から提出される所定の資料をもとに、面接を実施する。加えて、「学長選考規程」第5条に基づき、意向調査を行うことができ、広く教職員の意見を反映することができる仕組みとしている。例えば、2021年度の学長選考では意向調査として、「教学のリーダーシップ」「研究体制の構築」「教育体制の構築・教育改革推進力」「情報発信力・交渉力・コミュニケーション力」の4項目を、「評価または期待できる」「評価または期待できない」「判断できない」の3段階から回答する調査を実施している。「学長選考委員会」は、これらの選考・調査を総合的に判断して最終候補者を決定し、最終的には理事会の承認を得て、理事長が学長を任命している。なお、同第4条において、学長候補者の推薦がなかった場合、理事長が学長候補者を推薦することとしている。

学長の権限は、「大阪経済大学学長等の職務、任期および任命に関する規程」に、理事会の委任を受け、「大学の教育・研究に関する校務につき職務を行う」とことと定めている（資料10(1)-2）。また、学長の任期に関しては、同規程第4条に、「学長の任期は、3年とし、4月1日に始まり、3年後の3月末日をもって満了する」と定めているほか、「学長選考規程」第4条に、「学長を連続して3期務めた者は、次期学長候補者となることができない」と定めている。

(2) 役職者の選任方法と権限の明示

副学長および学長補佐は、「大阪経済大学副学長および学長補佐に関する規程」において、「副学長の人数は2名以内、学長補佐の人数は2名以内とする」とすることを定め、2022年度現在、副学長2名と学長補佐2名が、学長とともに校務にあたっている（資料10(1)-3）。また、その職務について、同規程で副学長は、「校務全般に関して学長を補佐し、また、学長の命を受けて校務をつかさどり、円滑な校務遂行に努める」こと、学長補佐は、「校務全般に関して学長を補佐し、円滑な校務遂行に努める」とこととしている。いずれも専任教員のなかから学長が候補者を選出した後、「学内役員会」の意見を聴いた上で任命し、理事会へ報告している。なお、副学長および学長補佐は直接的に学長を助ける役割であるため、それぞれの任期は学長の任期とあわせている。

図書館長、日本経済史研究所長、中小企業・経営研究所長は、「館長等の任命に関する学内役員会内規」に選任方法を定め、学長が候補者を「学内役員会」に推薦し、理事長が「学内役員会」の意見を聴いた上で任命している（資料10(1)-4）。それぞれの職務について、図書館長は、「学校法人大阪経済大学図書管理規程」で、「図書の管理について全学的な効果を高めるため、各管理単位の連絡調整を行わなければならない」としている（資料10(1)-5）。また、日本経済史研究所長および中小企業・経営研究所長は、「大阪経済大学日本経済史研究所規程」および「大阪経済大学中小企業・経営研究所規程」で、ともに「研究所の事業を統括するとともに組織・運営に関する全般的な責任を負う」としている（資料3-4、5）。

スポーツ・文化センター長は「大阪経済大学スポーツ・文化センター規程」、教育・学習支援センター長は「教育・学習支援センター (Support Center for Teaching and Learning) 規程」、教学 I R 推進室長は「教学 I R 推進室規程」で、充て職として学長、副学長、学長補佐のいずれかが兼任すること、事業の統括を職務とすることを定めている (資料 3-3、6、7)。

学部長、研究科長の職務等は、「大阪経済大学学長等の職務、任期および任命に関する規程」に定めている。職務について、同規程第 2 条で学部長は、「学部の教育・研究に関する校務につき職務を行う」こと、研究科長は、「研究科の教育・研究に関する校務につき職務を行う」こととし、いずれも「善良な管理者の注意をもってその職務を行い、学長統括の下で相互に協力して本学の発展に尽くさなければならない」としている。また、任期について、同第 5 条で「学部長および研究科長の任期は、3 年とし、4 月 1 日に始まり、3 年後の 3 月末日をもって満了する」としている。選任方法としては、同第 7 条から 9 条に基づき、当該学部・研究科に所属する専任教員のなかから当該教授会・研究科委員会において選出し、理事会の承認を得て、理事長が任命する。なお、副学部長、学部長補佐、研究科長補佐は、各学部・各研究科で定める内規に基づいて選出し、執行部として円滑な校務遂行に努めている (資料 10(1)-6~9)。

このほか、学部・研究科附属機関の各センター長について、地域活性化支援センター長、経営・ビジネス法情報センター長は、設置学部の学部長が指名し、任期を 1 年としている (資料 3-8、9)。また、心理臨床センター長は、人間科学研究科委員会が選出し、任期は 2 年としている (資料 3-10)。各センター長は、いずれも事業を統括する職務を担っている。

(3) 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備／教授会の役割の明確化／学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

教授会については、学則第 5 条で各学部に教授会を置くことを定め、「大阪経済大学教授会規程」にその運営に関して定めている (資料 1-2、10(1)-10)。各教授会は、当該学部に所属している専任教員によって構成し、学部長が招集して議長となり、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとしている。なお、このほかに、学長および学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長または学部長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

研究科委員会については、大学院学則第 6 条で各研究科に研究科委員会を置くことを定め、「大阪経済大学大学院研究科委員会規程」にその運営に関して定めている (資料 1-3、10(1)-11)。各研究科委員会は、当該研究科に所属している専任教員によって構成し、研究科長が招集して議長となり、次の事項を審議し、学長に意見を述べるものとしている。なお、このほかに、学長および研究科長等がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、学長または研究科長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 学生の入学、卒業および課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

既述のとおり、学長の役割は、理事会の委任を受け、「大学の教育・研究に関する校務につき職務を行う」ことである一方、教授会および研究科委員会の役割は、関連規程に定められた事項について審議して、学長に意見を述べることとし、それぞれの役割を明確にしている。

また、教学に関する校務を円滑に行うために、「学長会議」「校務協議会」「大学院校務協議会」を設置している（資料 10(1)-12～14）。

「学長会議」は、学長、副学長、学長補佐、事務局長、事務局次長によって構成し、学長が招集して議長となり、教学の管理運営に関して協議を行う。また、後述する「校務協議会」で取り扱う事項についても、ここで協議しており、学長の円滑な校務遂行に寄与している。

「校務協議会」の設置については、「大阪経済大学教授会規程」第 9 条に定め、「校務協議会規程」にその運営に関して定めている。同協議会は、学長、副学長、学長補佐、学部長によって構成し、学長が招集して議長となり、教授会に関わる校務および教育研究に関する事項の協議、連絡調整を行う。各教授会が招集される場合に前もって開催し、取り扱う議題を共有することで、全学的な状況や課題を把握でき、学長の円滑な校務遂行に寄与している。

「大学院校務協議会」の設置については、「大阪経済大学大学院研究科委員会規程」第 10 条に定め、「大学院校務協議会規程」にその運営に関して定めている。同協議会は、学長、研究科長、研究科長補佐によって構成し、学長が招集して議長となり、研究科に関わる校務および教育研究に関する事項の協議、連絡調整を行う。校務協議会同様、大学院に関する全学的な状況や課題を共有し、学長の円滑な校務遂行に寄与している。

(4) 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

「学校法人大阪経済大学寄附行為」第 6 条に、学長を本法人の理事とすること、同第 16 条に、本法人に理事をもって組織する理事会を置き、理事長を議長とすることを定めている（資料 10(1)-15）。

理事会の決議事項は、「学校法人大阪経済大学理事会規程」第 9 条に定めている（資料 10(1)-16）。また、同第 10 条で、理事会は第 9 条に規定する決議事項を除き、本法人の業務決定の権限を理事長に委任できることとしている。さらに、そのなかの教学に関する事項については、学長に委任できることとし、既述のとおり、「大阪経済大学学長等の職務、任期および任命に関する規程」において、学長の職務は理事会の委任を受け、「大学の教育・研究に関する校務につき職務を行う」ことと定めている（資料 10(1)-2）。そして、その遂行状況は、同規程第 2 条において、適時に理事会に報告しなければならないことを定めている。

(5) 学生、教職員からの意見への対応

教員については、「教務会議」「学生会議」等全学的な事項に関する会議体に学部から選出された教員を構成員として含んでおり、それぞれで取り扱う事項に対して意見を述べる機会が確保されている。また、規程の改廃等の際には、適宜教授会等で意見聴取を行い、必要

に応じて反映させている。職員については、案件に応じて「事務部長会」で意見聴取を行っている（資料 10(1)-17）。学生については、「卒業時アンケート」等の各種アンケートにより、教育や学生生活に関する意見を収集し、必要に応じて対応している。

このほか、組織の改組・新設等重要事項を進めるにあたっては、適宜教職員説明会を開催し、学長等が趣旨・経過を説明するとともに、質疑応答の時間を設けることで教職員の意見を聴取している。

2. 適切な危機管理対策の実施

危機対応については、「危機管理マニュアル」に定めている（資料 10(1)-18）。

近年における危機対応の事例としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、理事長を議長とする「危機管理対策本部会議」を設置し、必要な意思決定を行ったことが挙げられる。その一環として、教育研究等諸活動の行動基準として「大阪経済大学新型コロナウイルス感染拡大防止に基づく行動基準（BCP）」を定め、感染拡大状況や国の方針等に応じて改訂しながら運用している（資料 10(1)-19）。そして、関係組織および教職員は、「危機管理対策本部会議」による決定事項に基づいて連携しながら対応にあたり、オンライン授業の実施等の措置を講じた。

以上のことから、学長、その他役職者、教授会等の権限の明示およびそれに基づく大学運営については、適切であると判断する。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。
評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

1. 予算執行プロセスの明確性及び透明性

(1) 予算編成プロセス

予算編成は、以下のプロセスで行う。

- ①「経理規程」第 70 条に定める「予算会議」構成員の意見を聴いて作成された予算編成基本方針案を、9 月の「学内役員会」および理事会において承認する（資料 10(1)-20、21）。
- ②財務担当理事と財務部経理課が、9 月下旬に学部および事務組織を対象とした「予算編成方針説明会」を開催する。
- ③学部および事務組織が財務部経理課に対し、予算編成基本方針にのっとり事業計画書（要求）を提出する（資料 10(1)-22）。なお、期限は 10 月末頃としている。
- ④「予算会議」で予算要求についての査定を実施して予算原案を作成し、12 月の「学内役員会」において承認する。
- ⑤予算査定額を学部および事務組織に内示する。この内示に基づき、学部および事務組織からの復活要求を受け付け、復活折衝を経て、「予算会議」でその内容を審議する。
- ⑥⑤で作成した復活要求後の予算案を、1 月の「学内役員会」および理事会において承認する。
- ⑦毎年度 3 月、評議員会の意見を聴いた後、理事会において次年度の予算書案を承認する。

(2) 予算執行プロセス

予算金額の範囲内において、「予算執行事務処理要領」に従い、原則的に次のプロセスで予算執行を行う（資料 10(1)-23）。

- ① 予算の担当部署が請求書等の証票に基づき伝票を起票する。当該予算科目に別の部署が主管課として設定されている場合は、主管課が伝票を起票する。なお、金額が 100 万円の以上場合は、あらかじめ承認を得た稟議書の写しを添付する。
- ② 伝票を起票した部署は、課長の承認を得て財務部経理課に伝票を提出する。
- ③ 財務部経理課の担当者は、各部署から提出された伝票の内容が添付の証票と合致することを確認した後、経理課長の承認を得る。
- ④ 財務部経理課の担当者は、③で承認を得た伝票に基づいて銀行振込データを作成し、経理課長の承認を得て、銀行振込を実施する。

予算執行における透明性を確保するため、「予算執行事務処理要領」にのっとりた執行処理を厳守している。加えて、点検・評価項目⑥で後述する公認会計士による監査、監事による監査、監査室による内部監査を実施している。

また、各部署は毎年度の事業終了後、事業計画書に予算執行の効果を分析した結果を記載した事業報告書を作成している（資料 10(1)-24）。

以上のことから、予算編成および予算執行については、適切であると判断する。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。
--

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

1. 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

(1) 大学業務を円滑かつ効果的に行うための事務組織の編成

事務組織は、「学校法人大阪経済大学事務組織規程」に基づき 2022 年 4 月 1 日時点で 9 部 19 課および理事長のもとに置いている監査室から構成している（資料 10(1)-25、26）。そして、「学校法人大阪経済大学事務分掌規程」に基づき、法人および大学の運営や教育研究活動の支援を円滑かつ効果的に行っている（資料 10(1)-27～29）。なお、各部署の職務の性質を踏まえ、専門窓口（事務室）として、教務部には大学院事務室、学習支援室、教職課程事務室、学生部には保健室、学生相談室、スポーツ・文化センター事務室、摂津キャンパス事務室、教育・研究支援・社会連携部には中小企業診断士養成事務室を設けている。

(2) 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

職員の採用は、「学校法人大阪経済大学就業規則」および「学校法人大阪経済大学職員採用の手続きについての内規」ならびに各年度の定年退職者数を根拠とした要員計画に基づいて実施し、最終的には理事長が決定している（資料 10(1)-30～32）。なお、専任職員には

職能資格制度が適用されており、採用時に、参与、参事、副参事、主事、副主事、書記の6つの資格のうち、当該採用者の経歴、能力等を勘案し、然るべき職能資格に処遇している。採用時における職能資格の適用については、「職員の人事に関する規程」および「職員の職能資格に関する細則」に定めている（資料10(1)-33、34）。

職員の昇格は、毎年度実施している人事考課の結果ならびに「職員の人事に関する規程」および「職員の職能資格に関する細則」に基づき、「事務部長会」の議を経て、理事長が決定している。また、人事考課による昇格とは別に、書記から副主事への昇格については、「職員の昇格試験に関する細則」に基づいた運用を行っている（資料10(1)-35）。新卒で入職した職員は入職5年目を迎えた年度に、既卒で入職した職員は入職3年目を迎えた年度に、それぞれ昇格試験の受験資格が付与される。受験資格と受験要件を満たした場合は、当該者の受験意思に基づき昇格試験の受験を可能としており、事前課題とプレゼンテーションでの審査によって副主事への昇格可否を判断している。

(3) 業務内容の多様化、専門化への対応に向けた、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置等の配慮

専門的な知識および技能を有する職員の育成について、職員研修を主管する総務部人事課では、2022年度よりサブスクリプション型のe-Learning（e-JINZAI for university）に関する使用契約を外部業者と締結している（資料10(1)-36【ウェブ】）。これによって、従来実施していた研修ではコストがかかって取り扱えなかったようなIRer向け、アドミッションオフィサー向け、アカデミックアドバイザー向け、産学官連携コーディネーター向け等専門性の高いテーマについても自由に学習できる環境が整備され、後述するスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）でも活用している。

専門的な知識および技能を有する職員の配置等の配慮について、例えば、2023年度認証評価受審にあたり2019年度に専任職員1名を大学基準協会へ1年間出向させることで専門的な知識・経験を培う機会を提供し、帰任したのちは認証評価関係業務に従事させている。このほか、リサーチ・アドミニストレーター（URA）に関して、他大学を含む複数の機関において当該業務に携わっていた経験値の高い者を雇用している。

(4) 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

大学業務を円滑かつ効果的に行うための事務組織を整備するだけでなく、教学の全学横断的な事項を取り扱う「教務会議」「学生会議」等の会議体には、教員に加えて職員も構成員に含んでいる。また、「新第一次中期計画」の策定に際して理事会のもとに立ち上げた「中期計画策定委員会」等各種プロジェクトの推進組織にも、教員と職員合同のメンバー構成としているものがある。これらにおいて、教員と職員が有機的に連携を図り、教学運営その他の大学運営に取り組んでいる。

このほか、第1章で既述したインナーブランディング事業では、教職員による座談会を開催するなど、教員と職員のつながりの強化を図っている。また、第6章で既述した「全学FDフォーラム」では、開催テーマに応じて職員も参加の対象とし、教学面での連携強化に努めている。

(5) 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学では、期首に事務局長が当年度の事務局方針（事務組織として成し遂げるべき目標、取り組むべきミッション）を各部署の所属長に明示する。各所属長はこれを受け、当年度の「部門方針・部署計画シート」に課題、達成すべき状況・目標値を定め、同シートの内容に基づき、各職員は当年度の「目標設定シート」に個人目標、達成基準を定める（資料 10(1)-37～40）。なお、各職員が目標の設定を行うにあたっては所属長と面談を行い、その内容が当該職員の能力、適性、職能資格に照らして適切かどうかを確認し、その上で設定した目標の達成時期と難易度を決定する。例年、目標の設定は期首から 2 ヶ月以内に行い、期中の中間面談（任意で実施）において進捗状況の確認とそれに基づく取り組みの修正を行う。

各職員は期末に、「目標設定シート」における目標の達成状況の確認と、「人事考課評定書」における今年度の業務への取り組み状況に対する自己評価（振り返り）を行い、それらの内容に基づき所属長と人事考課面談を行う（資料 10(1)-41、42）。また、所属長も当該職員の「目標設定シート」および「人事考課評定書」の内容を踏まえ、目標の達成状況と次年度に向けた課題の確認、自己評価に対する所属長評価を行う。

そして、これら「目標設定シート」および「人事考課評定書」の内容に基づき、当年度中の各職員の人事考課を行う（資料 10(1)-43）。全職員の「目標設定シート」および「人事考課評定書」は、「事務部長会」において一覧で表示して相対評価を行い、人事考課ポイントの調整を行う。その後、人事考課結果については事務局長が、昇格、降格については理事長が決定する。

以上のことから、事務組織の設置および機能については、適切であると判断する。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施
--

1. 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

職員の資質向上に関しては、「学校法人大阪経済大学職員研修規程」を定め、従来から SD に取り組んできた（資料 10(1)-44）。そして、より体系的・段階的・継続的な SD を実現するため、2018 年度に「学校法人大阪経済大学専任職員人材育成ビジョン」を策定、2019 年度より施行し、同ビジョンにのっとりた取り組みを進めている（資料 10(1)-45、46【ウェブ】）。また、教員の資質向上を図るため、教員を対象に含んだ SD も行っている。近年における SD の主な事例は以下のとおりである。

A) 新入教職員 SD

新入教職員 SD では、新任の教職員を対象に、学長等が本学の概要等について説明を行うほか、2022 年度は学長、副学長、学長補佐とワークを通じて交流する機会を設け、対象者が本学への理解を深める機会としている（資料 10(1)-47）。

B) 新入職員研修

新入職員研修では、各年度の新任者に対して、総務部人事課による研修を約1ヵ月行った後、その他の各部署による研修を約2ヵ月実施している（資料10(1)-48、49）。総務部人事課による研修では、各種システム講習・規程説明・実務体験・新入生サポートプログラムへの参加・書籍を用いた業界学習等を行い、その他の各部署による研修では、部署ごとに担当者が研修プログラムを企画・運営している。

C) 階層別研修

職員が各階層に求められる能力に意識を向け、それに応じた行動へのきっかけとすることを目的に、総務部人事課が階層別研修を実施している。例えば、2022年度は、Microsoft Teams の操作に習熟することもねらいとし、1stSTEP として e-Learning システム（e-JINZAI for university）での個別学習、2ndSTEP として各階層におけるテーマに基づき数人のチームごとに Microsoft Teams 上で行うポスター協働作成、3rdSTEP としてそれぞれのチームが作成したポスターを閲覧するオンラインポスターセッションを行った（資料10(1)-50、51）。

D) 考課者・被考課者研修

適切な人事考課を行うため、総務部人事課が考課者と被考課者双方に対して考課者・被考課者研修を実施している（資料10(1)-52、53）。人事考課制度の意義や目的をあらためて整理するとともに、考課時に陥りやすい誤り等に対して理解を深め、公正な人事・良質な人材育成につながる人事考課を目指す内容としている。これにより、考課者・被考課者各個人の評価基準に対する理解が進むなど、適切な人事考課制度の運用につながっている。

E) ハラスメント防止研修

総務部人事課が教職員を対象にハラスメント防止研修を実施し、快適な職場環境をつくるためハラスメントに関する啓蒙を行っている（資料10(1)-54）。2021年度は、e-Learning システム上に公開している動画を視聴するとともに、確認テストの受講・合格を求めるかたちで実施した。

F) 情報セキュリティ研修

情報セキュリティに関する意識向上のため、財務部情報システム課が教職員を対象に情報セキュリティ研修を実施している。2022年度は、e-Learning システム上に公開している動画を視聴するとともに、確認テストの受講・合格を求めるかたちで実施した（資料8-15）。

以上のことから、職員、教員の意欲および資質の向上を図るための方策については、適切であると判断する。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：監査プロセスの適切性

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上
--

1. 監査プロセスの適切性

本法人における監査については、監事、公認会計士、内部監査の三様監査により、定期的あるいは必要に応じて連携および情報交換を行い、本法人の業務および財政の健全性を担保するべく、相互に効率的かつ効果的に行っている。それぞれの内容は、以下のとおりである。

A) 監事による監査

監事は、「学校法人大阪経済大学寄附行為」第7条に基づき、「監事候補推薦規程」により推薦された者を、理事会において候補者として選出し、評議員会の同意を得て理事長により選任される（資料 10(1)-55）。2022 年度現在、2 名の監事（非常勤）を置いている。監事は、私立学校法第 37 条および「学校法人大阪経済大学寄附行為」第 15 条ならびに「学校法人大阪経済大学監事監査規程」に基づき、本法人の業務および財産の状況ならびに理事の業務執行状況について、主に書面監査および実地監査の手法により監査を行っている（資料 10(1)-56）。

業務および理事の職務執行状況の監査については、理事会、評議員会、「学内役員会」に出席し、審議内容およびプロセスをチェックするほか、稟議書の閲覧、公印の使用状況の確認、公文書の受付および配布状況の確認、自己点検・評価の実施状況の確認、各部署における規程の改定状況の確認を定時に行うなどして実施している。また、監事が設定した項目についての監査を実施し、担当部署等から提供された資料の検討、インタビュー、現地視察等を行っている。

財産の状況の監査については、期中監査において、毎月財務部経理課から提供される各種残高試算表を検証し、毎月末現在の資産状況および予算の月次執行状況を確認しているほか、適宜財務部経理課や関係部署へのインタビューを行っている。また、期末監査において、内部統制の有効性の判断のもとで監査を実施しており、特に資産（預金等）の実在性の検証は、会計監査人が実施している金融機関への確認結果等も参考にしつつ監査している。これらの監査手続きを通して、主要な計算書類の監査を実施している。

これらの監査結果については、理事会における決算の承認に先立ち、監査報告書を作成し、理事会および評議員会に提出して報告を行っている（資料 10(1)-57）。

B) 公認会計士による監査

私立学校振興助成法第 14 条に基づく公認会計士による監査は、毎年度締結する監査契約にのっとり実施されている。毎年度 7 月から 9 月に会計士による監査計画書の作成および計画審理が実施され、10 月頃に、当年度の監査計画および現状の課題等について財務担当理事および監事との情報交換・意見交換が実施される。その後、翌年度 6 月までの期間に、財務諸表が学校法人会計基準に準拠しているか、また、当該会計年度の経営の状況および財政状態を適正に表示しているかについての監査が、監事との定期的な意見交換を経て行われ、最終的に独立監査人の監査報告書が提出される（資料 10(1)-58）。

なお、監査実施過程において把握された内部統制上の検出事項は、「会計監査において把握した内部統制上の検出事項のご報告」によって報告されるが、この内容は、財務部経理課

から担当部署に伝達し、次年度以降の経理処理で改善を図っている（資料 10(1)-59）。

C) 内部監査担当による監査

内部監査担当による監査については、「学校法人大阪経済大学内部監査規程」により本法人の業務全般および予算の執行状況、会計処理の適切性を監査し、また、文部科学省からのガイドライン「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を受けて作成される事務処理要領に基づき、公的研究費に係る内部監査およびモニタリングを行っている（資料 10(1)-60）。理事長の指示のもと、三様監査における情報共有内容を鑑み年度ごとに策定する監査計画に基づき、関係部署への書面調査、インタビュー、実地調査、フォローアップ監査を行っている（資料 10(1)-61）。そして、監査結果については、監査報告書を作成し、同規程に基づき、理事長および監事へ都度報告を行っている。

2. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価／点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 各組織における主な取り組み

第2章で既述した内部質保証システムにおいて全学的に実施する自己点検・評価以外にも、各組織では、大学運営の適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上に関する取り組みを定期的に行っている。

例えば、人事考課制度については、当年度の人事考課が終了した後、総務部人事課が考課結果を取りまとめて分析を行い、改善に向けた検討を行っている（資料 10(1)-62）。また、適切な人事考課制度構築のため、説明会を実施するとともに、参加者から意見を聴くことで、課題抽出に努めている（資料 10(1)-63）。

明らかになった問題点の例として、第一に、被考課者が設定する個人目標のレベルが必ずしも職能資格と整合していなかったことが挙げられる。これに関して、目標設定の方法を見直し、個人目標の難易度を所属長が判断することとするなど、「部門方針・部署計画シート」の内容や職能資格とより連動した個人目標となるよう改善を図った（資料 10(1)-64）。

第二に、これまで評価基準に対する考課者・被考課者各個人の理解に差異が生じていたこと、また、全体の人事考課ポイントが中心化傾向にあったため、各個人の考課結果に際立った点数差が生じていなかったことが挙げられる。これらの改善に向け、2020年度に「職能資格等別人事評価説明会・意見交換会」を、2021年度に考課者・被考課者研修を開催した（資料10(1)-65）。これにより、評価基準に対する理解が進み、人事考課ポイントに一定の差異が生じるなどの効果が見え始めている（資料10(1)-66）。

S Dについては、総務部人事課が研修時の提出物（事後学習シート等）やアンケートから今後取り組むべき課題や満足度を分析し、より効果の高いS Dが実現できるよう点検・評価を行っている（資料10(1)-67～69）。その結果として、総務部人事課が実施するS Dでは、目的や到達目標等を共有できるよう、2019年度より研修シラバスを作成するなどの改善に至っている。また、2022年度からは、研修シラバスに「人材育成ビジョン目指すべき人材像等との関連」を追加することで、対象者が当該S Dの位置づけに対して具体的なイメージを持つことが可能となった。

(2) 全学内部質保証推進組織の関わり

「大学運営に係る推進会議」は、大学運営の適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上を、第2章で既述した内部質保証システムにおける自己点検・評価制度を通じて行っている。具体的には、まず、企画部や総務部、財務部等が自己点検・評価を行い、改善・向上を図っている。さらに、これらの結果を踏まえ、「大学運営に係る自己点検委員会」が全学的な観点から自己点検・評価している。「大学運営に係る推進会議」は、その内容について報告を受け、明らかになった課題に関する事項を事業計画へ反映するほか、議長である事務局長を通じて関係組織における改善を求めるなど、内部質保証を推進している。

例えば、中期計画に基づくPDCAサイクルにおける自己点検・評価のなかで、事務組織における役職者の職務権限について「学校法人大阪経済大学事務部門における役職者の職務に関する規程」を定めたものの、同規程に基づいた適切な権限移譲等業務を効率的に行うための取り組みが進んでいるとは言い難い状況が明らかとなった（資料10(1)-70）。これを踏まえ、「大学運営に係る推進会議」は2022年度の事業計画に「役職者権限の明確化」を掲げ、総務部人事課がこれに基づく取り組みを推進している（資料1-17【ウェブ】、10(1)-71）。

また、大学基準に基づくPDCAサイクルにおける自己点検・評価のなかで、人事考課制度の評価基準に対する考課者・被考課者各個人の理解について、改善に向けた取り組みを行っているものの、依然として差異が生じていることが問題点として明らかとなった。これに関して、「大学運営に係る推進会議」の審議を踏まえ、総務部人事課が2022年度も継続して考課者・被考課者研修を実施するなど、改善に取り組んでいる（資料2-28、10(1)-52、53）。

以上のことから、大学運営の適切性の定期的な点検・評価およびその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みについては、適切であると判断する。

<2>長所・特色

1. 「学校法人大阪経済大学専任職員人材育成ビジョン」を定め、これに基づき職員に対するSDとして新入職員研修や階層別研修等を行い、大学運営に必要な資質の向上を図るとともに、考課者・被考課者研修を行うことで、人事考課制度の適切な運用による職員の適正な業務評価にもつなげている。さらに、2022年度よりサブスクリプション型のe-Learning（e-JINZAI for university）に関する使用契約を外部業者と締結することで、専門性の高い業務領域への学習環境も整備するなど、職員の能力開発に積極的に取り組んでいる。

<3>問題点

1. 職員の昇格について、書記から副主事への昇格の際は、「職員の昇格試験に関する細則」に基づいて昇格試験を課している。一方、副主事以上の昇格については、従来どおり、人事考課結果に基づいて判断していることから、人事考課制度に対する考課者・被考課者各個人の理解の向上に努めるほか、昇格試験等の導入を検討することで、より適正な人事処遇を実現していく必要がある。

<4>全体のまとめ

大学運営に関する方針として、「DAIKEI 2032」に「大学運営・組織ビジョン」を掲げ、同ビジョンの実現に向けた「新第一次中期計画」および毎年度の事業計画に基づき、大学運営に取り組んでいる。

適切な大学運営を行うため、学長をはじめとした役職者の選任方法や権限に加えて、教授会の役割、教学組織と法人組織の役割分担についても関係規程に明確に定めている。

予算は、予算編成基本方針に基づき、「予算会議」での審議を行いながら編成し、「予算執行事務処理要領」に従い執行している。

事務組織は、「学校法人大阪経済大学事務組織規程」に基づき、大学業務を円滑かつ効果的に行えるよう構成している。また、「部門方針・部署計画シート」「目標設定シート」「人事考課評定書」を用い、人事考課に基づく職員の適正な業務評価にも取り組んでいる。さらに、新入職員研修や階層別研修、考課者・被考課者研修等の各種SDを行うとともに、専門性の高い業務領域への学習環境も整備し、職員の能力開発に積極的に取り組んでいる。

これら大学運営の適切性の点検・評価およびその結果に基づく改善・向上については、各組織で実施するだけでなく、「大学運営に係る推進会議」が自己点検・評価制度を通じて推進している。

以上のことから、大学基準を充足していると判断する。

第2節 財務

<1>現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定／財務関係比率に関する指標又は目標の設定
--

1. 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定／財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本法人では、事業活動収支計算書関係比率のうち①事業活動収支差額比率、②人件費比率、③教育研究経費比率、④管理経費比率の4項目を、日本私立学校振興・共済事業団が公表する数値から算出した全国平均（文系の学部を複数持つ学校法人の平均値）（以下「全国平均」という。）よりも良好とすることを財務目標としている（資料10(2)-1、2）。そして、これを達成できる収支構造とするため、2023年度の収容定員の増加および2024年度の新学部の設置を想定した上で、2021年度から2027年度までの中期財務計画を策定し、収入の増加、支出の削減等の観点から施策を定めている（資料10(2)-3、4）。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するための中・長期の財政計画の策定については、適切であると判断する。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。
--

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

1. 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

財務基盤の安定性を示す貸借対照表関係比率は、全国平均と比較して良好な比率を維持している（資料10(2)-1、2）。

例えば、各種引当特定資産などの長期にわたって特定の目的のために保有する金融資産の蓄積状況を評価する指標である特定資産構成比率が、2021年度は47.2%となっており、2020年度の全国平均22.5%を大きく上回っている。一般的にはこの比率が高い場合、中長期的な財政支出に対する備えが充実しており、計画的な学校法人経営に資するといえる。約222億円の特定資産のうち、第2号基本金引当特定資産は約59億円であり、土地取得・校舎新築を目的として、2032年度まで毎年度1億円（合計11億円）を追加で組み入れる計画としている。また、第3号基本金引当特定資産は約46億円であり、運用果実を大阪経済大学大樟奨学金の給付原資としている。

なお、収容定員の増加の申請条件に対応するための定員管理に伴い、学生生徒等納付金収入が数年にわたり減少傾向にあったが、2023 年度からの収容定員の増加（入学定員 1,645 名→1,860 名（+215 名））によって、収入状況は改善する見込みである。また、収容定員の増加に伴う教員人件費の増加を主要因として悪化する各種財務指標についても、同様に改善する見込みである。

2. 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

財務基盤の安定性を向上させるには、学生生徒納付金以外の収入増加が重要となる。これに関して、科学研究費、寄附金、共同研究費、学術研究振興資金、女性研究者奨励金、受取利息・配当金などを獲得しているほか、近年は私立大学等改革総合支援事業に採択されている。

外部資金獲得に向けた取り組みの例として、科学研究費については、第 8 章で既述した「科研費研究計画調書作成勉強会」を行っている（資料 8-40）。また、寄附金については、教育振興募金の推進を行っている（資料 10(2)-5）。このほか、資産運用については、預金・債券による運用に加えて、信託銀行による外部委託運用を開始し、2022 年度と 2023 年度で総額 30 億円の運用を実施する予定である（資料 10(2)-6）。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するための財務基盤については、適切であると判断する。

<2>長所・特色

1. 長年にわたる収支差額黒字確保の結果として、貸借対照表関係比率は全国平均と比較して良好な比率を維持しており、安定した財務基盤を構築している。

<3>問題点

1. 事業活動収支計算書関係比率のうち学生生徒等納付金比率が全国平均を上回る状態が続いている。今後も安定した財務基盤を維持するため、中期財務計画に掲げるとおり、収入源の多様化を図る必要がある。

<4>全体のまとめ

2021 年度から 2027 年度までの中期財務計画を策定し、財務目標およびそれを実現していくための施策を定めている。実際の財務状況として、財務基盤の安定性を示す貸借対照表関係比率は、全国平均と比較して良好な比率を維持している。例えば、特定資産構成比率が全国平均を大きく上回る数値となっており、計画的な学校法人経営に資する状態である。一方、収入面では学生生徒等納付金比率が全国平均を上回る状態が続いており、収入源の多様化を図る必要がある。そのため、補助金の獲得、資金運用の外部委託の開始、外部資金の獲得に向けた「科研費研究計画調書作成勉強会」の実施や教育振興募金の推進等に取り組んでいる。

以上のことから、大学基準を充足していると判断する。

終章

2022年に創立90周年を迎えた本学は、これまで建学の精神「自由と融和」に基づいた教育研究等諸活動を実践し、多くの卒業生を輩出してきた。2032年に創立100周年を迎えるにあたり、新たに策定した100周年ビジョン「DAIKEI 2032」の実現に向けて、取り組みを進めているところである。

「DAIKEI 2032」を実現していくにあたっては、教職員がその趣旨・内容を理解し、自分事として捉えることが不可欠であるため、本学ではインナーブランディング事業を強化している。そこでは、ウェブサイトでその事業内容を公開することで、教職員が目標に向けて何を考え、どう行動しているかを周知し、地域社会との関係性を深めている。

「DAIKEI 2032」を実現するための具体的な計画については、「新第一次中期計画」および単年度の事業計画に落とし込み、各組織で実施するとともに、内部質保証システムにおいてその進捗状況を管理することで、確実な事業の推進を図っている。現行の内部質保証システムは本学の理念・目的を実現していくにあたり、その機能を強化するために2018年度に再構築したものであり、2019年度より必要に応じて見直ししながら稼働させている。

教育については、3つのポリシーに基づき順次性や体系性に配慮した教育課程を編成し、各授業の特性に応じた方法によって実施している。さらに、学部での教育については、2022年度から新たに設置した「教学IR推進室」や関係組織が連携し、外部機関によるアセスメントテストや「卒業時アンケート」等を活用した学習成果の把握・評価を推進している。これらの結果は、各学部における教育課程等の点検・評価に活用されており、3つのポリシーを起点とした質保証の取り組みが進みつつあるといえる。

さらに、学生が学習に専念できるよう、奨学金等の経済的支援や、修学・生活・進路に関する各種相談に応じる体制整備も行っている。また、教育研究等環境については、教室および研究室に加えて、オンラインでの教育にも支障のないネットワーク環境やICT機器等を適切に整備している。そして、教育研究の成果を社会に還元するための社会連携・社会貢献については、ゼミナール活動と連携するなど学生を巻き込みながら実施している。

近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、教育をはじめとする諸活動に多大な影響を及ぼし、本学でもオンライン授業の実施等を行うことになったが、関係組織が連携し速やかに必要な対応にあたるとともに、内部質保証システムを恒常的に機能させることで、学びの質の維持・向上に努めてきた。本報告書にて明らかになった問題点は改善に努めるとともに、長所・特色は一層の進展を図るなど、社会に貢献する“人財”を輩出する高等教育機関として、今後も不断の努力をしていく所存である。

以上